

令和2年 第3回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	令和2年9月10日（木）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	令和2年9月10日 午前8時40分宣告		
応 招 議 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	1番 村上 要二郎 2番 林 康 彦 3番 大西 幸江 4番 藏谷 重文 5番 寺下 満 憲 6番 檜垣 一成 7番 平山 和昭 8番 濱田 高嘉 9番 前田 省二 10番 土居 計彦 11番 池本 興治 12番 松原 彌一 13番 池本 光章	
不応招議員	なし		
出席議員	応招議員のとおり		
欠席議員	なし		
自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 課 長 健康推進課長 農林水産課長 魚 島 支 所 長 消 防 長 建 設 課 長 企画情報課長 住 民 課 長 危機管理室長 商工観光課長 公共交通課長 生活環境課長 教 育 課 長 海 光 園 長 会 計 管 理 者	宮 脇 馨 村 上 和 志 高 橋 典 子 中 辻 洋 大 本 一 明 黒 瀬 智 貴 小 林 薫 濱 田 将 典 山 本 九十九 杉 田 和 房 今 井 稔 田 房 良 和 澤 田 一 政 村 上 和 彦 越 智 康 浩 梨 木 善 彦 角 濱 信 夫 池 本 雅 則
議員・職員以外で会議に出席した者		上島町監査委員	森 本 英 隆

会議に職務 のため出 席した者 の職氏名	1 2 3	議会事務局 局 長 議会事務局 専門員 議会事務局 会計年度任用職員	蓼 原 洋 樹 東 秀 彦 久 保 真 弓
町長提出 議 案 の 題 目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27	報告事項 令和元年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率について 専決処分の承認を求めることについて 令和2年度上島町一般会計補正予算（第5号） 令和元年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について 令和元年度上島町国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定について 令和元年度上島町国民健康保険診療所事業会計歳入歳出決算認定について 令和元年度上島町へき地出張診療所事業会計歳入歳出決算認定について 令和元年度上島町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算認定について 令和元年度上島町公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について 令和元年度上島町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について 令和元年度上島町CATV事業会計歳入歳出決算認定について 令和元年度上島町農業集落排水事業会計歳入歳出決算認定について 令和元年度上島町介護保険事業会計歳入歳出決算認定について 令和元年度上島町介護サービス事業会計歳入歳出決算認定について 令和元年度上島町浄化槽事業会計歳入歳出決算認定について 令和元年度上島町魚島船舶事業会計歳入歳出決算認定について 令和元年度上島町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算認定について 令和元年度上島町生名船舶事業会計歳入歳出決算認定について 令和元年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について 令和2年度上島町一般会計補正予算（第6号） 令和2年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第1号） 令和2年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号） 工事請負契約の締結について（岩城漁港西防波堤機能保全工事） 工事請負契約の締結について（篠塚漁港東防波堤機能保全工事） 工事請負契約の締結について（長江港浮栈橋改修工事） 物品売買契約の締結について（ギガスクール用端末購入事業） 辺地に係る総合整備計画の変更について 上島町教育委員会委員の任命について	
そ の 他 の 題 目	1 2 3 4	議員派遣報告（生名フェリー新造船「ゆめしま」視察） 議員派遣報告（住民と町議会議員との意見交換会「生名」） 議員派遣報告（住民と町議会議員との意見交換会「岩城」） 議員派遣の件（新造船「ゆめしま」竣工式・就航式）	
日 程		議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）	
会議録署名 議 員 の 氏 名		議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 12番・議員 松原 彌一 1番・議員 村上 要二郎	

会 期	令和2年9月10日～9月28日（19日間）
傍聴者数	7名（男 5名・女 2名）

◎ 開 会

○（池本 光章 議長）

ただ今の出席議員は全員です。ただ今から令和2年第3回上島町議会定例会を開会します。会議開催の前に、一言お詫びを申し上げます。今回の私共の議員の不祥事につきまして、議員はじめ一同、心から深く反省申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。今一度、私たちの置かれている立場、職責を再認識いたしまして、今後、皆様の信頼を回復できますよう一層の努力を重ねて参りますので、よろしくお願い申し上げます。申し訳ございませんでした。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配布しているとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名

○（池本 光章 議長）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、12番・松原議員、1番・村上議員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定

○（池本 光章 議長）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。議会運営委員長 土居議員、お願いします。

（土居議員、登壇）

○（10番・土居 計彦 議員）

おはようございます。議会運営委員会の協議結果について、ご報告いたします。

令和2年第3回定例会の開会にあたり、去る9月3日に議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日、10日から25日までの16日間とし、議事日程については、お手許に配布のとおり進めることに決定しました。どうか本定例会の慎重なるご審議と議会運営に各段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

（土居議員、降壇）

○（池本 光章 議長）

お諮りいたします。ただ今、土居議会運営委員長から委員会協議の結果について報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から25日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。従って、会期は、本日、9月10日から9月25日までの16日間に決定しました。

日程第3、副議長の選挙

○（池本 光章 議長）

日程第3、「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「なし」の声あり）ご異議なしと認めます。従って、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定しました。

副議長に、松原議員を指名します。

お諮りします。ただ今、議長が指名しました、松原議員を、副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。従って、ただ今指名しました、松原議員が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました松原議員は議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、本席から当選の告知をします。

松原議員、登壇して当選承諾のあいさつをお願いいたします。

（松原副議長、登壇）

○（松原 彌一 副議長）

議席番号12番、松原でございます。先日からいろいろとお話がありまして、議員の皆様方から身に余るお話をいただきまして、いろいろ考えさせていただきましてけど、また、議長さんからもいろいろとお話をいただきまして、この度、前副議長の後を、任期は短い期間ではございますけども、私なりに誠心誠意、後の任期を務めさせていただくことにいたしました。どうぞ、最後まで、皆さん方のご指導、ご協力をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。（拍手あり）

（松原副議長、降壇）

○（池本 光章 議長）

ありがとうございました。松原副議長、よろしくお願いいたします。

日程第4、議席の変更

○（池本 光章 議長）

続いて日程第4、「議席の変更」を行います。

前副議長の辞職並びに今回の選挙により、会議規則第4条第3項の規定に基づき議長の議席を13番に変更します。

日程第5、行政報告

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第5、「行政報告」を行います。

町長からの行政報告の申し出がありました。これを許可します。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮 脇 馨 町長)

改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、9月定例議会にあたりまして、行政報告を述べさせていただきます。

コロナが全国的に密かに蔓延の様相を見せてきましたが、離島という厳しい医療環境に置かれている上島町では、何としても水際対策の徹底に全力を注いでいきたいと思います。

コロナ禍の先が見通せない中で、アツという間に9月を迎えてしまいましたが、この辺りで地域社会の持続性に焦点を絞った政策の組み立てが求められています。私たちが、この島でどんなライフスタイルを目指すのかがテーマであります。島の良さを最大限に引き出し、コロナが入り込みにくい、広がりにくい、そんなライフスタイルをみんなで創りましょう。そのために一人ひとりができることから挑戦を始めてください。

本日は、私にとっても今期最後の定例議会となりますので、この4年間の総括をさせていただきます。

まず、教育面であります。平成29年度より弓削高校魅力化事業として、公営塾の設立と特色あるカリキュラムの実施で生徒数の確保に努め、高校生活の充実と進路の可能性を広げました。その実績として、入学者数が平成27年度 16名、28年度 21名であったものが、平成29年度には28名、30年度には29名、令和元年度には29名、令和2年度 30名と、そういった状況で着実に少しずつではありますが伸びております。また、公営塾の方の入塾者数、こちらは平成29年度 全校生徒60名のうち14名、平成30年度には74名のうち30名、令和元年度には82名のうち42名、令和2年度には87名のうち54名、62%であります。というふうに、こちらの方も着実に伸びております。塾生の進学実績として、令和元年度 国公立2名、私立3名、そういった成績が残っています。

次に、ブーメラン人材の確保と定住促進のために、愛媛銀行と連携し進学時に借りた「かみりんローン」返済を補助する制度である「ゆめしま奨学金制度」を立ち上げました。利用実績は、平成29年度 11名、30年度 15名、令和元年度 18名となっています。こうした制度を活用して、弓削高から世界に大きく羽ばたいて欲しいと願っております。また、地域と一体となって開かれたアクティブラーニング教育を推進するため、コミュニティスクールを町内全校で取り組み始めました。地域社会と学校が連携し、相乗効果を発揮して元気になるためのシステムであり、町民の皆さんの積極的な参加と応援が欠かせません。

次に交通体系であります。岩城橋開通時に交通体系が大きく変わるためリアルタイムで変化に対応できるよう、生名船舶事業とバス事業を直営化しました。陸海の利用実態に合わ

せた路線の再編を進めます。公約に掲げていた75歳以上の生名フェリーの無料化も復活させました。

生名フェリー「ゆめしま」194トンを建造し、乗用車24台積載可能の大型化（6台増）とバリアフリーなど安全性と利便性の向上を図った新造船が9月26日に就航します。

長崎側の待機レーンを含む周辺整備も進めておりますが、その前段として、すぐ近くにあった信号機を、広島県側との粘り強い交渉を続けた結果、点滅型の経過措置の後、廃止とすることができました。これにより、フェリーから下りた、長崎側に下りた車両のスムーズな交替ができるようになりました。

続いて、産業振興であります。全国で根強い人気のある「青いレモン」の復活を目指して、生産力回復のためにレモンの苗木を補助、平成29年に4,000本、平成30年に2,000本販売、改植し、レモン栽培農家育成と生産力の確保を図りました。特に、平成30年の豪雨災害で果樹が流出した農家は、レモンへの更新により園地復興の一助となったのではないのでしょうか。

また、一番需要が多く最も価格も高い夏場に対応した周年出荷につながる「青いレモン」の増産は産地としての必須条件であるため、農業用ハウスの導入支援を図り、レモンハウスを36アール増加しました。

また、大幅に減少している農家を担い手農業者と新規就農者で補充していくために、ハウス導入支援、ワーキングホリデー事業、お試し研修、インターン事業などの各種事業の相互連携により拡大確保を図っております。

次に防災関連であります。危機管理室を町長部局に移管することで防災対応能力の向上と迅速化を図りました。現在のMCA無線は、伝播状況や音質に多くの問題を抱え、維持管理にもコストが大きく膨らんでいたため、スマホなどにも対応できる防災情報伝達システムへの更新に着手しました。大規模災害に備えるためにも、情報伝達手段の多重化は必須です。

医療環境の悪化や救急搬送の長時間化などによる救急隊員不足に対応するため、平成30年に消防職員定数を25名から35名に増員し、計画的な職員採用を行っています。また、消防庁が令和8年度までに女性職員の割合を5%まで引き上げる目標を示したことにより女性消防職員の登用を始めました。現在1名ですが、5%目標では2名必要となります。特殊車輛の配備も東温市消防本部より寄贈いただいた救助工作車が老朽化したため、町内現場に適合した3トン型の車両に更新しました。

緊急対策費をまた予算化し、各支所での緊急対応力の向上も図っております。

続いて、医療の面であります。魚島の医師不足を解消するために神石高原町からヘリコプターによる往診体制を確保し、現在の常駐医・五嶋先生就任に繋げました。離島医療の現状は引き続き厳しいものがありますが、健康づくりを中心にした地域づくりを目指していきたいと思っています。

続いて、水道関係であります。平成30年の7月豪雨災害による12日間の断水では、改めて「友愛の水」の恩恵を再認識させてくれました。有志のみなさんによる木下元町長の顕彰碑も建立され、水源地である東広島市福富町の水源林への感謝を込めた植林もしっかりと継続していきたいと思っております。

また、予想される大規模災害に備え、非常用水の確保として、島ごとに40トン貯水施設の整備を進めています。また、避難所対応の飲用水確保として空気中から水分を凝縮して水を作る空水機も導入しました。

就任からアツと言う間の4年間でしたが、次から次へと降りかかる諸問題に必死で対応してきました。満点をもらえるような完璧な対応とはいきませんでした。誠心誠意で取り組ませていただきました。

今回のコロナウイルスによる社会変動の大きさには計り知れないものがありますが、出来る対策から一つずつ、将来に繋がる取り組みとなるよう、皆さんと一緒に知恵を絞りながら進めていきたいと思っています。

変化の激しいこれからの社会にあって、価値観の多様化や、共通認識づくりの難しさ、地域経営はますます困難の度を増していくことになります。これまでのような役場任せの行政運営にはもう限界が来ております。新しい時代に即したまちづくりを推進するためには、外部からの知識・経験・人材などを有効に導入し活用しなければなりません。

そのうえで、瀬戸内海の島という恵まれた環境資源を最大限に活用し、身の丈に合った持続可能な地域づくりに取り組みたいです。今世界が目指しているSDGs社会は、私たちの祖先がこの島で営み続けてきた生活様式そのものだと考えております。持続可能な社会は島の生活そのものだからであります。それを理解し、体験してもらうことによって新たな世代の確保に繋げていくことができます。これこそがコロナ以後の新しい生活様式になると確信しています。町民が一丸となってその新しい生活様式を取り戻そうではありませんか。

これからも、町民の皆さんと一緒に、難問難題に立ち向かっていきたいと思っていますので、引き続きご協力をお願いいたします。以上で行政報告を終わります。

(宮脇町長、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで行政報告を終わりました。

日程第6、一般質問

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第6、「一般質問」を行います。

一般質問を通告されております議員をお願いいたします。質問は最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は、会議規則どおり3回までとしますので、質問項目毎に行ってください。また、個人名等、個人情報には十分注意し、質問や答弁については、内容を簡潔にまとめたうえで、されますよう、お願い申し上げます。

以上、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問通告者は8名です。それでは、はじめに、土居議員の質問を許します。

(土居議員、登壇)

○(10番・土居 計彦 議員)

議席10番・土居 計彦です。本定例会では、3つの質問を用意しましたので、よろしくお願いいたします。

ええー、1つ目は、「特別養護老人ホーム「海光園」の充実と高齢化に対応した増員検討を期待する」というものであります。2つ目は、「猪被害撲滅対策を実施せよ」というものでございます。3つ目は、「私の一般質問に対する答弁の改善策が実行されていないものについて、改めて確認と改善策」をお尋ねします。

1つ目です。先日、生名地区で開催されました「意見交換会」で、「海光園に奥さんを入園させたいが、2年以上希望しているのに、叶えてもらえない」という意見がありました。どういう理由で受け入れてあげられないのか。他人事とは思えないので、海光園の現状と運営方針をお尋ねします。

「看護師が1名不足しているので、受け入れ人数が5～6人少なくなっている」という説明を以前に受けていました。その後の職員の充足度はどうなのでしょう。町民の高齢化が進む現在、入園希望者の入園資格と正しい申し込み手順を説明してください。

そして、将来は、受け入れ人数を増やす必要があるのではないかと。施設を増やす必要もあるのではないかと。検討されているのか。答弁をお願いします。

○(角濱 信夫 海光園長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 角濱海光園長。

(角濱海光園長、登壇)

○(角濱 信夫 海光園長)

土居議員の質問にお答えします。

まず、海光園の現状と運営方針ですが、海光園の待機者の状況は、9月1日現在、47名です。入所に関する運営方針ですが、厚生労働省が示している「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第7条第2項の規定により、申し込み順ではなく必要性の高い人を優先して入所していただいております。また、この規定に基づき「指定介護老人福祉施設（上島町特別養護老人ホーム海光園）入所指針」を作成し、海光園外の第三者委員2名を含んだ入所検討委員会で、公平、公正に、入所者の順位を決定しております。

なお、「2年以上希望しているのに叶えてもらえない」という意見についてですが、入所の順番は、先に申しましたとおり、申し込み順ではございませんので、何年もお待ちいただいている方もいらっしゃいます。海光園といたしましても、1年以上待っていただいている方が有利になるように、待機期間に応じて加算点数を設定しております。また、町外者よりも町民の方が有利になるように加算点数を設定しております。そうした加算を行ったうえで、入所検討委員会で検討した結果、残念ながらまだ順番が来ていないということでございます。

職員の充足度は、5月までに2名の正規職員の看護師を採用し、7月には1名の会計年度任用職員の看護師を採用しております。また、看護師不足に対応するため、3月から健康推進課の保健師を専任1名、兼任3名を派遣していただいておりますが、看護師の採用に伴い、8月末で保健師の派遣を終了しております。看護師につきましては、まだ完全に充足したとは言えませんが、5月29日から新規入所者の受け入れを再開しております。一度に満床にすることはできませんが、看護師の状況を考慮しながら、段階的に受け入れを行い、出来るだけ早く満床になるように努力しているところでございます。

入所資格についてですが、原則要介護3～5となっております。

正しい申し込み手順ですが、まず、事前に海光園に電話等で相談をいただいたうえで、正式に入所申込書を提出していただきます。そして、その方の状態や家族の状況等の調査を行い、年4回（4月、7月、10月、1月）開催する入所検討委員会で順位を決定します。順位が決まると、待機者名簿に登載され、空きが出たときに順番に入所していただくことになります。なお、一度決定した順位も、入所検討委員会の度に見直され、新しい順位が決定されます。

「受け入れ人数や施設を増やす必要があるのではないか」についてですが、愛媛県の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画に県内のベッド数も定められており、町が勝手に増やすことはできません。また、現在のところ、運営状況や財政状況等、総合的な判断により、海光園の定員や町営施設を増やす計画はございません。

海光園の運営につきましては、出来るだけ早く満床にして、適切な運営ができるように、引き続き努力して参りますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

（角濱海光園長、降壇）

○(10番・土居 計彦 議員)（挙手）

○(池本 光章 議長) 土居議員。

○(10番・土居 計彦 議員)

ご丁寧な説明、ありがとうございました。よく理解できましたので、海光園については、質問を終わります。将来的には、やはり、「終わります」言いましたが、すみません。将来的には、収容人員を増やすような検討もぜひ行っていただきたい、思います。

ええー、2つ目です。4年間、猪対策を要望してきました。対策は、一向に進みませんが、被害はますます増えています。まず、上島四島の被害の実態調査を行い、現状認識してみてはどうですか。それを基に個体数減少対策を実施しましょう。

このまま放置しますと、農作物の生産意欲は減退し、耕作放棄地化は確実に早まります。増えていきます。上島町の果樹収穫量も、減少していくのは間違いありません。夜ごと集落の海岸近くまで群れが歩き回って、庭の樹木まで掘り返しています。ここまで来ると、人的災害も発生するのではないか。実態調査と改善を強く、強く求めます。答弁をお願いします。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長)（挙手）議長。

○(池本 光章 議長) 黒瀬農林水産課長。

（黒瀬農林水産課長、登壇）

○(黒瀬 智貴 農林水産課長)

土居議員の質問にお答えします。

猪対策は、数年来の懸案案件であり、土居議員をはじめ、他の議員の皆様にも質問をいただいているところでございます。

町としましては、生活区域での捕獲はできないことから、引き続き、農作物等の被害対策として、畑の防護柵設置の補助及び各捕獲隊による捕獲活動の支援により、個体数の減少を図ることが最善の策と考えております。また、捕獲組織の強化策として、狩猟免許取得の全額補助による捕獲資格者の確保・育成を継続して行い、結果として、民家やその他への影響が最小限に抑えられるよう努めて参ります。

捕獲実績でございますが、捕獲隊の皆様のご協力により、平成30年度・160頭に対し、令和元年度は296頭を捕獲しており、捕獲頭数で136頭の増加、前年比で85%増となっております。今年度は、8月末現在、92頭を捕獲しております。

ご質問にありました実態調査につきましては、農協と協同で被害額の試算を行うなど、被害状況の把握に努めており、それを基に猪の出没箇所への罠の設置等により、効果的に捕獲できるよう、更に捕獲隊との連携を密にし、個体数の減少を図って参りますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(黒瀬農林水産課長、降壇)

○(10番・土居 計彦 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 土居議員。

○(10番・土居 計彦 議員)

はい、ありがとうございました。先ほど答弁の中にもありましたように、JAさんも協力をするという方針でやってくれていますので、やはり以前から申しましておりますように、捕獲実績を高めるために囲い罠などの設置をぜひご検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

3問目です。「この4年間に行ってきた私の一般質問に対する答弁の改善策が実行されていないものがあります。改めて確認と改善策」をお尋ねします。地区の要望は、地区長との連名が良いという話もあり、地区長さんをお願いして提出していただいたものもあります。

しかし、改善は見られません。住民の皆様が危険を感じるような不安全状態の改善には早く対処すべきであります。長く放置すれば、政治不信に繋がっていきます。

要望の1つ、提案の1つは「生活道路の溝蓋のガタガタを改善してもらいたい」。これはもう2、3年、要望してきました。2つ目、「避難路の補修と不良溝蓋の改善」。これも、2年ぐらい要望しております。3つ目、「町道と住宅地内生活道路の路面塗り替え。4～50年改善されていない上弓削寺道線と宅地内の生活道路」。4つ目、「民家周辺や耕作頑張り畑周辺の20メートルを超える雑木の処分」。5つ目、「農道の補修・農道側溝などの補修をお願いしたい」という要望を出しておりますので、適切な答弁をお願いしたいと思います。

○(山本九十九 建設課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 山本建設課長。

(山本建設課長、登壇)

○(山本九十九 建設課長)

土居議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1番、2番、3番の水路蓋の改善と舗装の補修についてお答えいたします。

平成30年第4回・令和2年第1回定例議会において、「交付金の補助事業対象以外の路線の舗装補修は、地区要望により交通量や緊急性を勘案しながら対応いたします」と回答しております。

今回ご質問の要望箇所は、土居議員の改善要望と合わせて地区要望を今年度受けております。現在、町全体の地区要望を精査しているところですが、今年度実施できる予定です。

今後におきましても、交通量や緊急性を勘案しながら舗装補修、水路補修を施工すること

としておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

4 番・5 番のご質問に対しては、農林水産課長が回答いたします。

(山本建設課長、降壇)

○(黒瀬 智貴 農林水産課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 黒瀬農林水産課長。

(黒瀬農林水産課長、登壇)

○(黒瀬 智貴 農林水産課長)

土居議員の質問にお答えします。

4 番の「20メートルを超える雑木の処分」の質問につきましては、昨年12月議会での土居議員の質問と存じます。再度同じ回答になりますが、個人所有地の雑木については、所有者に対応していただくことが原則となっておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、5 番の「農道補修・農道側溝」の質問につきましては、平成30年の9月議会での質問と存じます。30年の豪雨災害では、多数の農道が被災しましたが、現在、主要な農道から順次復旧しております。その他の維持補修箇所につきましては、昨今の財政状況により一度には対応しかねますので、予算確保ができましたら、緊急性を考慮し、順次対応して参ります。以上、よろしくお願いいたします。

(黒瀬農林水産課長、降壇)

○(10 番・土居 計彦 議員)

ええー、駄目だという答弁もありますし、これからボチボチやっていくという答弁もございました。まあ、いずれにしても、先日、現場も確認していただいたことでもありますし、出来るだけ早く復旧、復興していただくようお願いして質問を終わります。よろしくお願いいたします。

(土居議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで、土居議員の質問を終わります。

続いて、平山議員の質問を許します。

(平山議員、登壇)

○(7 番・平山 和昭 議員)

議席7番・平山 和昭です。私は、本定例会で2問の質問をいたします。

1つ目は、「新型コロナウイルス対応につき、町民の不安解消を図りたい」。2つ目は、「宮脇 馨 上島町長による今期の行政総括及び将来展望を示されたい」であります。本定例会は、私、議員、平山にとりましても、最後の定例会でございますので、明確で実り多いご答弁をお願い、期待しております。

まず、「新型コロナウイルス対応につき、町民の不安解消を図りたい」であります、先般8月中に行われました上島町民と上島町議会との意見交換会で、町民側から「町の新型コロナウイルス対応につきまして、大変不安を感じている」という意見が出されました。簡単に言えば、「ウイルス感染が心配な高齢者にとりまして、どういう手順でどう動けばよいのか、あるいは保健所の指示で県都へ出向くとなると、自家用車で動けない者はどうするのか、そういうことが明確でなく、不安でならない」という意見でありました。

確かに、感染症予防につきましての流れや方法、あるいは消防救急対応などは、広報誌や回覧等も一旦は配布されているわけではありますが、それらがすっきりと町民、ことに高齢者の方々の頭に入っているとは言い難いものがあると考えております。

町としましては、相談から検査を受けるまでの手順、例えば、受検のための移動手段なども含めまして、シンプルな町独自の取り組みが必要ではないかと、そういうふうを考えているところであります。まあ、いつ終わるかもしれません新型コロナウイルス感染症に、町として今後どのように取り組んでゆくつもりなのか、答弁を求めたいと思います。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

(田房危機管理室長、登壇)

○(田房 良和 危機管理室長)

平山議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策については、町民の皆様や来町される方々に、ご理解・ご協力をいただき感謝しているところでございます。

しかしながら、全国的には感染者の増加がみられ、感染経路不明者も多いことから、町民への周知として「新型コロナウイルス感染症 相談受診の目安」というリーフレットを9月広報誌に折込み、全戸配布いたしました。

感染が心配な場合は、症状により「帰国者・接触者相談センター」へ電話し、指示を仰ぐこととなりますが、検査等に伴い移動する必要がある場合には、基本的には保健所から相談された方ご本人に対して指示がありますので、従っていただくこととなります。

質問にありますように、本町は離島であり、高齢者の方は移動手段などについて、不安を感じていると思われますので、配布しているリーフレットに加え、再度、リーフレットを作成し配布いたします。掲載内容については、町の相談窓口を掲載し、病院を受診する場合の移動手段について、自身で移動できない場合は、保健所や救急車による搬送、かかりつけ病院での検体採取の方法があるなど、分かりやすく掲載し、町民の皆様にお示しするようにいたします。

今後の取り組みとしましては、国及び県との連携を密にし、町民の皆様の安心に繋がるよう感染予防対策の呼びかけや、感染者が発生した場合の対応準備などを引き続き実施して参ります。また、感染拡大防止と社会経済活動との両立のため、補正予算に計上させていただいている観光に関する事業、移住定住促進事業、公共施設感染対策事業及び学校に対する支援事業など、全町体制で様々な方面から対策を実施していきます。

(田房危機管理室長、降壇)

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

ええー、ただ今、答弁いただいたんですが、まあ町が今までおやりになっている町民への周知方法、あるいは周知につきましては、町民の皆さんも、それは見ているんですね。ただ、いざとなってきたときに、どうすれば良いのかということが結局は見えてきてないから、そういう意見が出てくるんだと思います。

今月の9日でしたか、国の方で、発熱の手続き、こういう記事出まして（新聞記事を見せる）非常にその窓口をかかりつけのお医者さんだとか、そういうところにまず相談して、いう感染確認をする方法で、まあ来ているのか、来てないのか知りませんが、「厚労省の方で、こちらの自治体の方に出す」というニュースがありました。

で、そういう中で、今までは、「自分で保健所へ電話して聞きなさい。保健所の指示に従いなさい」といったような、それもまあ国の方針なんですけど、やってきたわけですが、それをやっぱりその町として、さっきこれから窓口一本化みたいな話しましたけども、早くですねえ、それを決めてですねえ、そして、例えば、「かかりつけのお医者さんに相談する」、正に、その、こういう国が決めてきたようなことを取り組んでほしかったんですよね。そして、現在、国が決めてやっているその方法論というのもですねえ、まだまだ問題があると思うんですが、うちの町に関して言えばですねえ、まあ、こういう形で出ていますよねえ。（チラシを見せる）流れが簡単になりました。で、結局、問題は、疑わしい、お医者さんに相談して、「らしいな」と言われたときに、じゃあ、「保健所、行きなさい」といったときにどうするかいう、この動きのところが町民の皆さんがしんどいんですよ。

そして、広報誌にも、消防にも相談してくれれば、行って、消防隊員がコロナだというふうに疑わしいと思えば、まあ、消防署の方でまたいろいろ相談してもらって、「場合によれば搬送する」といったような話もありますけども、じゃあ、町民としては、自分が心配だったら、消防署に連絡して、「そっちの方に行くんですか」と、そういう方法もまだ定まっていないよね。「こういうことができます」ということは広報されていますけども、全然流れができていない。

ですので、当然、町としてはですねえ、結局、まあ検査受診の流れとしましてね、かかりつけのお医者さんでも、相談受けるというふうになっているんですよね。じゃあ、例えば、弓削の人だったら、秦先生に相談に行って、秦先生としても、そこではたぶん対応できないと思いますので、「じゃあ、どこかへ紹介しましょう。ここは、どこになるのか」、いう流れですよ。こういうのをやっぱり明確にしてですねえ、流れを一本にしていくということ、やっぱり考えてほしいと。

先ほど、「新しいリーフレット作って、配ります」と言いましたけども、ただ、こんなような流れだけを書いても駄目なんですよ。（チラシを見せる）具体的にどうやっていくかと、ほで、その人はどういう手段をもって検査に出向くのかということまでも分かるように皆さんに教えてあげないと、やっぱり役に立たない。

そう思いますので、まあ、用意しているのかどうか知りませんが、その辺りを含めて流れを一本化するという思想でもって、まあ、やっていただきなあと。自力で行ける人は、まあ、いいんですよ。そうでない人が、特に、高齢者が多いという町ですので、そこら辺のところで、やっぱりチェックに行く、調べに行く、検査に行く。そういう流れをですねえ、一本化にしてあげると、それが町独自の取り組みだと思うので、ぜひ、それは考えてほしいと思いますが、どうですか。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

まず、新しいリーフレットですが、現在作成中でございます。ほぼ案はできているところですが、まず、前面に上島町への電話相談先を記入します。その内容としましては、先ほど言われましたように、「まず、帰国者・接触者相談センターに相談若しくはかかりつけ医に相談しまして、検査を受けることになりましたら、病院までの移動方法、まあ症状が重い場合には救急車で搬送とかですねえ、かかりつけ医での病院での検査ができますよ」とか、そういうことを記入しようかと思っております。

また、その他、コロナ陽性と判断された場合とか、そういう費用についてとかですねえ、そういうことについて記入する予定にしております。まだ先ほど、かかりつけ医の国の方針ということで、インフルエンザが今後流行るシーズンになりますので、10月までにですねえ、国の方針としましては、かかりつけ医等の地域での身近な医療機関等に相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を整備する、これをですねえ、10月末までに整備することとして、国が現在発表しているところでございます。そういうような流れになりましたらですねえ、また町として、その辺を分かりやすく取りまとめてですねえ、町民の方に周知していきたいと思っております。以上でございます。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあねえ、本当に分かりやすくということを吟味してですねえ、していただかないと、「こういう流れになっとるんで、こういうふうにしてください。相談してください。どこそこへ紹介するから行ってくださいと言われたんですよ」と高齢者が言われたとしてもですね、動けないでしょう。だから、基本的にその、そこまでの高齢者のその例えば、受けた人たちの症状というのは当人じゃなきゃ分からないでね。分からないですけども、その人に、とともになり変わって、やっぱりその受付窓口が相談の、いわゆるその保健所等の相談も結局やってあげる方法論も作っておかないと。そして、そのうえで最終的に、その、じゃあ、近場の医療機関で、愛媛県なら愛媛県の中でやるんですかと今まで形があったじゃないですか。それが近場だったら、じゃあ広島県側でもいいんですか、どうですか、という流れも含めてですねえ、やっていかないと、全然変わらないんですよ。

まあ、自分が本当に車もない、動けないという状況になったときに、当座、考えてみたら、その不安ってよく分かるんですよ。だから、別に、その皆さん方を責めるわけじゃないんですけども、やっぱりその、そういう問題提起されたときに、やっぱり一本化する、窓口を一つ、そこからこう派生していくのは、当人が関わらなくてもできるような形を作って運ばなきゃならないなら、救急車なり、あるいは、そういうための特別に契約した業者さんなり、を使って運びますといった形をきちんと、それが一本化という私が言っている意味なんですよ。

だから、流れをやっぱり相談の流れを一本化するような見えやすい形にして、それで皆さんに周知してあげてほしいなと。これから、いつまでかかるかも分からないので、今日明日、すぐそれができるという話じゃないかもしれませんが、やっぱり目指す方向性を、それ

でパチンとしておかないと、ことがなっていくかと思えますよねえ。これで終息するんなら、ガタガタしているうちに済むのでいいんですけど、たぶん、そうはなりませんので、そういう仕組みを作っていくということで、ここは離島なので、町独自のものを考えていかなきゃ、やっぱりいけないですよええ。

国なんか言っていることなんかは、ほとんどはさあ、そういう離島とか、念頭にないんだから、一般的に町村、そういったことを考えてやっているんで、それをやっぱり受け止めてですねえ、その不安を払しょくするような形での流れを早く作って示してあげていただきたい。その辺りについては、町長、どうですか。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

ええー、本当に平山議員のご指摘のとおりだと思いますが、まあ、ここまで国・県の動きを見ていただいて分かると思うんですが、最終的な対応が県の保健所の判断という、そういったところに集約されている部分、ここに行き着く方法を一本化するというのは、私共としても本当にじくじたるというか、いらいらするというか、そんな感じで対応しております。今まで、何件か、疑わしい部分、対応してきた中で、まあ危機管理室が対応するわけですが、本当にこちらには情報が入ってこない、向こうは向こうでどんどん動くという、その情報を集約することすらできない。これが今の現状でございます。

で、これから、まあ、かかりつけ医の動きというのをいかにうちが情報収集して連係していくかという、そういったことがいかに大切になるかということだと思いますが、その点につきましても、今の段階では、そのかかりつけ医に対して、おそらく国や県の方も保健所にすぐ連絡しながらという話になるんですけど、肝心のかかりつけ医の責任範囲とか、検査体制、どこまでできるのか。当然、診療所の先生方にお伺いしても本当に不安でいっぱいだと。もし、診療所がクラスターになってしまうと、これはもう大変なことになるので。先ほど平山議員が仰られたように、離島医療の拠点がつぶされるという、閉鎖を余儀なくされるという、そういった状況が他の全国の自治体というか、離島でも既に発生しております。

そういったときに、どういう動きが可能なのかということも含めまして、この一本化をどうやってやりながら、そういったリスクを回避できるのかというのが一番本当に難しいところだと考えております。ただ、住民の皆さんは、そういうのは全く関係ないですから、とにかく自分たちがお年寄りとか、お子さんたちがそういった恐れがある症状が出た場合、どうしたら一番いいのか、安心して、出来るだけ早く対応ができるかというのが至上命題だと思っておりますので、そのことを第一義に考えた、まあシステムと言いますか、流れをもう一度見直しながら、国・県のそういったいろんな政策と擦り合わせながら、皆さんに出来るだけ分かりやすく提案できる、そういったところに作り変えていきたいと思っております。

ただ、本当にこちらで判断できない部分がありにも大きすぎて、出来たら、その簡易キット辺りが地元の診療所とか、地元のかかりつけ医の方に、そういうのがあれば一番いいのではないかと、そういうふうな気はしておりますけど、その辺、これから国・県の流れとすり合わせながら対応を考えていきたいと思っておりますので、まだまだ気が付きましたら、

何かいい方法とかですね、そういった提案ございましたら、ぜひ、お聞かせ願いたいと思います。以上です。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ、結局、国とか県とかという方針が定まらないうと、末端の自治体の方向が決まらないという受け身の形での行政運営だと結局はいつまで経っても問題が解決しないというふうに思っておりますので、まあ、我々は小さい自治体で小回りが利くということも含めて、サンプルになるようなやり方を、それはもう試行錯誤なんですね。で、やっていくと、それをもって逆に、国や県を引っ張って行くぐらいの形でやっていけたらいいんじゃないかと思っておりますので、頑張っしてほしいと思います。

ではですねえ、次の2問目の質問に入りますが。

○(池本 光章 議長)

平山議員、一般質問の途中ではありますが、ここで10分間、休憩をちょっと取りたいと思います。よろしくお願いします。それでは、(9時)55分まで休憩とします。お願いします。

(休 憩 : 午前 9時45分 ～ 9時55分)

○(池本 光章 議長)

それでは、再開します。

平山議員、お願いします。

○(7番・平山 和昭 議員)

それでは、2つ目の質問に移ります。

ええー、町政刷新を掲げまして、上島町合併第4期目に町政を担ってこられた宮脇町長。では、その4年間の実践、実績はどうであったのか。ご自身による総括及びそれを踏まえた将来展望はどうかをお聞かせ願いたいということです。これは、先ほど行政報告の中に総括されましたが、これにも乗らなかった様々なものがあつたと思いますので、よろしくお願いします。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(池本 光章 議長)

あっ、失礼します。すみません、途中で誠に申し訳ないです。ちょっと言い忘れておりましたので、発言者の方はちょっと息苦しさを覚えるらしいです。発言者の方はマスクを取って発言することを許可します。じゃあ、よろしくお願いいたします。

○(宮 脇 馨 町長)

それでは、平山議員のご質問にお答えします。

ええ一、私の4年間の総括と将来展望ということではありますが、本当にアッという間の4年間になってしまいました。降りかかる難問山積で、それに対して、まあ本当に必死で、誠心誠意で取り組ませていただきました。まあ、こういった流れの中で、思いの丈の、まあ半分もできてないのではないかと、自分ではいろんな反省をしておりますが、そんな中で、一番最初に就任したときに思ったことから少しずつ述べていきたいと思います。

まずは、予想外、これがあまりにも多すぎたということでもあります。中でも予想外の、想定外の財政状況、町の財政状況であります、これが一番のショックでありました。平成27年度以降の普通交付税が合併特例措置から段階的に漸減されるということは事前に承知していたのですが、それ以外の経常経費等の内容に愕然としました。維持管理費にほとんど取られてしまって、家庭であれば、可処分所得、そういったような自由に使える財源がほとんどなかったことが一番の驚きでありました。元々、新たな箱物などを造る気は毛頭なかったんでありますし、これまでの箱物をどうやって整理統合していくかの道筋をつけるのが私の任務と心得ていたのですが、その議論を、態勢を整えるのがやっとなっていました。やっとな公共施設の統廃合に向けて、一歩、二歩進み始めたところだというのが現状であります。

それから、もう一つの大きなショックは、町長室に何一つとして書類がなかったことあります。いろいろな懸案事項の経緯が分かる資料などは山のように積まれているはずと覚悟していたんですが、びっくりしました。大事な公文書のはずだと思うのですが、焼却されたようであります。また、パソコンのデータも二度と復元できないようプロの手で廃棄されておりました。これも、本来であれば、公文書とみなされるはずであります、不思議でなりませんでした。

考えていた政策の半分も実現できなかったという深く反省しているところでありますが、この4年間の実績について、先ほどの行政報告と重なる部分もありますが、分野別に述べさせていただきます。

まず、防災であります、危機管理室を町長部局に移管しました。これは、これまで消防署の中にあっただんですが、肝心の災害等発生したときに、どういうふうに動くか。当然、町全部局と一体となった動きをしないといけないということで、消防の方は消防の方で消防団と一緒に動く部分、それが多々ありましたので、まあ、消防の方からの提案でこれを受け入れ、移管することとしまして、お陰で、防災対応能力の向上と迅速化を図ることができました。また、現在のMCA無線、これは電波状況や音質に数々の問題を抱えております。潮の干満や波等の干渉で電波状況、本当に伝わりにくくなったり、季節風、そういったいろんな気象条件によって十分伝わらない、そういった批判が常々ありました。そういったことを南海トラフとか、これからの大規模災害に備えて早急に回避するべきであると、そういったことも考えまして検討を重ねてきた結果、新しいシステムとして、まあ当然それまでに維持管理費もコストも大きく膨らんでいたわけですが、そういったことも含めて、これを更新するよりは、新しいシステムに変えた方がより良い対応ができるという判断でありまして、スマホなどにも対応できる防災情報伝達システム、この更新に着手しました。これは、全国にも、そういった事例がどんどん先駆けて進んでおり、取り入れられておるシステムだと思っておりますし、今までの防災無線を更新するよりはるかに投資効果としては良いという判断をさ

せていただいております。

それから、医療環境の悪化や救急搬送の長時間化、そういったことで、救急隊員不足に対応するために、これも消防の方からの提案を受けまして、平成30年に消防職員定数25名から35名に増員しておりまして、計画的な採用を行っているところであります。先ほども申しましたが、消防庁の方から令和8年までに女性職員の割合を5%までに引き上げる、そういった目標を示されておりますので、女性消防職員の登用を始めております。現在1名のところ、目標5%を達成する2名を目指しておるところであります。また、特殊車両についても、東予市消防本部より寄贈いただいた救助工作車、これが4トンタイプでありましたが、老朽化が著しかったために、町内現場に適応した小さい道でも入れる、そういった3トン型の車両に更新しております。また、従来、災害等が発生した場合に即座に対応できないということで各支所の方が本当に頭を抱えておりました緊急予算、この対策費を予算化して各支所で即対応できる、そういった予算を計画的に配備して緊急対応能力の向上を図っております。

医療体制の方でも、魚島の医療不足、医師不足、これを改良するために神石高原町からのヘリコプター診療、これを実施しておりまして、そのお陰で次の常駐医であります後藤先生、この方が就任されるまで、このヘリコプター診療を続けさせていただきました。これがなかったら、後藤先生が確保できなかった場合どうなっていたのかと思うと、ぞっとするところであります。こういった離島医療の診療体制、これは我が上島町だけでなく、全国的にも今、こういった悩みが頻発しております。将来的には、瀬戸内海全域の離島に対して、こういったヘリコプター医療でありますとか、グループ医療・診療、そういった方向づけが必要になるのではないかと考えております。いずれにしても、我々離島に住む住民、安心して暮らせるのは医療体制が一番でございます。いかなる形であっても、これを常に確保しておく。これが我々行政の大切な責務と心得ております。

次に教育面であります。平成29年度より弓削高校の魅力化事業、これを開始しております。内容につきましては、公営塾と、それから特色あるカリキュラムの実施、この2つによって、これまで20名以上という目標をどうやって達成するかという大きな命題がございましたが、それを何とかクリアすることができております。高校生活の充実と進路の可能性を広げるための方策として、公営塾と、こういった魅力あるカリキュラム、これを提案して、その結果として、入学者数が現在では、(令和)2年度で30名、そういったところまでできております。これは、2年間以上、20名を下回った場合、高校を運営できなくなるという、そういった提案といいますか、県の方からのお話もあったように聞いておりますので、その辺を何としてもクリアして。高校がなくなると、地域が極端にさびれていくというのは、これは全国の自治体の事例を見ても明らかでありまして、何としても、これを守っていかなければならないと思っております。今現在、全国募集の方も始まっております。それから、併用してというか、同じ一環で、一環の施策として公営塾を始めましたので、その公営塾の入塾者数も令和2年の現在では、87名のうちの54名ということで、62%の入塾率を達成しております。これは、高校生を抱える親御さんにとって本当に大きな問題だと認識しております。地元から、例えば、今治とか尾道とか、そちらの方に行かなくてもいい、この弓削

で、弓削高校で学べば、国公立の大学は目標の範囲内に入ると。そういった制度であります。このことは、高校生自身にとっても本当に意義のある政策だと思っております。何としても、この内容を充実させながら、いろんな取り組みをやっていきたいと思っております。これは、公営塾は、当然、勉強だけではございません。塾の目標の中で、地域学というのもございます。地域をどうして、どういうふうに活かしていくのか。その取り組みが、今、弓削高校で盛んに行われております。そして、そのことは、全国各地から注目されております。また、そのことによって、弓削高生自身が本当にワクワクドキドキしております。このことは、おそらく将来的に町民の皆さんに広がっていくものだと思っております。その効果を大いに期待していきたいと思っております。

また、こういったブーメラン人材の確保と定住促進のために愛媛銀行と連携した進学時に借りたかみりんローン、この返済を補助する制度である「ゆめしま奨学金制度」、これも立ち上げております。利用実績も、令和元年度で18名、ここまで伸びております。こうした制度を活用して弓削高から大きく活躍する人材を輩出していきたいと思っております。そのことは、高校生の自信にも繋がる地域の皆さんの喜びにも繋がると思っております。また、こうした動きの中で、本当に地域の皆さんと一体となったアクティブラーニング、そういった教育を推進するためのコミュニティスクール、これを町内全校で取り組み始めております。本当に、地域社会と学校が連携し相乗効果を発揮する。そして、みんなが元気になるための、そんなシステムでありますので、皆さんの積極的な応援をお願いしたいと思います。

次に、産業振興の方では、全国で根強い人気のある青いレモン、これの復活を目指して生産力回復のために苗木を平成29年に4,000本、平成30年に2,000本、これを販売、改植しております。このことによりまして、レモン栽培農家が「よし、もう1回やろう」、そういう気持ちになっていただいております。今現在、国産レモンの評価は、かなり高くなっております。そして、コロナのこの現状の中で免疫力を高める国産食品、それからポストハーベストの問題、いろんな観点から国産食材、その良い事例としてレモンが注目されております。これから、そういった国内・国外の要望に応えられるような、そういった良いレモン、皆さんが期待している、それに応えられるようなレモンをどんどんと送り届けていけるように、また、需要が最も高くなる、それから、価格ももちろん一番高くなる夏場に対応する周年出荷、これを実現するための青いレモンの増産。これは、産地として欠かせない条件であります。そのために農業用のハウス、この導入支援を図って、36アールを増加しております。まだまだこれから先、このハウスの増加を進めていく必要があると考えております。また、肝心の高齢化する農家ではありますが、その農家を担い手農業者、新規就農者、こういった方たちで補充していかなければなりませんので、ハウス導入支援、ワーキングホリデー、それから、お試し研修、インターン事業、そういったいろいろな事業の連携拡大で、連携して、そういった農業者を拡大確保していかなければならないと考えております。

それから、交通体系の問題であります。岩城橋開通が令和3年度末に迫っております。そんな中で、交通体系の大幅な変化、大きな変化、これはいっぱい予想されておりますが、そんな大きな変化にリアルタイムで対応していかなければなりませんので、それが町として臨機応変に対応できるよう生名船舶事業とバス事業を直営化させていただきました。今、こ

ういった天変地異とか、いろんな事象が起きておりますが、そういった中でも、そういった臨機応変の対応、これはかなりスムーズにやれるようになっております。こういった陸海の交通体系、これの利用実態に合わせた路線の再編をこれからも目指していきたいと思っております。また、公約に掲げておりました75歳以上の生名フェリーの無料化、これも復活させていただきました。肝心の生名フェリーの今の「いきな」であります。これは今、18台の乗用車を積んでおりますが、これを24台まで積めるように大型化を図る。そういった目的で、フェリー「ゆめしま」194トンを建造しまして、安全性・利便性の向上を図った新造船で、9月26日に就航することとなっております。また、懸案でありました長崎側の待機レーン、これの周辺整備も着実に進めております。また、その前段として、すぐ近くにあった信号機ですね、これがフェリーから下りた車の流れを止めてしまうという、そういった問題が大きな問題として残ってございましたが、これを広島県側と粘り強い交渉を続けさせていただいた結果、点滅型とすることが経過措置として決まりまして、その後、つい先日、やっと廃止とすることができました。お陰でフェリーから下りた車は、あそこのカーブを回って、そのままスッと因島病院の横を過ぎぬけて次の警察前の信号まで流れることができるようになりました。

それから、また、高齢者の免許の返納、これは以前から問題になっておりました伯方の警察署に出向かなければなりません。出向いたが良いは、免許を返納したら、あと帰ってきたときに本当に車に乗れない。そういった困った状況が起きておりましたが、これも交通安全協会と一緒に、まあ警察署の方をお願いして、各駐在所の方で返納できるようになりました。これは、全国でも初めてのことであります。

それから、水道関係であります。これは、平成30年の7月豪雨のときに12日間の断水、これで改めて皆さん、「友愛の水」の恩恵を再認識したことだと思います。先般、有志の皆さんによる、この友愛の水を実現させていただいた木下元町長の顕彰碑も建立されて、水源地である東広島市の福富町、ここへの水源林の感謝を込めた植林、これもしっかりと継続していきたいと思っております。また、予想される大規模災害に備えて、非常用水の確保として、島ごとに40トン貯水施設、これの整備を進めております。また、避難所対応の飲用水確保として、空気中の水蒸気から水を作る空水機の導入もしております。

そういった、取り留めのない事例の紹介かもしれませんが、総括かもしれませんが、こういう内容の私の実績が皆さんにどういう思いで受け入れられているか、本当に気になるころではあります。ただ、これは、町の将来的に役に立つように、良い運営方法、これからも考えていけたらと思っております。

次に、将来展望であります。コロナ禍の先が見通せない中で、地域社会の持続性、これに焦点を絞った政策の組み立てが今求められているところであります。私たちが、この島でどういう暮らし方をするのか。どんなライフスタイルを目指すのか。これが大きなテーマとなっております。この島の良さ、これを最大限に引き出して、コロナに強い、そんなライフスタイル、みんなで作る必要があります。そのためにも、皆さん自身が一人ひとりができることから挑戦を始めなければなりません。変化の激しいこれからの社会にあって、価値観の多様化、共通認識づくりの難しさ、地域経営としてはますます困難の度を増していくことに

なりますが、これまでのような行政に任せる、役場任せの行政運営、こういったものは、こういった末端の地域社会では、もう限界が来ております。既に、全国の末端の地域社会の中では、地域行政をどうやって住民と一緒にになって担っていくかと。高知県の梶原であったり、安芸高田市の山間部であったり、先進事例どんどん出てきております。そういった事例をどんどん取り入れて、活用していく必要があると思っています。新しい時代に即した町づくり、それを推進するためには、そういった外部からの知識、経験、人材、そういったものを積極的に導入し、有効に活用していく必要があると思っています。

そういったことを考えたうえでの瀬戸内海の島という、こういった恵まれた環境資源、これを最大限に活用して、我々の身の丈に合った持続可能な地域づくり、それを進めるべきだと考えております。今、世界が提唱している、国連が提唱しているSDGs、そういった社会は、我々が、祖先がこの島で英々と培ってきた、そんな社会を指しているのではないかと考えております。それを含めて、我々がこれから成さなければならないこと、それは、外から来た人、それから、ここへ住んでいる人、その今のこの実態を理解していただいて、外から来た人には、それをしっかりと体験してもらうことによって新しい世代を確保に繋げていくことが必要であると思っています。これこそが、コロナ後の新しい生活様式になると確信しております。それは、自給体制を含めた地域循環型経済の確立であります。持続可能な地域社会、これを目指すべきだと思います。みんなで、その新しい生活様式を作り上げようではありませんか。そんな思いで、今、ここに至っております。以上であります。

(宮脇町長、降壇)

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

じゃあ、まあ、お許しを得まして、息苦しいのでマスクを外させていただきます。

ええー、ただ今、町長よりの1期、4年の総括、まあ実績といいますか、それと将来展望をまあ述べていただいたわけですが、その実績を含めてですね、常に課題が含まれているというふうに私は考えております。私自身がこの4年間、まあ町長の動きを議員として見せていただいている中で、課題の出し方、その皆さんとの共有の仕方、それがやはり遅いというふうに考えております。それはまあ、当然ご自覚されているというふうに思いますが、例えば、協力隊の公営塾の話も出ましたが、そこで活動していただいている人たちの先々のきちんとした定住といったことも含めてですね、やはりせっかく来て活動していただいて、2年、3年経ったらチェンジしていなくなるというんじゃないか、これはもったいないというふうに思っております。

ええー、私もその微力ながら残ることに対して協力させてもらうということで動いておりますが、やはり持っている力を最大限この町で、それこそ持続的に活動していただくためには、やっぱり行政体制の支援も必要かと思えますし、そして、まあ行政職員を減らすといったような、まあ圧力もありますが、基本的に行政というのは、よく言われますが、最大のサービス機関であると。そういう認識の下にですね、人を減らせばいいわけじゃないということをお私に思っているんですよね。

ですので、その能力をいかに持続的にその地域で発揮してもらえるかという仕組みを、やはり考えていただかないといけない。で、そういうために、テーマというものを明らかにしてですねえ、町民の皆さん、あるいは行政の皆さん、共有したうえでやっていかないと、4年間、8年間直ぐ経ちます。ということです、テーマ設定とその共有、取り組みが遅かったんじゃないかなあということは、まあ議員としての苦言として申し上げておきたいと思います。

そのことの是非につきましてはですねえ、来るべきもう来月は選挙ということですが、改めて町民の皆さんがですねえ、判断されるというところでございます。まあ、いずれにしても、町の未来というのはですねえ、理事者が決めるもんじゃないんですね。もう、町民の皆さんの思いが形になって行くということはお存じのとおりだと思いますので、先ほど町長が申されました様々な展望についても、「絵に描いた餅」に終わらないようにですねえ、そういうことを切望いたしましてですねえ、まあ私の質問を終わらせてもらいたいと思います。まあ、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

(平山議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで、平山議員の質問を終わります。

続いて、大西議員の質問を許します。

(大西議員、登壇)

○(3番・大西 幸江 議員)

議席3番・大西 幸江です。今日は1つ質問をさせていただきます。「災害に強い上島町を目指して」という事でお願いいたします。

毎年、日本中のどこかで災害が発生し甚大な被害が起こっております。2年前の西日本豪雨災害を受け、上島町でも災害対策を強化する動きをしていることは、皆さんご存じのとおりです。また、災害に備えるということで、国レベルでは避難レベルの改定があったり、県レベルでは自主防災組織の活性化補助金が付くなど、様々な手段で人命を守る取り組みがなされようとしております。

ですが、本年は新型コロナウイルス感染症も発生していることから、今まで通りの避難訓練もできず、避難自体も難しい状況が出てきており、更なる災害対策の見直しを迫られている状況です。

そんな中、上島町では防災無線の更新時期を迎えるにあたり、スマホなどのIT機器を利用した、今までとは違う災害対策を行う取り組みも行われており、防災アプリ等の活用も含め、今後が期待されるところです。また、今年度中には、上島町の防災マップの見直しも検討されており、災害に強い上島町になっていくのではないかと期待しております。

そこで質問いたします。現在、各家庭に配布されている防災マップの見直しは、どのような形で行われますか。現在は、どこまで進んでいますか。町の方針を含めてご説明ください。よろしくお願いいたします。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

(田房危機管理室長、登壇)

○(田房 良和 危機管理室長)

大西議員の質問にお答えいたします。

「防災マップの見直しはどのような形で」という点についてですが、昨年度、自主防災組織に対してアンケートを実施し、その結果を反映するとともに、今年度において、自主防災組織の意向調査を行いながら、見直しを進めて参ります。

現在の進捗状況といたしましては、各地区の自主防災組織に対する意向調査の実施に向けて準備を進めている段階です。今後、自主防災組織からの意向を聞きながら、区域割や掲載内容を精査して参ります。

防災マップは、今年度中に完成させる計画でございましたが、愛媛県が策定を進めている『高潮浸水想定区域』の指定が、国の指針の変更などにより見直しが必要となり、その指定時期が令和3年6月頃となる見込みとなりました。

防災マップは、国の社会資本整備交付金を活用することとしており、その補助採択要件として、『防災マップへの高潮浸水想定区域の掲載が条件』となっております。県の指定時期が来年度にずれ込んだこととなったため、本町におきましても、補助事業の活用と防災マップへの高潮浸水想定区域の掲載をするために、印刷・配布は来年度に実施することといたします。

町の方針としましては、大きさは、一般家庭で掲示できるようにA3サイズに変更、表示区域については、現在の4箇所表示から細分化し、8箇所表示に変更することを基本に考えておりますが、最初にも申しましたとおり、自主防災組織の意向等を聞きながら最終的に決定して参ります。

大事に保管しておく防災マップではなく、各家庭に掲示する防災マップとし、住民の皆さん一人ひとりが、日頃から災害を意識し、『自分のことは自分で守る』『自分達のまちは自分達で守る』という自主防災の環境・体制づくりを推進して参ります。以上です。

(田房危機管理室長、降壇)

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

いろいろと考えてくださっているようでありがとうございます。

今ですね、今、家庭にはですね、こういう、ごめんなさい、防災ブックっていう名前で、(防災ブックを見せる) 上島町に配布されているんですけども、これが地図なんかはね、A3になって見やすくなるということは非常に良いことだと思うので、まあぜひ、やっていただきたいことなんですけど、先ほど高潮の見直しが来年の6月になるということで、まあ、これができるのが遅くなるという話なんですね。で、まあ、そうであれば、まあ議会でも委員会等で質問しているので、出来たら早めに住民の方にも「これぐらいになります」とか、っていうお知らせがあっても良かったかなあとと思います。というのが、先日、広報に、この新しい無線の説明が入りましたね。(チラシを見せる) これと併せて、ちょっと使い方等もまあ掲載されるのかどうか、ちょっと分からないんですけども、その防災ブックがいつ頃になるとかっていうふうに書いていただけると、より良かったかなあというふうに感じるとこ

ろです。

で、それ以外に、これから意識調査を行うということで、まあ、期間が延びたのでね、今からの調査でも間に合うのかと思うのですが、実際には、今年度予算なので、3月までにやはり終わらせるという方向で進んでいるはずなんですよ。で、コロナ等があったので、遅くなっているのかなあとと思いますけども、意識調査とか、アンケート調査は、やはりちょっと細かく、きちんとみんなの意見が反映されるようにやっていただければと思います。で、こういう県なんかの「ひめシェルター」という、これ「防災アプリ」なんですけど、（チラシを見せる）今、マップ等が更新できない状況であれば、こういうのを周知して避難していただくという体制を整えるというのは、まあ必要なことだと思うんです。で、防災のセミナーなんかに行くと、これ、大体「これ登録してください」とか、あとですねえ、こっちの愛媛県の「防災メール」、（チラシを見せる）「これを登録してください」なんていうお知らせをいただくんですけども、この「ひめシェルター」もこの「防災メール」も私、登録しているんですが、実際、避難所なんかを確認すると、どういう状況になっているかというところですねえ、実際、携帯持たれている方は、また後で確認していただいたらいいんですけども、私だと岩城の小漕というところに住んでいるので、小漕の集会所か、若しくは北地区の集会所に避難するんですが、そこをポチッと押すと、あの小さな小漕の集会所に収容人数210人となっています。そして、北地区の集会所には4,306人入れますと。で、以前、質問したときに、「避難所については、全体で皆さんが避難して大丈夫な人数になっています」という回答をいただいていたので、まあ当然、あっ、そういうことなのかと思って納得していたのですが、これで確認してみると、北集会所に4,306人はたぶんは入れません。あれ、グラウンドを使ってもどうかと思います。

で、先ほど平山議員の質問の中で、県や国と連携するというふうに仰っていたんですけども、こういう（「ひめシェルター」のチラシを見せる）県がお知らせしているアプリでも今のような状況が見えると、どういう連携をされているのかというのが非常に疑問なわけですよ。で、これは県が勝手にやっているのかなあと実際思ったりもしたんですけども、まあ、避難所は細かく当然、出てくるので、アプリにも。で、こっちの防災ブックも合致しているのでね、（防災ブックを見せる）なまじ勝手にやっているわけじゃないと思うんです。で、こういう避難所の、まあ設定人数とか、それから避難場所については、どのような観点で決められて、県や国とはどういうふうに連携を図られているのか教えていただきたんですけども、よろしくお願いします。

○（田房 良和 危機管理室長）（挙手）議長。

○（池本 光章 議長） 田房危機管理室長。

○（田房 良和 危機管理室長）

避難所の収容人数につきましては、施設の面積を1人2平方メートルですすねえ計算して収容人数を出している。現在は出しております。まあ、その点に関してはですすねえ、少し疑問を感じるところがありますので、今回の防災マップ、新しくするときにはですすねえ、見直しを考えているところがございます。また、愛媛県との連携としましてはですすねえ、愛媛県危機管理課の方とですすねえ、そういう避難所の情報等のやり取りと言いますか、情報は交換し

ているところではございますが、その現在のアプリ等にですね、4千いくらというところは確認してないので、もう一度確認してですね、その辺の間違ひがありましたら直していきたいと思っております。まあ、常日頃でですね、愛媛県の危機管理課とはですね、情報を密にしているところでございますが、そういうところがありましたら、また確認させていただきたいと思っております。以上でございます。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

ええー、見直しをしていただけるということで、十分に検討していただきたいんですけども、まあ避難所自体もさることながら、避難していく避難所になっている所、場所に関しても、やはり、もう少し地域の方と話し合っていたきたいんですよ。というのが、避難場所に指定しているところが、例えば、「津波が来たときに自分の家より低い。そんなところに逃げたくない」というお話をよく伺います。で、実際、まあ、このアプリ等でも確認するんですけど、前もたぶん言ったかと思いますが、北集会所は、土砂災害のときには避難してはいけないところになっているんですよ。でも、いつも雨がたくさん降ったときに、「あそこに避難していいですよ」という放送が入るんです。

で、前も、「ちょっと検討します」という話をいただいたんですけども、まだ結局このアプリでもそのまま。で、マップはまだこれから見直し、アンケートもまだやってない。で、他の地域でも同様のことがやはり起きていて、「あそこだと雨が降ったとき行ったらベチャベチャになるんよね」とか。で、そういうのを前に町長が仰ったタイムラインなんかでちゃんと確認していくような仕組づくりをされるんじゃないかと思っていたんですけども、今、防災ブックの説明の中にも、地図は8つになってね、小さくなるというお話あったんですけど、そういうタイムラインを作るお話は出てこなかったんですが、町の方針として、タイムラインを作って、もう少し細かく防災についてやっていくという方向性はあるんでしょうか。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

避難所の位置とか、避難場所の位置につきましてはですね、昨年、自主防災組織の代表の方にアンケートさせていただいてですね、そういう、いろいろ、「ここは変えてほしい」とか、そういう話は聞いておるところでございます。まあ、それを踏まえてですね、今回、防災マップを更新するということになりましたので、その辺はですね、地域の方で集まっていたいただいてですね、そういう意見を集約していただいて防災マップに反映する形としていきたいと考えているところでございます。

まあ、地域のタイムラインということも出ましたが、まあ、その辺におかれましてですね、今回の自主防災組織活性化補助金とかですね、そういうことを利用しまして、地域の方で話をして、町が一括に作ってもですね、それは町全体のタイムラインになってしまいますので、各地域の場所に実情に応じたタイムラインを作る場合にはですね、自主防災組織等でですね、それぞれの地域の実情があると思いますので、話し合っていたいで

すねえ、作っていただきたい、作っていく、また支援もしていきたい。またアドバイス等もすねえ、していくつもりでございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

ちょっと私が訊いていることと回答が違うんですけど、地域のタイムラインとか、町のタイムラインの話をしているんじゃないくて、町長は、「個人でタイムラインを作って」というようなお話を前なさっているんですよ。なので、この防災ブックの中に、そしたら個人のタイムラインが書き込めるような何かが入るとか、それとも説明書きがあるとか、そういうことを掲載して、実際に個人のタイムラインを作るという方向付けをされますか、どうですかということをお伺いしているんです。

で、それと、アンケートを行って、また更に地域に集まってもらって避難場所を話し合っていたくんですか。で、その会は、じゃあ、持ってもらうように危機管理室が誘導してくださるという認識でよろしいんでしょうか。

○(田房 良和 危機管理室長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 田房危機管理室長。

○(田房 良和 危機管理室長)

ええー、行政の方ですすねえ、各地区でこう、地区全部を回ってですすねえ、その防災の集まりを開催するというのは中々難しいものがありますので、今の方法としましては、各自主防災組織の代表の方にですすねえ、そういう意向調査を文書でお送りしまして、その期間を数か月設けまして、各地区で話し合っていたいただいた結果を防災マップに反映するという形を取りたいと思っております。その個人のタイムラインの件につきましてもですすねえ、今後、意向調査をしてですすねえ、必要であれば、掲載していく方向でですすねえ、今、これから作っていくところでございますので、必要であれば、掲載するという方向になると思います。以上でございます。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

少し補足させていただきますが、マイタイムラインのことだと思いますが、それにつきましては、国交省の方の松山の河川国土管理局というのがありまして、そこからの申し出等がありまして、まあ、小学生を中心に、対象に、マイタイムラインを作るカリキュラム、これをやってほしいという要請があり、当然こちらにも「やりたい」という要望も出しております。

で、そういった中で、まず、子供さんが地域の実情を調べて、自分のマイタイムラインを作る。それによって、お父さん、お母さん、お爺ちゃん、お婆ちゃん、近所の人、それも、「じゃあ、自分らも作るか」と。そういうふうな流れに持っていきたいなと思っております。これは、教育の方で、去年でしたかねえ、岩城小学校で防災関係の、やりましたけど、その中で、学校側の方としても、まあ、そういった動きがあるので、「ぜひ、今検討させてほし

い」と。そういったことも出てきております。ですから、それを出来るだけ早く取り入れていって、学校の子供さんからまず初めて、それをどんどん早く広げたい。そういうふうな流れで行きたいと思いますので、ぜひ、ご協力をお願いします。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

はい、ありがとうございます。そしたら、小学生から順にまあ地域の方へ広げていくということで、ただ、印刷物は「すぐ、じゃあ作り直しましょう」とできないので、まあ、その辺のことも加味して、例えば、そういう、かけるシートを用意しておくとか、そういうことも検討していただいて、コロナも含めてね、1人2平方メートルでいくらなんでも、あの北集会所に4, 000人は無理です。

なので、まあ、良いものを、ぜひ作っていただきたいと思います、はい。よろしくお願いします。終わります。

(大西議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで、大西議員の質問を終わります。

次は寺下議員の一般質問でございますが、一般質問の前にお願ひがあります。

寺下議員の一般質問について、一部内容が議員協議会において数回にわたり協議がなされ、行政サイドに塵芥収集運搬処理業務委託にかかる提言として提出されております。また、その回答もいただいており、今後も議員協議会で検討協議していくことが決まっております。そして、協議会において、産業建設委員長である寺下委員長に、「産業建設委員会で協議されてはいかがですか」と提案いたしました、拒否されております。そのことを念頭において、質問の趣旨を明確にして質問されるようお願いいたします。(寺下議員から「はい」の声あり) それでは、寺下議員の質問を許します。

(寺下議員、登壇)

○(5番・寺下 満憲 議員)

ええー、議長が何を言わんとしとるんか、よく分からないのでありますが、一般質問というものは、そもそも議員が許された、議員としての唯一の質問事項の特権であるわけであり、まあ、その点を踏まえて、質問をして参りたいと思います。

議席番号5番・寺下 満憲です。住民と日本共産党を代表いたしまして、この度は、いわゆる方針、町の政策転換ですね、計画準備や実行は的確にできているのか。この点について、質問をして参りたいと思います。

町長、議員の任期も終えようとしています。

この4年間は、私は「フェスパで始まり、ゴミ収集業務の委託で終わる」という感じであり、この2つの案件は、新体制が方針転換をしましたが、フェスパ運営は、いわゆる運営が悪化し、また、ゴミ収集業務では、随意契約から入札方式への移行時の状況に問題ありと、私は6月の定例議会で「公共請負事業者の資格審査は的確な判断の下にできたか」で、一般質問をしましたが、十分に町長答弁を得る事が出来なかったもので再度質問をいたします。

令和２年度塵芥業務委託業務決定方式を、随意契約から入札方式に変えることを町長は職員にいつ、どの時期において指示をしたのか。また、クリーンセンター管理運営業務委託は、当初予算計上時点では、昨年と同様の委託料金額が計上されていました。クリーンセンター運転業務を職員と業者委託の併用にすることを決めたのはいつの時点にありますか。なぜ、職員給与と委託料を、区分をした形での当初予算計上はできなかったのか。

そして、町長は、就任してから予算単価の見直し、そして、随意契約者との単価交渉など、なぜ取り組んでいかなかったのですか。それから、６月定例議会での答弁で、今回、選定委員会を開かなかった理由として、公募公告により、公募条件が明確に示されているから公募要項を作成した、いわゆる担当課である生活環境課により、「適切な審査をしたこと」と副町長は答弁しました。担当課の起案書が、町長決裁で活かされなかった事は、どう思っていますか。副町長はどのように思っているのか。町長は、ちなみに町長答弁といたしまして、私が責任をもって適否を判断したそうです。

その結果から、開札時に町の予定価格から入札価格が、大きくかけ離れていることを、重要視もせずに、また業者指導もしなかったために、その挙句のなりの果てが弓削地区の予定価格と入札価格の大差が生じたことになりました。

そして、生名地区の仕様書に対して、業者の不理解から仕様書通りの金額になっていませんでした。また、岩城地区の落札率は、98.25%で旧態の随意契約と同じ高止まり状態の金額となっております。

町長は、この価格の分析をどのようにいたしましたか。ご答弁を求めます。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

ええー、寺下議員のご質問にお答えする前に、何点かお断りしておきたいと思います。

先ほどの質問の中で、例えば「随意契約業者と単価交渉など、なぜ取り組まなかったのか」という発言とかですねえ、ええー、「なぜ、大きくかけ離れている予定価格と離れていることに対して業者を指導しなかったのか」と。こういう内容は、町としてできるわけないと私は思っております。あまりにも町の制度、法律、これを度外視した観点ではないかと思いますが、その辺は、寺下議員はどのように考えて、こういう質問をされたのか真意を測りかねます。こういったことは、我々は絶対にしてはいけないということで、認識でやっております。そのことをお含みおいていただきたいと思います。それに基づいて、答えさせていただきます。

まず、何点か、あまりにも多岐に子細にわたった質問というか、そういう流れの中で、この今回の制度設計を変えようというのは、５年間の長期契約、それがあったから変えよう。その前に１社随契でそういったことを行われていたから変えようという、それは、当初から思っておりました。ええー、その中で、他の議員さんの一般質問、当然、この件に関して数度ありました。その一般質問を受けて、いつ変えるかということは、常々考えておりました。実際問題、動きとしてあったのは、令和元年１１月１５日付けで担当課からの協議が上がっ

ておりますけど、その前に、それより「いつ指示したか」というのは、ちょっと明確には覚えておりませんが、当然、この5か年間の契約が切れる、それを見越したうえでの、少なくとも半年以上前には相手側にそういった考え方を伝えなければいけない。そういう思いがありましたので、その時点で動き始めております。

それから、こういった協議の中で、ここに業者サイドから要望書として上がっております。（要望書ファイルを見せる）これは、令和2年1月22日付けの要望書であります。この中に、「一般廃棄物処理事業の合理化に関する特措法の遵守について」と。こういう要望書を、これは1回だけではありません。これは最初の要望書でありまして、その前にも、その前からも話があったんかな。いや、この後ですね、2回ほど、こういった文書をいただいております。

前にも、お話ししたと思いますが、これは、本件は特措法の適用、そういった案件ではございませんでした。そのことを、まず、お含みおきいただきたいと思います。

なぜ、こういった形で、こういう要望書が出されたのか。その後もなぜ、これをどんどん何度も足を運んで要望されたのか、理解に苦しんでおります。

それから、こういった流れで、入札方式というふうな文言で書かれていますが、これは見積もり競争でありまして、これを指示したのは、先ほど言いました6か月前と認識しております。それから、それが中々出て来なかったのは事実であります。なぜ、中々作業が進まなかったのかは、よく分からないところがございしますが。それから、委託業者、これがクリーンセンターの運転管理業務併用を決めた時期、これは、かなり後になってであります。と言いますのが、この委託業務の内容を精査していく中で、両方合併して出していくこと自体にかなり無理があるんじゃないか。分離した方が安く上がるのではないかと。それから、管理形態として、全体のごみ量、それから、これから将来的にわたってゴミの減量なり、収集方法、それから処分方法、これらを改良する、そのためには基礎的なデータが必要であると。そういったことも判断して、1人、町の職員を派遣して、そういったデータを取ってほしいと。そういう思いを込めてやったもんですから、当初予算の編成作業までには間に合わなかったという、そういうことであります。

それから、あと先ほど言いましたような随意契約業者との単価交渉、なぜ取り組まなかったのか、いう話になりますが、これは、あってはならないことなんで、できません。そういったことができるのであれば、これは、こういう契約は無きに等しいというか、何でもありになってしまいますよねえ。それは、どうしてこういう表現になっているのか分かりません。

それから、今現在の単価見直し作業は進めておりますが、私は、相当高い単価だと思っております。それは、例えば、普通作業員、それから、それ以外の軽作業員、いろんな適用があります。じゃあ、どれをそこに適用するのかと。これは、全国の事例とか、周辺自治体の事例とか、いろいろございます。かなりバラバラのところもあります。でも、これを適正価格はどうなのか。そういったこともきちんと検証する必要があると思っておりますので、これは早急にやらせていただきます。今、その作業をしているところでございます。

それから、「担当課の起案書が町長決裁で活かされなかったというふうに考えておりますが」、そんなことはありません。私は、この起案は、きっちり活用させていただいております。

す。ただ、判断基準が、担当と私と食い違っていた。なぜか、これは実例を申しますが、弓削汽船さんが収集の、ゴミ収集業者としての許可業者になっておりました、以前。実際、皆さんも想像していただければ分かりますが、弓削汽船さんの実績、どうですか。それを考えたときに、その実績で対応できるというのであれば、他の業者さんも、おそらく町内の土木建設業に携わっている業者さんであれば、誰でも簡単には入れると。実際に収集したゴミをクリーンセンターに運ぶという、そういう業務内容でありますから、ましてや、これは委託業務であります。特措法に関わる業務では全くございません。それを考慮した結果、こういう判断をさせていただいたという、それだけのことでございます。私がペテンにかけたわけでも何でもございません。それは、ここではっきりと申し上げておきます。

それから、この中身を決めていく中で、本当にさっきの要望ではありませんけど、そういった動きが多々ありましたのでギリギリまで動けなかった部分があります。それは、中々言葉では言い表せない部分がございますけど、そういった内容を経て、こういう結果が生まれたということでございます。

私は、業者を指導するとか、単価交渉をするとか、そういった、やってはいけないこと、できないこと、これはしておりませんので、申し添えておきます。

ええー、いろんな質問の内容はございますけど、私の考え方は、まあ質問の本位と言いますか、その辺については述べたつもりです。以上です。

(宮脇町長、降壇) (「休憩、休憩」の声あり)

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 副町長。

(村上副町長、登壇)

○(村上 和志 副町長)

寺下議員の4番目ですかねえ、私への質問もありますのでお答えしたいと思います。

ええー、起案書等の決裁については、最終決裁者である町長が責任をもって適否を判断して、町長の権限内で決裁を行ったと思っております。ちなみに、担当課からの起案書等が全てそのまま決裁されるわけではなく、修正や訂正等を加えて最終決裁者である町長は責任をもって決裁しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、先ほど町長の答弁にもありましたように、本業務につきましては、競争性を持たせた見積もり入札を行うことで、弓削地区、生名地区は大幅な経費節減に繋がっております。以上でございます。

(村上副町長、降壇)

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

ただ今、答弁いただいたわけではありますが、本日の会議の冒頭、行政報告、そして先ほどの一般質問の同僚議員から、いわゆる、この4年間の総括を求められた中において、いわゆる、フェスパ問題、このゴミ収集問題が全然触れられなかったことをどのように評価しとるのか、その点について、ちょっと疑問になっております。そして、町長、いろいろ答弁の中

で言われておりますが、ええー、私は、行政運営上の今回の流れの中の問題を質問しておるわけでありまして、いわゆる、今回、方針転換ですね、随意契約から入札方式にするときに、いわゆる、この大きく転換するときに、なぜ、議会などで協議しながら町の方針転換を決めていかなかったのか。そして、職員に指示したのは6か月前ですかねえ、そして当初予算に全然このことが、いわゆるクリーンセンターの運営管理についても3月の当初予算に反映されない。その中で、4月1日で執行していくような形を取る。こういう方式がね、本当に行政の運営上、いわゆる政策や管理や準備や実行にあたって本当に正確なものであったのか。

あなたたちは、いわゆる「資格審査においても的確であった。入札にしても、いわゆる透明性、公平性が確保された」。このように述べておりますが、しかしながら、実際はどうか。資格にしても、業者指導にしても、提出書類が、全部の書類が整っていない業者を入札指名に加えてみたり、そして、先ほど単価交渉ができないと言っていました、私の言葉の聞き違いかもしれませんが、なぜ、あなたは就任したこの4年間、この委託業務の予算、4年間、あなた、前任者からの予算そのままを毎年毎年、計上し、議会は承認し、監査は承認し、決算を認めてきたわけであります。なぜ、その随意契約の高止まりが問題になるならば、その予算計上を、あなたの正当な価格で予算計上してこなかったのか。そして、5年間の随意契約であっても、予算を適正価格に下げて議会が予算を認めれば、随意契約者はその予算通りの価格で請け負っていかなくてはならない。このことを、なぜしなかったのか。そして、この短期間の間に準備も計画もせずに、行き当たりばったりの矢庭の施策でしか思えないから、今、町内でゴミ収集のあり方が問題化されて混乱しているのではないですか。そのことが、一番の、今回の問題ではないですか。

あなたが政策転換するならばするで、きちっとした仕様書や条例や、それに基づいてルールあるものに進めていけば、何もフェスパにしても、このゴミ収集委託問題にしても、あなたにとっての難問でも、困難でも何でもなかったはずですよ。このことを一つも反省もせずにね、この4年間の成果を滔々と述べる。私は、反省した点は反省すべきで、ゆげフーズの雇用されとった職員が職を失い、今度のゴミ収集でも、あなたの大事なで、大事な職員が2名、町長のやり方に不満を持ち、精神的に参って退職していく。生名地区のゴミ収集者の労働者も職を失っていく。地方自治体がこのようなことを行って良いのか。このことが問題なんで。私は、今回の一般質問の趣旨であるのは、もっと政策転換や政策準備、実行など、的確な判断の下にやってほしい。このことが一般質問の趣旨ではないですか。あなたは、どう思いますか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

(「休憩、休憩」の声あり)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

寺下議員の主張は、すごいおかしいと思います。(「そうじゃ」「おかしいわい」の声あり) 5年前に、5年間の長期契約しとるわけですよ。私が、その契約を途中で打ち切れますか。そんなことできないでしょう、自治体が。(寺下議員が挙手) ちょっと待ってくださいよ。私も言いますよ。そんなバカな話ないですよ。

○(池本 光章 議長)

町長、ちょっと町長発言を。ここで15分、休憩取ります、(11時)半まで。

(休 憩 : 午前11時15分 ～ 11時30分)

○(池本 光章 議長)

再開します。再開にあたり一言、寺下議員に注意しておきます。一般質問の前に個人名と個人情報については十分注意して質問や答弁をするようお願いしております。

先ほどの一般質問の中にそういった部分が、十分内容が含まれていると私は考えております。次の発言の際には、その点について十分注意して発言されるようお願いしております。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

答弁を続けさせていただきます。その前に、議長にお願いがございます。今、寺下議員が質問の中で展開しようとしている部分については、議長が冒頭に説明しましたように、議会の方から町側に対する提言として出された部分、それに対して町の方から回答した部分、その部分に根幹にかかる部分について寺下議員が、今の質問内容とは違う内容として捉えている部分を持っていると思っております。

私としては、それに答える必要はないのではないかと考えておりますが、ただ、今までの発言の中のまあ必要最小限答えるべく部分として、「なぜ、このようになったのか」と。「なぜ、町としてこういう契約更改と言いますか、やり方を変えていったのか」ということは、これは議会の方からの指摘を受けて、こういうふうに変えさせていただいているという経緯がございます。その前に、なぜ単価とかそういう問題じゃなくて、この積算なり単価決定なり、ましてや、1社随契で5年間の長期契約とか、そういったことが、なぜ起きたのかと。そのことに対して、問うべきではないですか。私は、そう思っています。だからこそ、今回、変えさせていただいたと。なぜ、変えにくかったか。特措法の詭弁であります。そういったことがあったから、議会もこれまで変えられなかった。そういう流れでしょう。違いますか。

ですから、私は、それを踏まえて、やらせていただいたという、そういうことであります。ましてや、「随意契約業者の単価交渉」とか、「なぜ、業者指導しなかったのか」とか、こういったことは行政としてはやっちゃいけないことだし、できないですよ。そのことは、ぜひ、皆さん、しっかり確認していただきたいと思います。こんなことは許されないことだと思えます。本当に、基本は何か、今のこの契約形態がおかしいから、この金額が随意契約じゃできませんよと。「1社随契で5年間も長期契約はおかしいでしょう」と。そこからでしょう。それを变えるために、みんなが頭を、知恵を絞って、担当課も一生懸命頑張ったんですよ。そういう流れだと思いますよ。そのことは、しっかりと認識していただきたいと思います。それを、私の判断でどうだ、こうだとか、そういうのはおかしいと思います。以上です。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

ええー、いわゆる今回のね、随意契約から入札方式に変わっていく流れの中でね、起きた状況が、それが本当に正しかったのかどうかいうことを問うていきよんであってね。そりゃあ結果としては、随意から入札方式にしたけれども、しかしながら、この、あなたが就任してからの、この4年間に於いても予算計上する中で、予算を削減していくことはできたはずですよ。あなたが適切な、的確な予算を打ち出して予算計上していき、その予算に基づいて議会が議決し、では、その予算の中で業者に指導。交渉いうたら、あなた、おかしく言うから、指導する中で、「予算はこれだけだから、これだけの契約に変わっていきますよ」という話になってくるんですね。5年の契約でも、契約の中のね、条項の中にちゃんと翌年度の歳出予算の当初額から減額になってくれば、その契約に基づいた契約が変わってくるんですね。そこでちゃんと契約の中にも謳っとるし、仕様書の中にも謳っとるんですね。一遍契約したから、それが全てその金額で仕事を遂行していかなくてはならないことは謳ってない。お互いに、そこで問題が起きたときには解除することもできるし、契約解除もできるはずですよ。(林議員から「変わるんはガソリン代と橋代…」の声あり) 何か質問したい言ようから、ちょっと質問させてあげてください。

○(池本 光章 議長) 静かに、静粛にしてください。寺下議員、続けてください。

○(5番・寺下 満憲 議員)

私が問題化しとるのは、「そういうことができなかったんですか」言うて、今回の入札に当たっても、入札して、札を開けてみたら、単価的に町が描いとった予定価格よりもうんと下がるとるし、仕様書とも違った形の金額が出て来とる中で、なぜ、入札審議会にかけながら業者指導を行わないのか。(林議員から「意味が分からんのう、何言よんか」の声あり) ちょっと質問したい人がたくさんおるんで、ちょっと時間空けてあげてください。(林議員から「もう、ええんじゃない」の声あり)

○(池本 光章 議長) 一般質問の途中なんで、ちょっと静かにしてください。

○(池本 光章 議長) 寺下議員、続けてください。

○(5番・寺下 満憲 議員)

そういうね、行政を運営して行く中で、今回いろんなことが起きた中において、「問題を反省していく点はないんですか」ということを言よんであって、何もあなたがしたことを否定しよんでもないでしょう。あなたが問題を全然関係ないなら「関係ない」でええですよ。

「今回の政策転換から計画準備全て至るまで、全て正しいことで進めてきたので、問題ありません」言うたら、それで終わる話でしょう。これは、私が見た中で、「地方自治体としてのあり方としては、もう少し慎重に物事を進めていく中で、こんな町民が混乱するような問題が起きなかったのではないのでしょうか」という話でしょうが。

ほで、なぜ、あなた、それがこの4年間の評価する中に「フェスパの問題」と「ゴミ収集の問題」が評価に出てこないのか。そのことについてお答えをいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、フェスパの評価と今回の分の評価という、「出てこない、出てくる」というのは、私の感覚でございまして、寺下議員に、そこに質問されるべき筋合いのものではないと考えておりますので、それはやめさせていただきます。

それから、寺下議員が先ほどから言っております、「単価の部分とか、そういったものをなぜ見直さなかったのか」、これ、チェックするの議会でしょう。でも、違います。それはどうなんですか。私は、今まで5年前にそれで通ってきて、それがずっと続いて来ると。そういう認識していますよ。それに対しての寺下議員の責任とか、そういうのは考えないわけですか。(寺下議員から「当初予算には反対していますよ」の声あり) この件で反対してないでしょう、単価で。言いましたか。ちょっと、おかしいんじゃないですかねえ。私は、そう思います。

○(池本 光章 議長) 町長、ちょっと冷静になって。

○(宮脇 馨 町長)

だから、こういう件については、実際に5年間の長期契約をやつとること、随意契約でい

つとること。そのことがおかしいんであって、単価とか、そういう問題じゃないと思います。(「そうじゃ」の声あり) そのこのところを間違わないようにしていただきたいと思います。終わります。

○(5番・寺下 満憲 議員) はい、終わります。

○(池本 光章 議長) 2問目があるじゃろう。

○(5番・寺下 満憲 議員)

あつ、2問目があらあ。ごめんなさい。

ええー、2問目が残っていますので。2問目は、「架橋開通に向けての道路状況の点検と整備」について伺います。

岩城橋開通に向かって、かねてから建造中の、冒頭にもありましたが、フェリーの建造・就航も(9月)26日の運びとなりました。また、長崎地区の待機レーンの計画も予定通り進んでいると思います。橋の開通による車の量の増すことを想定して事業計画を進めています。愛媛県でも、先月の26日には、上島架橋連絡関係者連絡協議会第2回が開かれ、影響航路についての指定について協議されました、されていますね。

そこで、県道と町道、また県道と県道の交差点部分の危険度の点検と併せて岩城地区の南地域においては、ええー、橋の関連事業において整備計画があることと思っております。北の地域は、どのような計画が立てられているのか。また、弓削地区、佐島地区、生名地区の以前から整備計画がありましたが、今日まで頓挫をして、未整備区間があるところがありますので、今後、その点についてはどのように進めて参りますか、ご答弁をお願いいたします。

○(山本 九十九 建設課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 山本建設課長。

(山本建設課長、登壇)

○(山本 九十九 建設課長)

寺下議員の質問にお答えします。

県道と町道の交差点部分の危険度点検でございますが、県道・町道共に新設改良工事の着手前に道路管理者間で交差点協議を行い、道路構造令の確認を行っております。また、同時に公安委員会にも協議を行っており、道路交通法での安全性を確保できていると考えています。

今後は、岩城橋開通に伴い交通量の増加が見込まれることから、道路交通の安全確保には、十分留意していくこととしております。

次に、岩城地区の北地区の整備計画についてですが、長江池付近の県道が一部未整備区間となっておりますが、県に確認したところ、「現在のところ整備計画は無い」との回答でした。

各地区の未整備区間についてですが、「弓削地区の弓削総合支所南側の未改良区間につきましては、地権者の方と継続して用地交渉を継続して行っておりますが、交渉が整っておりません」。また、「生名地区の立石港務所付近の未整備区間につきましては、現在のところ整備計画は無い」との回答でした。

県道の道路改良事業につきましては、今治土木事務所道路建設課長より、「地元の協力なくして事業実施は成り立たないと考えており、今後とも協力をお願いします」との協力依頼があることから、町といたしましても、用地交渉等、全面的に協力し、未整備区間の事業実施に向けて取り組んでいきたいと考えています。

最後に、佐島地区の佐島漁港内の道路改良につきましては、佐島地区から要望も提出していただいておりますが、関係者との協議が進んでいないため、計画には至っておりません。未改良区間の道路改良事業につきましては、今後も継続して地権者等との協議を行い、事業を推進していくこととしておりますのでご理解をお願いいたします。

(山本建設課長、降壇)

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

ええー、答弁をいただいたわけですが、この、いわゆる県道と町道とか、県道と県道の交差点の部分においては、一応点検はしたということですね。ええー、それで住民からの声としてはねえ、このそれぞれの生名の地区の場合は、交差点の見通しの悪い部分が主な問題点として上がってんでね。そこら再度、住民の方々とともに点検し、見通しをよくする方策ですね、いわゆる今、仮に新しくできた生名地区のポプラのこの交差点にしても、海光園のここにしても、網立橋のここにしても、皆カーブミラー等々なり、交通に必要性のあろうかと思うものが設置されてない中で、住民の方から声が上がるといように伺ってらるんですね。そういった点を再度、点検をしてもらえたらと思います。

そして、長江地区の件におきましては、どの個所を整備したら良いのかというのは県の方は把握してらるんですね。それなのに、その工事をする、いわゆる予定に入っていないということがあるならば、やはり町の方からね、県へ物申す。そういう形で、その点は対応していただき

たいという形を取って行かないと、県がないから言うてないなりにしておると、ないままで終わるでね。やはりその、そこを県がもう整備必要と認めとんなら早急に、まあ私共は素人考えでも、橋が架かったら弓削・生名地区の人は橋を通れば本土に渡るときには、今治・四国方面に行くときには、やはり小漕のフェリー使うようになると、長江のその区間がやはり良くなってこないと、交通の便が良くならない。このように思うんですね。

そして、弓削地区においても、もうずいぶん前から、まあ弓削町時代からの案件だと思いますけども、やはり支障になつとる部分をね、早く何らかの方法で、何が問題になって、何が起きているのか。そこらをやはりきちっと把握しながら、まあ佐島の件にしても生名の件にしても、やはり県の方が計画の方がまだ、計画があつたけれども今は皆頓挫した形になつとるのでね。やはり、この点についても、町の方から声を上げていかないと、ええー、県の方からは中々見えてこない部分なんでね。やはり、そういった点を含めて、今後どのようにしていくのか、その答弁、町長が答弁いたしますか。その点についての答弁いただいて終わりたいと思います。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、私をご指名のようですから答弁させていただきます。

この件に関しては、本当にいろいろな経緯というか、長い歴史を含んでおりまして、まあ当然、用地交渉の話、それから県の予算の関係の話、そういったところが織り交ぜられております。で、我々も手をこまねいているわけでは当然ございません。各箇所については、以前の担当者等からいろんな話も聞いております。その中で、まあ本当に用地交渉が難しかったりとか、県の予算が中々下りなかったりとか、県の方もいろいろな予算を持っておりますが、こういった県道改良の分については、今、重点的に、例えば、岩城橋関係の生活道路の周辺整備とか、そういったところに予算を傾注しておりまして、ちなみに今治支局の土木予算のほとんどを岩城橋の方に注ぎ込んでいる経緯がございます。

ですから、これ以上まあ、ここもあそこもというお話には中々持っていきにくいのが実情であります。その辺りは皆さんもご承知かと思いますが、そういった意味合いもありまして、まあ、これから先、当然、計画的に、今ご指摘のあつた悪い部分、改良が必要な部分については計画的に取り組んでいきたいというふうに考えております。ただ、そのときには当然、地権者の方とか、周辺の方とか、そういった、まあ同意なり、熱い思いと言いますかね、そういった要望を伝えていく。そういうのを集約していく必要があると思っておりますので、そのときにはぜひ、ご協力をお願いしたいと思います。以上です。

○(5番・寺下 満憲 議員)

はい、よろしくお願いすることとしまして、質問を終わります。以上です。

(寺下議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで寺下議員の質問を終わります。

次、前田議員の一般質問なんですが、昼まで10分ですけど昼休憩に入りますか、どうし

ますか。（「入ろう、入ろう。休憩」の声あり）それでは、昼休憩といたします。再開は1時からでいいですか。早めなくていいですか。（「はい」の声あり）なら、1時から。

（ 昼 休 憩 ： 午前11時50分 ～ 午後12時55分 ）

○(池本 光章 議長)

少し早いようですが再開します。

続いて、前田議員の質問を許します。

（前田議員、登壇）

○(9番・前田 省二 議員)

ええー、それでは、議席9番・前田でございます。本日の質問は3問させていただいたと思います。最初に「議会答弁と公約への責任について」町長にお尋ねいたしたいと思います。

宮脇町政4年間の任期が残りわずかになったので、公約の達成度などについてお伺いいたします。まず、平成29年6月議会において、「町内地元業者を守っていくことも、上島町行政の役割ではないか」という一般質問に、町長は「総合評価落札方式で競争入札、これが一番良い形ではないかという事でやっております。総合評価落方式は、地元の業者が圧倒的に有利なので、心配は皆無だと認識して結構です」と答えています。この約束はどのような形で守られたのか。総合評価落札方式の採用割合はいくらなのか、年度ごとに具体的にお答えください。また、実務面において、3年前に「因島長崎棧橋側の土地買収と車両待機レーンの整備」の予算が計上されましたが、未だに進展がありませんので、そこで、年内に実施・完成できない計画をなぜ、議会に提案したのか、また完成予定はいつでしょうか。

他にも「町内バスの無料化」、「尾道市民病院・農協病院への直行バスを走らせる」などの公約もありましたが、未だに実行されておられません。宮脇町政のこの4年間を振り返り、町民との約束を実行しない理由は何なのか、お答えをお願いします。

○(宮脇 馨 町長)（挙手）議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

（宮脇町長、登壇）

○(宮脇 馨 町長)

前田議員のただ今の質問に対してお答えいたします。

まず、現在、総合一般競争入札の対象工事のうちの簡易型総合落札方式、これによって落札者を決定することは、適当と認められる行為として進めているところであります。具体的数値については、平成29年度対象工事7件のうち1件、それから平成30年度の対象工事11件のうち3件、それから令和元年度において、対象工事は6件でしたが、「実績確認を行うような工事が選定できませんでした」という事で、実施してありません。

本年度も対象工事見込みが5件ありますが、1件を実施する計画です。今後とも対象工事を精査して、継続性をもって進めて行きたいと考えております。

それから、ええー、先ほど言いました、総合落札評価方式ですね、総合評価方式、これは、

対象工事が、設計金額が、3,000万円以上の土木工事のうちの、まあ実績確認型という事でやっておりますので、まあ、こういった件数としては、そんなにたくさんは上がっておりません。これより以下の工事が、まあ多いということになります。現在、県下の9町において、内子町と愛南町が積極的にこの総合評価方式を取り入れておりますが、その他の町で見ると、ここ数年、まあ20市町がある中では上島町としては、まあ、件数は少ないけど継続性でもって取り組んでおるとい、そういう状況でございます。

それから、長崎栈橋の関係につきましては、土生港長崎栈橋の車両待機レーン整備事業、これまでの実施状況並びに今後の計画について説明させていただきます。

ええー、土生港長崎栈橋車両待機レーン整備事業、これにつきましては、平成29年度から事業を開始したところでありますが、これまで、平成29年8月24日の議員協議会において事業実施の説明、それから30年4月18日の議員協議会において事業進捗状況の説明、令和2年1月28日の議員協議会において、進捗状況及び今後のスケジュールの説明、また、予算計上の度に事業の進捗状況を説明させていただいております。

事業実施当初は、平成30年度から令和2年度までの3ヵ年で、用地買収から待機レーン整備工事までを完成させる計画で進めておりましたが、令和2年1月28日にご説明させていただいたとおり、本事業については、用地を提供いただく地権者の移転のタイミング等、これを考慮して進める必要があります。現在、用地交渉を進めていく中で、移転に時間を要する地権者、まあ移転先の確保とかですね、移転形態とか、いろいろございまして、そちらを令和3年度中の待機レーン整備工事の完成を目指しております。まあ、いろんな案件と言いますか、複雑な要因がございますので、中々地権者の方は、「はい、そうですか」という、パッとこう移れる場合には至らないというのが、多々ございますので、粘り強く進めていきたいと思っております。今の進捗状況ですが、現在、整備地内の建物が解体されているのをご覧になられていると思いますが、1件の移転補償、それから1件の物件補償の契約を締結して、補償費の支払いを完了しております。

本事業については、令和3年度の岩城橋開通までの整備工事完成を目指しておりまして、事業を推進して行きますので、ご理解と今後もその事業を推進して参りますのでご理解ご協力をよろしくお願いします。

それから、町内バスの無料化とか、尾道市民病院、農協病院への直行バス、これらの公約につきましては、前の従前と言うか、以前ですね、一般質問とか、ええー、その他の答弁でもさせていただいておりますが、これにつきましてはですね、幾つかの試案と言いますか、計画を担当課等で練り上げてもらいましたが、あまりにも財政負担が大きくなり過ぎるために、今はまだそれが出来るような財政状況でないという事で判断して先送りしております。まあ、それに変わった、もっと安いコストの他の方法等が見つかれば、ぜひ取り組んでみたいと思っております。ただ、中々、既存の交通形態、ルートですね、民間業者等がございまして、それと競合する形になるといけないとか、いろんな条件がありますので、それをクリアしながら、うちがそこに行くというのは、中々ハードルが高いという事を認識しております。ただ、お年寄りが、今の状態で因島から、土生港からバス等乗り継いで病院等に通院するというのは、本当に大変な労力を要するということは事実であります。

何とかして1日でも早くそれを解消したいと願ってはおりますが、良い方法を見つけるというのは、中々難しいことを実感しております。ただ諦めたわけではございません。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

待機レーンの事なんですけども、「令和3年度まで」ということなんですけども、因島側はそれで良いかと思うんですけども、生名側の計画は、どのように進捗しているんですかね。それをちょっとお聞きしたいと。やはり、因島側だけでは、やっぱり生名側の方も3レーンしかございませんので、その点をどのようにして行く予定かをお聞きしたいと思います。

そしてですね、やっぱ町内のバス無料化とか、病院への直行バス、これはお年寄りの方が本当に期待をして町長に託しているわけです。それが前回出るときの約束ですのですね、それが未だに何の進展もないということは、そう期待をしとった方々を裏切っとるじゃないかなというふうにとられても仕方がないと思うんですよ。だからね、やはり事細かくどうしてできなかったのか、ただ単に予算の面とかがちょっと合わないの出来なかったかと。で、まあ、いろいろこう当たってみたんですけども、まあ、そこでこういう壁がありましたとか、事細かい、やっぱ説明も必要じゃないかと思いますが、その辺はいかがですか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇議長。

○(宮脇 馨 町長)

まず、生名側の待機レーンの関係でございますが、今、3レーン、それからスペースが空いている部分が相当残っております。それから、網立の部分からの県道の部分で全然使われていない歩道みたいな感じのところもございます、それらを含めて、今、町内の中で役場の中で、検討委員会と言いますか、そういったものを立ち上げて、そこで、ワーキンググループの中でそれを検討しております。いろんな案が上がっておりますが、この案で行ったらどうかと、ただ、ここで一つお断りしとかんといかんのは、これは県道も関わってきますので、県との調整が必要になります、あそこの待機レーンに入っていくところに、まあ緑地帯みたいなものがあるでしょう。あれのまあ処理とかですね、いろんなことが出てきますので、県と十分な下協議をして、うちは、「こういう事でやりたいんですよ」と、そういう事で県の了承を得て、それから「じゃあ、こうしましょう」という話になります。ええー、県道の部分と、それから、うちの部分と両方咬み合わせた格好での「こういう形でどうか」というような今、ほぼ、案が整えつつありますので、それがまた出来次第、皆さんにお諮りしたいと思います。これはまあ、交通安全に関わる部分でございますので、まあ、うちだけの話ではなくて、例えば、伯方警察とか、県も当然ありますが、そちらの方の協議とか、そういった事も慎重に進めないといけない。で、うちはこういうふうになりたいと思っても、「それはちょっと交通安全上、無理ですよ」と言われる可能性もありますので、下協議をどんどん進めている段階でございます。

それからですね、先ほどの無料通院バスに関しては、本当に私も、前田議員が仰られた以上に、私自身もいろんな人から責められております。「あれは、良いプランだったんだから、何とかして欲しい」と、そういう話を要望としてどんどん受けております。これは、何らかの形で、まあ解消したいと。以前ありました船の尾道前の、そういう話を復活させた方が早いんじゃないかとか、そういう意見もございます。ただ、最終的には、継続性があるって、まあ経済的にも、皆さんが納得していただけるような、そういうことを打ち出さないといけないので、中々ハードルが難しいというか、高いというか、それは感じております。ただ、いろんな案をずっと継続して検討して行きたいとは思っております。で、こっちの方が良いだろうというやつが、中々打ち出せないのは、本当に、まあ平山議員から指摘されたような、その「スキルが遅い」という事は、本当に重々承知しておりますが、何とかして、そこをクリアできる方法を見つけないかと思っておりますので、また、引き続き検討させていただきたいと思っております。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

橋も直ぐ開通になるかと思っておりますのでね、因島側または生名側の待機レーン、これを確実にやっていただくようお願いいたします。

ほで、まあ今現在走っているバスも年配者の方の無料化ということも、これも約束しておりますので、その件についても、案外見やすいんじゃないかと思うんですけども、まあ、いろいろな障害があるのだと思いますが、その点もまた、よろしく願いいたします。

それでは、2問目のですね「フェスパ」について、ちょっとお伺いいたします。

平成30年、フェスパの指定管理者決定時において、町長は、前任業者が町内産の商品を使用しているにも関わらず「使用していない」と間違えた理由をつけ、選定委員会での1位という結果を覆しました。これは、地元食材を活用することが指定管理者の最低条件であることを公の場で表明したことにもなります。それを証明するように、フェスパの仕入れ状況の一般質問には「食材は地元から仕入れていきます」との回答でした。

しかし、最近、公になった情報公開の資料によると、平成30年度において地元町内から仕入れた食材はわずかに1割5分程度であり、ほとんどが県外業者の仕入れです。なぜ議会の場で虚偽の発言をしたのか、その理由をお答えください。また、その食材費とは何を仕入れたものかお聞きましたが、町長は「答えられない」と発言しています。調査を行った結果、町内食材仕入れ先のうち40%以上が特定の業者との取引です。その偏った仕入れの理由と効果を示してください。更に大きな疑問は、フェスパ運営について「来年度からスポレクと切り離す」と町長が表明していることです。これは、どういう意味なのでしょう。これは3年前、町長が強引にスポレクをフェスパの指定管理業者に決定したことを自ら間違ったと認めることとなります。

そこで、5,000万円を超える借金はどこが負担して、誰が支払うのか。どのような形で誰が責任を取るのか。切り離した後のフェスパは誰が運営するのかなど町民には分からな

いことだらけです。まさか、町民に経営の失敗を押し付け、放漫経営で増大させた経営者の借金支払いを町民に負担させることはないものと考えていますが、以上ついて、町長の考えをお聞かせください。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

前田議員の2問目の「フェスパ」についての質問にお答えします。

まず、最初に前田議員が述べられた「町内産品を使用していないという間違っただ理由をつけて」という下りであります。ええー、私がフェスパの選定を変えた理由としての、これはほんの一つでありまして、その他たくさんの理由があつて総合的に判断して、これは、ゆげフーズは相応しくないんじゃないかと、そういう判断をさせていただきました。そのところは間違わないでください。

で、大きな理由として、当時、ゆげフーズさんの運営の中身に町民の間から多くの不満が出ていたことは、皆さんもご承知だと思います。それはなぜか、まあ、どちらかというところという言い方は良くないのかも知れませんが、「フェスパ」がまあ一部のその運営者、関係者、そういった感じの施設になっているのではないかと、そういう指摘があつたのは事実かと思ひます。それから、そういうのを変えるために、外からの動きを作つていったのに、それが妨害行為によつてできなかった。だから止む無く経営内容を刷新するために、止む無く「スポレク」で取り組む事にしたという話でありまして、それから、虚偽の発言云々でございますが、これは食材の事に関しましては、当初、前任者の方からそれを引き継ぎたい旨のいろんな動きをしてみました。が、断られたり、そういったことが多々ございました。それから、新たに開発していく中で、前任者の仕入れの部分と重なる部分、それから全然違う部分、そういった内容がどうしてもまあ機密情報と言ひますか、企業の運営上、必要な秘密情報になります。それがあつたので開示できないと、そういう流れでございます。これは、ゆげフーズさんが、経営を引き継がなければならないという協定があるというか、その管理協定の中に、指定管理の協定の中にあつたにも関わらず、個人情報として、それを出していただけなかったという、そういうところもござひます。これは、明らかにその引き継ぎの時点で、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月と出遅れてしまふ、お客さんも確保できない、そういう状況が生まれてしまったということです。当初、初期運営、まあ、初期資金と言ひますかねえ、動き始めるまでの運営資金として、借入したお金がどうしてもそこに負担として掛かつてきたということでござひます。これがスムーズに引継ぎができていたら、こういうことにはならなかったはずであります。これは、役場がそれをちゃんと管理できなかった部分、それは、反省点としてござひます。しっかりとそういう事をゆげフーズさんに指摘して、「個人情報ではありません。これはきっちりしてください」という、そういう事を指導できておれば、こういう事はなかったと私は思つております。

それから、食材の仕入れの偏つた部分という発言がございましたが、これは、その食材が良いからでございます。現在、町内の仕入れは、あまり思つたほど伸びておりません。これは、

安定供給ができないという、そういう条件もございます。当然でございます。ただ、町内の食材の方が優れている部分いっぱいございます。例えば、レモンポークとか、レモンとか、それから水産物、そういったものはたくさんございます。で、今、ご指摘の部分は、おそらく、まあ海産物、水産物だと思いますが、これは著しくお客さんの評価が高いという、リピーターの方が、「また、あれを食いたいの、食べたいので来ましたよ」と、そういう指摘が入っております。であれば、これが80%になったとしても、「フェスパ」はこれをどんどん活用すべきだと、私はそう指導しております。良い食材は、絶対、外の人から評価されます。であれば、これは、上島町の宝にすべきだと、かように思っております。これから先、それを逆の形でも、「フェスパ」の食材としてだけではなく、上島町の特産品として、もっともっと売り出した方が良くはないかと、そう判断しております。その辺については、作戦をまた立てたいと思っております。

それから、初期投資のまあ、運営資金ですが、これの負担と言いますか、これは当然スポレクとして運営を始めた部分、スポレクが責任をもって、これから時間はかかりますが、払って行きます。今は、町に肩代わりをさせていただくという話でございます。

それから、スポレクから切り離れた後のフェスパの運営でございますが、これは前にも何度かお話したと思いますが、今、フェスパの運営に関して、3年目に入ってやっと良いやり方と言いますか、先に見えるやり方みたいなのが見えてきました。ここで、あとひと踏ん張りしたいと思ったところで、コロナにまたもやられてしまいました。これは、たればの話をして仕方がないんですけど、コロナさえなければ、相当この夏が、稼げたはずだと思っております。ただ、これから先、このコロナがどのようになって行くのか、皆さんも、私も、予測はつかないと思っております。その時にどうやって行くのかというのは、本当に難しい判断を迫られます。ただ、私としては、ここまでやって来た指定管理の方式には難があると、自由度がなさすぎる、経営として、臨機応変にどんどん取り仕切って行けない。こういうことは、全国の現場からどんどん出て来ています。全国の指定管理の状況を見ても、それはそうです。指定管理が上手く行っているところは、その専任の人が何人か付いて、それでリアルタイムで指定管理の管理方法を変えております。そういったことは、うちではちょっと高望みが過ぎます。

ですから、来年1年4月以降は、業務委託という方式に変えて、今のやり方、これを徹底して、やる場合、赤字をこれとこれとこれを落とせば、こういうふうになると。そういう試算を今やっておりますけど、そういった内容を提案させていただいて、1年間試験をさせていただきたい。それに基づいて、次の指定管理なり、PFIなりそういった方法を提案させていただきたい。そのように考えて、今、準備を急ピッチで進めているところでございます。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

弓削地元産の食材をですね、私の仕入れた資料によるとですね、本当に町外の仕入れの

大口が多いんですよ。で、やはり一度約束をしたらですね、やはりそういうふうを守って行っていたかないと、まあ経営の面に関してもそうでしょうけども、その、まあ始めた頃3年前とですね、今の営業を見ているとですね、地元のお客さんがあまりにも少なすぎる。まあ、皆さんに聞けば、「いや、行かないよ、行かないよ」というて良く言われるんですけども、そういう点も本当に早く改善してですね、地元の人がまず来ていただいて。そうすれば、経営も安定してくるんじゃないかと、そのように感じております。

そして、まあ町長が、「スポレクが、その借金を支払う」というふうに言われましたけども、スポレク自体に上島町が、3,000万円近いお金を毎年入れていますよねえ。その中で5,000万円以上の借金が中々返せないんじゃないかというふうに感じますが、まあ愛媛銀行から3,500万円、広島銀行から1,500万円、その他いろいろ入れて、まあ、そういう数字になるんですけどもね、その点はどのように考えておりますか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

まず、食材の話でございますが、農産物も含めまして、水産物、農産物、出来ましたら私も「フェスパ」も、地元を使いたいという事で、広くお願いをしておりますが、これは、売り込み等はですね、ほとんどありません。普通、自分が作ったレモンが良いと思ったら売り込みに行くじゃないですか。それが無いというのは、ちょっと寂しい現実です。

こういうところは、まあ、ある意味量を使いますから、お得意さんになったら、作っている方は絶対良いはずなんですよねえ。なぜかあんまり来ていただけない。これは寂しい現状だと思います。もっともっと、そういう提案があって欲しいなと望んでおります。まあ、こういうCATV見られた方が、それだったら私が持って行こうかという気になっていただければ嬉しいですけど。

それから、あとスポレクの運営でこれがきちんと返せるかという話ですが、今、スポレクがフェスパと一緒にですけど、コロナで大変苦しんでおりますけれども、業務内容としては、一昨年、昨年、確実にやり方と言いますか、団体客の宿泊、まあ合宿ですよ、こちらの方は、固定客が付きつつありました。今年の春、それがコロナで流れたという事で、多大な被害を被っております。ただ、その方たちが、じゃあ、もう来年以降、来なくなるかと。そういうことではなさそうです。スポレク自体の評価は高いです。ここは、これだけの料金でこれだけの施設があって、こういう環境で練習に打ち込めると。で、まあ学生さんや、高校生辺りにしても、これは素晴らしい施設だと。そういう評価をいただいている、それが静かに広がりつつある、そういうふうな認識をしております。

で、本来であれば、まあ、こっから一気にということも本当にあったんだろうとは思いますが、まあ、これも、たればになると思いますんで、もう言いませんが、そういった事で、こういう健全経営を続けて行けば、確かに施設の一部老朽化はありますけれども、それに優るサービスと、その何と言いますかねえ、ソフト対応、そういったところで凌いで行きながら、アスリートの方たちが、満足して合宿できる、そういう施設として、どんどん活用していただけるように持っていきたいと思っておりますので、まあ、こういった借金の額が、

多少は大きいかも知れませんが、年数をかけて確実に運営しながら返済していきたいと、そのように考えております。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

私が言よんのは、地元の食材の件なんですけどね、例えば、魚類なんかにしてもですねえ、まあ弓削の漁協さんがあり、岩城生名の漁協もあり、で、農協もあり、生協もあるんですけども、本当にその因島の業者だけがね、30%以上仕入れているんですよ。これはちょっとおかしんじゃないかなと。見たら誰しも思うんですけども、やっぱりそういう点、こう上手くこう分配しておればね、皆さん疑惑を思わないかと思います。

それと、スポレクですけども、その営業の仕方は良いんですよ。ほで、私が言うのは支払う能力があるのか無いのか、ねっ、毎年毎年3,000万円、町から入れているのに、それ利益も出ていない、会社はですねえ、支払われる能力があるのか無いのか、その点いかが考えていますか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

まず、食材の件でございますが、今、先ほど弓削の漁協さんの名前が出ましたが、これは最初にお断りされております。そのことは、こういう席では言うべきではないかも知れませんが、弓削の漁協さんは、まあ販売先がほぼ、固定されているでしょう。それは何処の漁協さんも一緒です。岩城生名漁協についても、まあ、お嫌いではないですけど、やっぱりいろんなルートが定まっておりますので、中々、例えば、フェスパの方が、これが、1日お客さんが500人くらい安定しているのであれば、そこに大きな漁協さんも付いてくれるはずで。でも、どうしても、ドカスカがありますから、中々そういうところを商売相手にしてくれる業者さんというのは、中々おりません。ですから、因島の業者さんの場合については、いろんなところを相手にしていますから、フェスパも相手にしてくれると。こちらが望んでも、地元の人、中々やってくれないというのが現実ですから、それは、お間違えのないようお願いしたいと思います。

それから、スポレクの方は、「返せれるかどうか」という、これは、今後の、そういう経営の安定度で決まります。私は、今のやり方は、安定すると見ております。確かに、町からの委託金としていくら、その3,000万円近くは入っておりますが、ただ、それも本来であれば、このフェスパの分も疾病なければ、相当早めにそれを削減できただろうと私は見ておりましたが、中々いろんな要因があってこういうことになりましたけども、それもカバーしながらやって行けるという判断をしておりますので、よろしくお願いします。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

ええー、次の質問に移る前にですねえ、私が言いたいのは、スポレク自体に、その本当に

返せるだけの力があるのか無いのか、期待をするだけだったら誰でもできると思うんですけども、実質、私は無理じゃないかというふうに考えております。ましてや、ええー、社長がもう変わる可能性もあります。その変わったら、また、どうなるか、また分からない。これ、最後には、ほんなら町民の税金で払いましょうか。町民に負担させると、いうふうなことになるんじゃないかと思います。

だから、はっきりといきなスポレクが、黒字の会社なら良いんですよ。数字がね、確実に黒字の数字が出ているのならここまで言いませんけども、出ていない、赤字が出るとる会社で返せるかというところが、疑問視しておりますので、その点、まあ期待は誰しもしておりますけども、本当にその委託料がですね、年間その2,000何百万が、今年はほんなら1,000万、来年が500万ぐらいに、こう減って行きよんならまだ、私らも、その、ああ支払い能力があるなというふうに捉えますけども、毎年同じような委託料でやっておりますので、その点がまあ不安に感じるところです。

まあ町長も、そういうふうに期待をしているだけでは、返せないということをですね、なら例えば、返せなかった場合はどうするんかと、ほんならスポレクの役員さんが負担するんかと、そういう点まで出てくるかと思いますが、その点最後になりますが、どういうふうにお考えですか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、先ほども申しましたが、こういった施設運営に関しましては、やっぱり現場の方の力がどれだけ充実して上がっていくかという話なんで、それが経年変化でどんどん変化するというのはこれは当然ある事です。ただ、スポレクの経営内容を、これを見ていただければ分かりますけど、実際には、今、どんどんスリム化しながら売り上げの方も伸ばすようないろんな仕掛けをしております。これは、今のスポレクの職員の努力と言いますか、そういったところも多々ございます。そういった改善内容をしっかり把握しながら、このやり方であれば何とか安定していくだろうという判断をさせていただいております。その中身の方も見ていただいたらと思っております。

それから、役員で負担する云々ということは、こういう第三セクターとか、町のまあ、そういった運営する分については、そういうことはございません。ええー、システムとして、そういうことは無いという事です。今、いわぎ物産センターとか、まあ、スポレク、他の所も、例えば芸予汽船とかですね、そういった第三セクター、多々ございますが、そこは、やっぱりまあ火の車のところも多いし、いろんな面で運営は大変だということもあります。でも、それはそれで行政がそれを設置しているわけですから、で、行政としてそれを、責任をもって運営するというのが第三セクターですから、じゃあ、「芸予汽船が年間5,000万円赤字出したからもう切りますか」と言えないでしょう。それは我々が確保して、いかに変えていくかという事をやらないと行けないという事だと認識しております。これは、もう覚悟を決めてやらざるを得ない、そのように思っております。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

はい、まあ、考え方の違いですので、仕様がないうえ、芸予とスポレクの経営を同じにしたらちょっとまずいんじゃないかなというふうに感じています。

それでは3問目ですが、『広報かみじま』9月号に、町長は10月の選挙について、立候補者である自らの主張を述べていますが、広報を使つての活動は公職選挙法に違反する行為であり、私物化であると考えられますが、また、その中身についても「自らには責任がない」という文面ばかりであり、町長の失政さえも「フェイクニュース」であると町民を誘導しておると思います。

具体的な部分では、「平成27年度以降、交付税が大幅に減少されています」と町長は書いていますが、これも事実とは異なっていると思います。平成23年度から26年度まで、上島町への国からの普通交付税はほぼ毎年31億円台であり、町長に交代した平成28年度から令和元年までは32億円台に増えています。令和2年に至っては、32億8,700万円であり、33億円に近い普通交付税が入ってきています。

このような事実があるにも関わらず、交付税が「大幅に減少した」と町民に間違った情報を与えている事を「フェイクニュース」というのではありませんか。また、箱物が原因と責任転嫁する借金返済についても、7割から8割が普通交付税で国から補填されており、計画的な財政運営を行えば問題は発生しないはずで、上島町が財政危機に陥った主たる原因は、フェスパや海光園の大幅赤字、経費の無駄遣い、職員の増加による人件費の増加であり、経営能力のなさです。なぜ、間違った情報を町民にお伝えしたのか、お答えください。（「町長、怒れ」の声あり）

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

前田議員の3問目の質問についてお答えします。

最初に、今回の「町長の独白広報の記事」ですね、この全般についてでございますが、これは、私の4年間の行政運営を振り返った今後の行政運営の進め方についての考えを述べさせていただいたものでありまして、ただ今のご指摘には全く当たらないと思います。

ええー、この中で、いろいろまあ書いておりますけれども、本当に今の現状を説明しただけでありまして、今日のどなたかの一般質問の中にも、ああ、平山議員さんですかね、述べさせていただきましたけど、町の財政運営は今日に始まったことではなくて、これは従前からこういうふうになりますという事は、町の職員の皆さんは既にご存じです。

で、例えばですね、ここにこういった資料がございますけど、(資料を見せる) これは、合併するとき、既に国が示した資料です。「10年経ったら減らしますよ」と言っているんですよ。その通りにやっています。で、先ほど前田議員が、全体として減っていないんじゃないか、それはそれ以後のいろんな政策が出て来ています。そういった事を組み合わせながら、何とか、交付税を確保しながらやって行こうという職員の皆さんの努力で交付税の組

み替え、それをどうやったら取れるか。そういう作業をやりながら、何とか現状維持の方に向けて頑張っているというだけで、実質の普通の普通交付税は確実に目減りしております。トータルで行くと、そういうふうに見えないだけで、見せかけです。そこのところを間違わないでいただきたいと思います。

ええー、本当になんて言うんですかねえ、まあ後年度の交付税算入率の高いもの、そういったものを皆さん必死になって探して、それをまあ組み立てていくという、そういう作業をずっとやっておりますので、本当に財政の方も、それから、予算取りをされる職員の方も相当苦勞されております。まあ、財源がないわけですから、自由なことがほとんどできないと、これは今朝も申しましたとおりです。不可分所得がないんです。その中で、独自の政策、新しい政策をやるのにどうしたら良いか、皆さん本当に頭を絞っております。

ですから、今月の課長会では、私の方から課の皆さんにゼロ事業予算を提案してほしいと。そういうお願いをしております。「ゼロ予算事業」ですね。これはソフト対応とかいろいろありますけど、予算がなくてもできるやつが、もっと何かあるはずだと、そういった事もお願ひしております。来年の予算を組むのに、このままでは相当きついです。ですから、まあ、いろんなことを考えながらやっておりますが、まあ、本当になんですかねえ、例えば、国勢調査によって人口が減っているの、交付税算定の基礎数値、これもどんどん下がっております。

それから、まだ、まあ大幅な削減という言い方が、本当に、もっと丁寧にかうやって説明しないと分かっていただけないというのはあったのですが、その点に関しては、お詫びしないといけないと思っております。

それから、あとですね、令和2年につきましては、交付税の算定のときに、まあ地域社会再生事業費、それから幼児教育費無料化、会計年度任用職員制度、そういった新しい項目が制度の編成の共に出て来ておりまして、これなんかも交付税の参入に組み込んでいただけるという、そういったところで目減りを減らしているという、まあ、国の方の政策ですね、そういったことが今、現象として起きております。それに、まあ上手くこう活用させていただきながら、目減りを減らしていくそういう努力を職員の皆さんが頑張っているということでもあります。

で、先ほどのまあ「フェイクニュース」云々という話は、もう世間一般でそういうのはいっぱいございますが、何が「フェイクニュース」かというのは、本当にNHKであれ、朝日新聞であれ、読売新聞であれ、いろんな大手の新聞についても文中は本当に様々です。裏を取っているのかどうかというのを本当に疑問に思うこともいっぱいあります。そういった中で、その事をまあ相対的に見て、そういうことを言っているわけですから、まあ、心当たりある人は、「フェイクニュース」と言われたらドッキとするかも知れませんが、そういうことは無いと思っておりますので、まあ私の観点からすると、「そういう社会の流れの中で、そういった事をしっかりと見ながら、自分の目で確認して、自分で考えて、次の世代を選んでください」という、そういう一般論でありますから、何も公職選挙法云々という、そういった流れには間違ってもならないと考えて書かせていただきました。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

地方交付税の件なんですけども、まあ、職員の方が良く頑張っているという事がありますが、臨時財政対策債や特別交付税などは減っているのは、分かるんですよね、ずっと。で、まあ、この上島町が出した資料によると、その一般の方が見ても議員が見てもですね、そんなに極端に減っては無いというふうに理解しますよ、これ。

ですから、あまり、こう極端に本当に出した資料が減っていればいいんですけどね、そんなに減っていないときに、交付税が少ない少ない言うたら、本当に少ないんじゃないかなと、いうふうに勘違いされるかと思いますので、まあ、減っているのが本当かどうかよく分かりませんが、これでまあ私の質問は終わりたいと思いますが、財政危機に落ちた原因等々は、早くやっぱフェスパや海光園の経営難が尾を引いとんじゃないかというふうにとっておりますので、その点を早急に解消していただけたらと思います。以上です。

(前田議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで、前田議員の質問を終わります。

続いて、檜垣議員の質問を許します。

(檜垣議員、登壇)

○(6番・檜垣一成 議員)

議席番号6番・檜垣 一成です。私は、「上島町を活気のある住みやすい町に」について質問をします。

上島町は、風光明媚な瀬戸内海のほぼ中央に位置し、環境面からも災害の少ない、非常に住みよい町です。岩城橋が完成すれば利便性も増し、生名フェリー新造船の運航も間近であり、この特性を生かした活気のある町づくりを目指してほしい。

少子高齢化が進む中で、いろいろな課題がありますが、ぜひ、前向きに推進していただきたい。この点についてお考えを伺います。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

ただ今の檜垣議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど檜垣議員が述べられたとおり、上島町は本当に隠れた資産をたくさん持っていると思っております。で、先ほど述べられた中に、まあ岩城橋が開通することによって、この上島町自体が大きく変わって行く節目の年になると思っております。それを見越して、まあ長崎栈橋であるとか、生名フェリーでありますとか、そういった対策を構えてきたわけです。実現に向けて動いているところでありますが、これらをいかに上手く使っていくか、これは我々町の職員も大きな課題として、テーマとしてやらんといかんと、そういうふうには思っておりますが、逆に、町民の皆さんも、この期に一気にそれを活用するという気合で臨んでいただけたらと思います。

現在、町民の皆さんの多くは、この町は、これといった魅力もない将来の希望もあまり持てそうにないという諦めに似た気持ちを持っているのではないのでしょうか。しかし、この辺りでそろそろ考え方を、この考え方を変えていかなければなりません。コロナが蔓延している世界を見渡してください。世界のあちこちで無意味な戦争が頻発しています。砂漠飛びバッタによる食糧危機もどんどん広がっています。国内でも、都市部では次から次へと感染が広がり、どこに落ち着いていくのか全く見えない状況が続いております。

しかし、我が町を振り返ってみてください。穏やかな海に囲まれた平穏な日々が続いております。確かに、地域経済の先行きは不安だらけですが、工夫次第でこの生活を何とか維持して行けるとは思いませんか。脚下照顧、チルチルミチルの青い鳥であります。皆さんの足元に宝の山は、まだまだたくさん転がっています。この地域社会の構造を原点から変えていきましょう。外部依存経済から地域循環型経済にシフトしていく必要があります。もちろん、造船のように外貨を稼げるものはどんどん稼いでもらって、それ以外は地道に地域に眠っている資源を掘り起こして新しい経済の流れを起こしていくのです。これらの作戦について、ヒントは直ぐ近くの大三島にいくらでもあります。この島は、外部から人がどんどん入っています。そして、新たな取り組みに挑戦しています。もちろん、元々住んでいる人たちも手をこまねいているわけではありません。頑張って、新たな取り組みに挑戦しています。お互いに刺激し合いながら、相乗効果を発揮しています。全国各地の活気のある事例も同様であります。

では、上島町と大三島とは、どこがどう違うのでしょうか。良く考えてみてください。実は、既に芽は出始めていると思います。弓削高校の生徒さんを見てください。溢れるエネルギーでどんどんと新しい取り組みに挑戦しています。小学生の「かみけんキッズ」も然りです。一朝一夕で簡単に成果が出ることはないでしょうが、面白いこと、楽しいことを続けることに意味があるのです。この動きは、近い将来、大人たちやお年寄りの皆さんにも伝染するでしょう。これが、コロナよりも早く伝われば、コロナに勝てると私は思っております。楽しく、充実した笑いのある生活習慣が、一番自分の体の免疫力を高めるからであります。瀬戸内海の真ん中にある豊かな地域資源に恵まれた、上島町の可能性は、まだまだ拡大余地十分であります。新しい物を受け入れる、その力さえあれば、地域に刺激が生まれ、それが活気に繋がり、地域経済に派生していくのです。お互いにそんな気持ちがあれば、自ずと住み良い町になって来るはずで。役場は、そんな動きを邪魔しないように、いかにサポートするかだけで、しっかりと支援していく覚悟であります。そういった気持ちで、どんどんと前向きにやって行きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(宮脇町長、降壇)

○(6番・檜垣一成 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 檜垣議員。

○(6番・檜垣一成 議員)

ええー、それでは、他市町村では、都会からの移住者の話も良く聞きます。上島町も空き家も多いし、受け入れ態勢を整えて、もっとPRしていただきたい。若い人の住み易い町づくりがこれから上島町には必要だと思います。ぜひ、前向きに考えていただきたい。この点、

また、ちょっとご答弁願います。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、ご指摘のとおりだと思っております。空き家対策につきましては、空き家の基本的な調査、それから、その判断、そういった基礎調査を終え、今年度からはそれを活用する手段として、地域おこし協力隊の2人を充てまして、それをいかに活用していくかという事で、今、取り組んでいる最中でございます。それで、昨日も岩城地区の方から相談がありまして、何とかそれを活用したいという、まあ、新規定住の方がですね、そういった方も問い合わせがどんどん入っております。今の空き家をいかに活用するか、本当に2～3年放っておくと、どんどん老朽化していきます。そういった事のないようにいかに活用して、定住人口を増やしていくか、これは先ほど言った部分、もう一つ前の段の前段としての取り組みになりますけど、頑張っってやって行きたいと思いますので、皆さんもぜひ、その辺りにつきましては、ご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○(6番・檜垣一成 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 檜垣議員。

○(6番・檜垣一成 議員)

はい、どうもありがとうございました。私の質問はこれで終わります。

(檜垣議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

檜垣議員の質問を終わります。

ここで、2時10分まで10分間、休憩を取ります。

(休 憩 : 午後 1時59分 ～ 2時10分)

○(池本 光章 議長)

再開します。

続いて、濱田議員の質問を許します。

(濱田議員、登壇)

○(8番・濱田 高嘉 議員)

議席番号8番・濱田 高嘉です。町長、今朝から元気の良い答弁をいただきまして眠る時間もないというところでございます。ぜひ、私にも力強い答弁をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。1問目ですね、「職員の守秘義務違反に関して」、議会は、令和2年7月13日付けで宮脇町長に「職員の守秘義務違反についての提言書」を提出し、同年7月30日付けで議会に回答書をいただきました。詳しい内容については、議員の皆さんはもちろんのこと、「広報かみじま」9月号においても掲載されており、町民の皆様もご承知のことと思います。

しかしながら、この回答はあまりにも形式的であり、社会通念の域を出ていないと、そう

いう答弁と思えてなりません。そこで改めて質問をさせていただきます。

事業者名、担当課名及び要望事項等が記載されている役場内部の報告書が公開され、その情報公開の是非、その理由、具体的な調査、事実確認、判断の結果等から、何らかの処置がなされるべきと考えますが、ご答弁をお願いいたします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

濱田議員の質問にお答えします。ええー、濱田議員のご期待に沿える答弁になるかどうか分かりませんが、頑張ってやります。

まず、この件につきましては、一番最初にですね、私が深く思慮することなく決裁というか、ハンコを押してしまった部分がございます。これは、未だに深く反省しております。まあ、よく言われる、世間で言われるめくら判になるかどうかという、こういった文書が公文書に値するかどうかという判断は常に私が責任としてハンコを押す以上は持たなければならない。それを痛感しております。深く反省しております。そのうえで、この質問の答弁に答えさせていただきます。

まあ、情報公開に至るまでについてでございますが、上島町情報公開条例の第1条では、その目的として「町民の知る権利を保障し、町民による町政への参加を進めるのに資する」と謳っており、さらに同条例第26条においては、「町民の町政に対する信頼と理解を深めるとともに、町政参加を推進するため、町政に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない」とあることから、私は常々請求があるたびに出来るだけ要望に沿った書類は提示するようにしております。ただ、その時点で私がまあ前回の町長選でいろいろあったような、そういうときの開示の仕方、それについては、ああいう禍根を残すような例は作ってはいけない。そう思っておりますので、事前にしっかりと閲覧していただいて、この部分とこの部分という確認作業はしっかりやらせていただいております。

そういった中で、まあ、この条例に則った出来るだけオープンにしていくという、そういう姿勢は貫いているつもりであります。また、条例上の公文書である、「実施機関の職員が職務上作成した文書で当該実施機関が保有しているもの」という、まあ公開の原則の部分ですね、この部分は先ほど言いましたように、私がそこに決裁を押したということが妥当であったかどうかというのが、その前に事前にちゃんと協議をして、これが事実かどうか。で、これの前後にどういうやりとりがあったのかとか、そういったことも含めながら、きちんと整理をしていく必要があったと反省しております。ただ、皆さんも、ある程度ご承知かと思えますけど、この前後の動きが本当にたくさんございまして、この1枚の情報公開だけではなかったという話です。そのことも含めて、いっぱいございますので、まあ、今回の提言書を職員全体への平素の服務に対する提言であると捉えまして、個別事案の調査ではなく、職員への地方公務員としての服務の徹底を図ること、これが一番大事ではないかと判断いたしております。

そこで、8月の全体課長会においても、幹部に対して、議会からの提言書が来ているとい

うことを含め、地方公務員としての服務について、職員への指導を指示したところであり
ます。また、これは管理職からの指導だけではなく、今回においては、職員全体に文書を送付
し、指導の徹底を図っているところでもあります。

今後は、回答書にありますように、今回の提言を真摯に受け止めますとともに、疑念を持
たれるようなことのないよう、職員への指導・監督に努めて参りたいと思います。よろしく
お願いします。

(宮脇町長、降壇)

○(8番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田 高嘉 議員)

この問題につきましてはですね、私は三つの問題があったんじゃないかと、こう思っ
ております。

一つはですね、この書類をですね、開示すべき、あるいは、その是非ですね、これが
一点と、それから開示される文書、中身が、内容がですね、これがどうだったかという問
題と、それから今度は一つは、もう一つは町長の回答、で、がねえ、ここで言ったら非常に
失礼なことなんですけれど、まあ形式的というか、我々が、私がですよ、私が期待した回答で
はなかったと、こういうふうに思っております。で、手紙の内容はですね、議長から出した
んですけども、ここにはですね、その守秘義務が違反相当と思われる行為があったといわ
れています。

それから、一部、発行する前に内容が世間に漏れていると。それから、以前から日常的に
見受けられますと。こういう文も入っていますね。町を混乱させているということ。それか
ら、職員の質というか、これも問われますよと。それから最後に、地方公務員法の34条を
下に現状を把握し対策を求めると。このように、議長から提言書が行ったと。

ところが、町長の回答書はですね、非常にごくごく当たり前な、当たり前というか、私
が期待する内容じゃなくてですね、まあ要は、常日頃、この問題については取り組んでい
ます。「特に4月、6月には、対策に徹底を図るべく職員への周知を行ったところですよ」と
いうことから始まって、それから「議会から疑念を持たれるような」という、私は疑念と思
ってないんですね。そういう事案が発生したと、こう思っているんです。で、そういうふう
に私が思っている、発生したと思っているんですけども、また対処が違うんじゃないかと。で、回
答には、要は、「34条を守って今後ちゃんと指導していきます」ということと、ええ一、
まあ、そういうことが書かれていると。ここには、その事実を確認してですね、どうだっ
たかということが、要は簡単にいうと、そういう問題、白黒がはっきりしたかどうか。白だ
ったのか、黒だったのか、黒であれば、何らかの処置が必要だし、白だったら白でいいん
ですよ。やっぱり白か黒か、はっきりと我々に回答していただかないと提言した意味がない。

「調査した結果、これはまっ白ですよと、皆さんが思うようなことはなかったですよ」とい
うことであれば、それはそれで結構。でも、我々が思っているようなことであれば、これは
きちっと内部で処理をしていただきたい。この問題につきましてはですね、この議会でも、
少なくとも3年ほど前から議会ですよ、『実報』が発行されてから、あれが3年前です

から、1号が発行されて今日まで13号発行されています。この間にですね、その都度と言いますかねえ、議会が開催されるごと、そういう秘密漏洩しているんじゃないのという指摘は他の議員からも議会で発言されたと思うんです。

そういう意味で、やはり議会から提言書が出て、「ちゃんと調査しなさいよ」という意味合いをかけられているんですから、ちゃんと調査したうえ、「白だった」、「黒だった、黒だったから、このような処置をしました」とか、「白でした」と、そういうはっきりとですね、それを白黒つけるのは我々じゃなくて皆さんですよ。議会じゃなくて理事者、職員全体の問題ですよ。これをほったらかしているとね、ずっと続きます。こんな甘いのかということが一つ。で、ぜひ、その回答については、そのように思っております。

それから、この二点は、内容の問題についてはですね、やっぱり内容の問題から考えて、私はこれは開示しない方がいいというふうに、私は思っております。それで、実はその、町が発行しているというか、町の条例見ますと、上島町情報公開条例、これは1条から30条までなっています。ところがですね、ところがというか、これA4のコピーしますと、1条から30条まで5枚いるんですよ。で、私共がその、この適正かどうか、是か非かという判断する7条、が私はそれ7条に該当すると思っているんですけども、7条はねえ、5枚のうちほとんど1ページ使っているんですよ。いかにねえ、この情報公開することが難しいかということを表しているんですよ。30条のうちの1条がねえ、全体で5枚ですよ。ところが、それが1枚全部使っている、ほとんど。で、これを読みますと、今回の開示は問題であるというふうに私は思っております。ここで、理事者側と私共で、この問題が解釈をですねえ、ここで議論しても仕様がないので、(9月)24日が、2日目がありますので、その間、私とですねえ担当課ともう一度ですねえ、この問題について、公開が非だったか是だったか、これをきちっとですねえ、擦り合わせして、私の発言内容が間違いであれば、私がそのように「間違った」ということを言いますし、これがなんて言いますかねえ、当然だったと発行してよかったんだと、法的に問題ないんだというんだったら、そのように(9月)24日に答弁していただければと、こう思っておりますけど、いかがですか。議長、いいですかねえ。ここで議論をですねえ、この解釈のことを「ああだ、こうだ」言っても仕様がないので、その点、そういうふうに私が思っておりますけども、いかがなものでしょうか。

○(池本 光章 議長)

(9月)24日までに担当課と協議をしたいということですか。(濱田議員「して、それで是か非かはっきりしたら、そこで」の声あり)24日の再開のときに(濱田議員「再開の冒頭でもいいし、一番後でもいいですから」の声あり)はい、そういうことで。

○(8番・濱田 高嘉 議員)

ぜひ、そういうふうに取り上げたい。ただ、私が今回これはあくまでも私の解釈ですけども、7条の第2項の(1)のウという欄で、私は、これは開示してはならないものだと、このように判断をしています。というのはですねえ、まあ、住民等からの要望が、これあくまでも内部資料ですよ、連絡事項と言いますか、内部資料がなぜ表に公開に適さないのではないのかと、こういうふうに私は判断しているんですよ。それから、この資料に載っています担当課が2人、それから事業者が1名、これ、彼らのですね、やっぱりね、

その個人的な利害関係、これは民事訴訟の事案にもなる不利益を被る公文書が外部に出ているんですよ。政治活動にも利用されているという、と私は思っていました、そういうことを簡単に出したら、今後まずいなあと。

実は、ここにありますが、『実報』の最初に出たのが、『実報』の11号です。に、こういうふうに出ました。（資料を見せる）これと同じものが、『実報』の12号にもですねえ、出ているんですが、出ているんですが、中身は一緒なんですけど消している箇所が違うんですよ。（比較資料を見せる）違うというか、消している部分と消してない部分があるんですよ。こういうものはね、その政治活動の中で、こういう『実報』に添付されて、片一方は黒塗りにされている。片一方は、これはそのまま読める状況にある。こういうふうな状況で、これは大変、職員も、それから業者も、大変、なんて言うんですかねえ、迷惑しているというふうに思いますので、こういう内部的な、内部資料と言いますかねえ、要は協議事項があくまでもそれが表に出ることがあつてはならないんじゃないかなあと。で、さっき言った7条の条文の中に、「これは開示しない」というふうに書かれておりますので、ぜひ、その点は検討していただいて、もし答弁があれば、答弁をお聞きします。

○（池本 光章 議長）

そしたら、そういったことを行政サイドで協議して、後日、濱田議員と打ち合わせ、協議をするということによろしいですか。

○（5番・寺下 満憲 議員）（挙手）議長。

○（池本 光章 議長） はい。

○（5番・寺下 満憲 議員）

一般質問中なんで、ちょっと恐縮するんですけど、やはり一般質問で出された問題は一般質問の中で解決していかないとねえ、個人的に擦り合わせをして、また（9月）24日の本会議が再開されて、その問題を論じること自体ね、私はそんな議会運営はありえないと思っているんですけど、その辺、議長権限たるもので、しようとしょんか、何で民主議会でありながらね、そんな形をするのか、その点、疑問に思います。

○（池本 光章 議長）

この点、行政サイド、すぐ結論が出るような問題ですか、どんなですか。すぐ結論が出るような問題であれば、この場で協議してもらっても結構なんです。

○（8番・濱田 高嘉 議員）（挙手）はい、議長。

○（池本 光章 議長） 濱田議員。

○（8番・濱田 高嘉 議員）

今、そういう意見がありましたので、私は、その7条の第2項で、私は、これは開示してはならないというふうに解釈しました。非常に、1ページありましてねえ、もう二重否定と言うか、もう本当に、私の国語力ではですねえ非常に難解な文章に、条文になっています。ただ、ダメよとか、いいよとかと書いていけば分かりやすいんですけども、全体では公開しないと言っていて、ただし、次にあげる情報は除くよと。で、除かれた情報も、また、「これは除外規定で、これはダメよというふうに書いていましてねえ、非常に私は難解に思っております。

ですから、そういったことを提案させてもらったので…。

○(池本 光章 議長)

そしたら、ちょっとここで、15分ほど休憩をはさんで、ちょっと行政サイド、検討してもらえますかねえ。私も、この中身はちょっと分かるので私も入ります。

それでは、(2時)45分まで休憩を取ります。

(休 憩 : 午後 2時30分 ～ 2時45分)

○(池本 光章 議長)

それでは再開します。

○(8番・濱田 高嘉 議員)(挙手)

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田 高嘉 議員)

ええー、議員の皆さん、また職員の皆さん、大変失礼いたしました。貴重な時間をこういうことで使わせていただきまして。

今、擦り合わせって言いますかねえ、職員さんと話をしたんですけど、やはり私の解釈は職員さんたちを思って、これは出したらいかなと。ところが、理事者の方は、これはもう担当課がいいというので出したということなので、そこにさじかげんができるんですよね。だから、私が言ったように、非常に難解なんです。どう取るかと。ほんで、まあ私が思いやったのが、まあこういうことになったと思うんですけども、それよりも、まあ、この中身がですねえ、ここに書かれているようなことが、これはあくまでも、このインターナルというか、職員間で解決して、で、相手に言うというのがですねえ、こうピンポイントで「これだけください」と言ってね、『実報』にアタッチされて、あとは11号、12号とね、また、この、出回ると。もう政治活動に利用されるということとはですねえ、その、こういう利用法は相ならんのではないかというふうに思って質問をさせていただきました。

そういうことなので、ぜひ、議員の皆さん、職員の皆さんご理解をいただきたいと思います。

それでは次に参ります。次の2問目の質問になりますけども、「上島クリーンセンター焼却炉修理費用に関する関連書類等について」お尋ねをいたします。

この度のゴミ収集運搬処理業務委託を随意契約から入札制度導入に伴い、町が管理する上島クリーンセンターゴミ焼却炉の修理費用等に関して、議会は、改めて焼却炉運用の実態を精査するため、年度別契約書、見積書、仕様書、修理箇所図面等々の関係書類を議会に提出するよう求めて参りましたが、未だ議会が必要とする書類の提出がありません。このような事態について、町長のご所見をお伺いいたします。

○(宮脇 馨 町長)(挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

ただ今の濱田議員の2番目の質問にお答えいたします。本当に申し訳ないことなんですが、濱田議員からの、この要請がありまして、それを処理する過程の中で、こちらの方でまあ失態と言いますか、勘違いと言いますか、そういった事も重なりまして、濱田議員の要請にお答えすることが出来ておりませんでしたことを深くお詫び申し上げます。

で、こういった中身について、再度精査した結果、濱田議員が要請しておられた文章は、一部、ほんの一部というか、平成27年の部分の一部ですね、それを除いては、全て整いましたので、改めて濱田議員にお示しさせていただきたいと思います。ええー、本当にこの件につきましてはご迷惑をお掛けしたことをお詫びいたします。どうもすみませんでした。

(宮脇町長、降壇)

○(8番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 濱田議員。

○(8番・濱田高嘉 議員)

町長、この書類はいつ見つかったんですか。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、揃っているというのを発見したのは、3日ほど前でございます。はい、申し訳ありません。

○(8番・濱田高嘉 議員)

ええー、非常にねえ、何て言ってもいいか、驚いているという事に尽きるんですよ。実は、この書類の提出の願いは、私個人じゃなくて、議会が提言書を出しましたよね、7月13日に、一般ごみの収集運搬の、あれと一緒にですねえ、やはり、「焼却炉の提言ができれば良いな」という事で、4月からですねえ、行政側に町長にも担当課にも、平成20年の4月1日から稼働していますから、「炉」が、この間、11年ぐらいですかねえ、「この間の書類を提出してください」というお願いをいたしました。

で、なぜ、そのこの提出をお願いしたかという事ですもんねえ、これまでって言いますかねえ、この3年間でも良いんですけど、3年間、焼却炉の修理、4,200万ぐらいですよ、平均、年間、ねえ。ところが、3月の当社予算、言いますと1,654万円かな、これが出てきたので「なんじゃ」と。毎年4,000万円以上払っているものが、何で当初予算に1,654万円と上がって来るんだと。半分以下よりも、もっと3分の1くらいじゃないかと。「どうなってんだ」ということが、事の始まりですよ。これはゴミの問題も一緒ですよ。だから、請求したのは、「ゴミの問題と、それから焼却炉の問題があるので、両方書類をください」という話をしたら、ごみの方の書類はいただきました。議会で精査して、議会が議長名で提言書を出しました。

ところが、焼却炉の提言はできない。書類がない、ない。結局は5ヶ月ですよ。4・5・6・7・8、5ヶ月間、我々は、「書類を探してください。探してください、無ければ、無いで仕様が無いので、町長名でありませんか手紙をくださいと。そうしないと対応ができない」と、それが無いということは、町長は4年間ですよ、後はね20年間からね、28年まではね、前の町長ですよ。「両方無いというのは、どうなっているんだ」という事で、再三再四、町長にもお願いしましたし、担当課にもお願いしました。で、決算のときも町長は、

あれですよ、手紙で、回答書の中ですよ、回答書の中では、「決算時には、提出できる。提出できます」という回答書が来ています。だから、決算のとき、7月27日から8月4日までですかね、決算だと思いますけども、その間待ちましたけどもありません。そういうことにですね、書類が無いということはですね、これは済まないんですよ。その時の担当者はですねえ、もうあれですよ、無かったらですよ、これはもう、停職か、もう首ですよ、免職、このように法律で書いていますよ。そういう大変な問題、十数1年間の書類が無いという、精査できないという、こういう状況がですねえ、やっとな、この2～3日前ですか、あったと。で、今からこれをやれというのは無理ですよ。この問題については、まあ精査についてはですねえ、新しい議員の方々に精査していただいて、適正にですね、運用されていたかどうか、チェックをしていただきたいと思います、このような書類が無いとかあるとかいう事で、この議会で問題にするという話は、大変、何と言いますかねえ、恥ずかしいというか、それで「ほとんどあった」という話でしょう。一部無い、まあ、ありますけどもねえ、要は、何をしていたんだと。たった書類を探すのに5ヶ月間もかかるかと。だったら他の難しい話はもっとかかるんじゃないかというふうに思われても仕方ないですよ。ねえ。

議員の方々もビックリされているかと思いますが、やはりこういう書類の問題については、最低限きちっと保存管理し、もうついでに言いますけどもねえ、こういう関係の契約書、これ私はびっくりしたんですけど、改めてこの調べたんですけども、どのようになっているかと言いますとねえ、契約書とか条例とかねえ、財産、人事、予算決算とか、これはねえ、上島町文書取扱規程第1種で永年ですよ。未来永劫ですよ。6種類に分かれているんですよ。2種が30年、3種が10年、4種が5年、5種が3年、6種が1年というふうですよ。ですね、きっちと書類によってですね、保管管理していくというルールが決まっています。それから上島町財務規程にもきちっと書かれておりますし、それから上島町事務決裁規程にもあります。こういういろんな規程とか規則の縛りがあるのにね、こんな大変な書類が「無い、無い」と言っ、5ヶ月間も言われたらどういう気ですか。何を信用したら良いかということですよ。ええー、そういうことのないようにですねえ、今後はですねえ注意をし、町長だけではなく職員全体がですね、この問題、特に書類等々を管理保存には十分ですねえ、気を付けていただきたいと思います。まあ、もし何かこれについて答弁があればお聞きして終わりたいと思います。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、今回の不手際に対しては、本当にご迷惑をお掛けしたことをお詫びいたします。まあ、今後二度と再びこのようなことが起こってはならないわけですから、特に文章の管理に関しては本当にまあ認識はまだまだ甘すぎるという、そういった実態を痛感しております。我々行政職員としては、本当に「この文書は町民の財産である」ということが、その法律とか規則とか、そういったところにも明記されております。その取扱い、それから作り方も含めて、いろんな意味で、もっともっとしっかりと勉強しながら管理、それから保存、そういった事もきっちりとやらせていただきますので、まあ今後、そういった事で努めて参りたい

と思いますので、よろしくお願いします。

○(8番・濱田高嘉 議員)

はい、これで終わります。

(濱田議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで、濱田議員の質問を終わります。

続いて、村上議員の質問を許します。

(村上議員、登壇)

○(1番・村上 要二郎 議員)

よろしくお願いします。議席1番・村上 要二郎です。

まず初めに、「条例の見直しについて」、一般質問を行います。

現在、本町において、様々な問題が起こっております。これは、条例や各種制度がうまく機能していないことにも原因があると思われます。

合併後、様々な議員や業者が自分のことを中心に条例を捻じ曲げて解釈し、都合の良いように行政を運営していたように感じています。どのような状況においても、公平性や財政の安定性を一番に考えた条例や制度を制定すべきであり、そうでなければなりません。上島町の公共事業が町民のケンカの道具に使われないためにも、条例を再度練り直し、公平、公正な行政運営を行う必要があります。

今後、特別部会などを立ち上げ、条例の見直しを行う必要があると考えますが、町の方針をお答えください。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮 脇 馨 町長)

村上議員の質問にお答えします。

条例は、地方自治法において、条例で定める旨が規定されているもの、その他法令において条例で定めるもののような上位法など、そういったものによって条例の制定が必要なものと、町の施策を実施するために定める政策的な条例の2種類がございます。

政策的な条例・制度は、そのときの社会情勢や需要などの社会的な要件や首長のまちづくりの考え方・政策・公約によって、制定・改廃されるものだと思います。町における問題が、条例や各種制度によるものかどうかということが、どのようなことを想定されているのか、お考えはちょっと分かりませんが、条例や各種制度に問題があるとは考えておりません。大事なことは、その時点で条例・制度を遵守し、適切に運用していくことであると考えております。社会的な要因やまちづくりに対する考え方などによって、対応が必要となった条例や制度については、必要に応じて、制定・改廃作業を行って参ります。

現在、特別部会などの立ち上げは考えておりませんが、条例等の例規の見直しについては、議会からのご指摘等によりまして、平成29年度において、全例規の精査を行い、改廃等の見直しを実施しております。条例等の例規につきましては、定期的な見直し作業は必要であ

りますので、年1回は担当課所管の例規の精査を行うように、全体課長会において指示をしてきているところであります。今後におきましても、適切な管理に努めて参りますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(1番・村上 要二郎 議員)(挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 村上議員。

○(1番・村上 要二郎 議員)

ありがとうございます。ええー、条例の見直しについては、定期的に見直しがされているということですが、まあ、更にですねえ、精査してですねえ、上島町に合った条例・制度に変えていただけたらと思います。また、議員の各位におかれましても、やはり、条例というものは大事なもののなので勉強していただけたらと思います。

はい、じゃあ、次2問目行きます。

「公務員の義務について」、ええー、ちょっと濱田議員と重複するところもあるかもしれませんが、議会の提言でもありました職員の守秘義務について、職員であれば絶対に守らなければならないことであり、役場内でも十分に周知されていることと思われま。

しかし、職員の義務については、他にも守らなければならないことがあります。職務専念義務や身分上の義務などがあげられます。また、告発の義務も守らなければなりません。

職員の教育について、どのような方法で、これらのことを教育しているのか、また、一般行政職以外の職員においても、しっかりとした教育がされているのか、お答えください。

○(中 辻 洋 総務課長)(挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

(中辻総務課長、登壇)

○(中 辻 洋 総務課長)

村上議員の質問にお答えいたします。

職員の教育、これは、研修などの実施による職員の資質の向上ということだと思いますが、現状といたしましては、まず、町の実施する研修については、上島町入庁後の庁内での新規採用職員研修、その他として、講師を招聘して実施する職員向けの、まあ法令執務等の研修を実施しているところでございます。

また、愛媛県町村会による新規採用職員研修をはじめ、職責・職階に応じた段階的な研修や愛媛県主催による同様の研修、また研修テーマが設定されたものの職員研修、また、機会に応じて、千葉県の市町村アカデミーでの研修など、各種研修に参加させることにより、職員の資質の向上を図っているところでございます。

これらの研修につきましては、事前に研修計画を策定しまして、その計画に基づいて、予算化・研修の実施、職員派遣を行っております。

ええー、普段の執務中におきましては、所管課の管理職に職員の指導・育成を担っていただいているのが現状です。

一般行政職以外の職員は、その職場を抜けると、その事業・業務が滞ってしまうという職場環境であることから、長期間の研修などへの参加は、ままならないというのが現状であり、

やはり、所管課の管理職に指導・育成を担っていただいているという状況です。

その他といたしましては、時期や必要に応じて、全体課長会などを通じて、職員に対し、町職員・地方公務員としてとるべき行動などについて、資料の配布・情報の発信・注意喚起などにより指導を行っております。

職員の資質の向上に繋がる職員研修は、町長が力を入れている分野でございますので、今後とも、積極的にすすめて参りたいと考えております。以上、よろしく願いいたします。

(中辻総務課長、降壇)

○(1番・村上 要二郎 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 村上議員。

○(1番・村上 要二郎 議員)

ありがとうございます。ええー、守秘義務についてですが、今回のことだけでなく、様々な個人情報が漏洩しているように感じております。犯人探しをする必要はありませんが、罰則もございますので、職員の義務については、しっかりと教育していただき、住民の安心・安全を守っていただけたらと思います。

次、3問目行きます。ええー、「財政健全化に向けた取り組みについて」、上島町の財政健全化につきましては、4年間の一般質問において、様々な政策提案を行ってきました。その内容について、進捗状況を含めお聞きします。

特別会計において、経費が掛かるばかりで、町民のサービス向上に繋がっていない事業の廃止や縮小、町内業者への外部委託などは検討されているのか。また、機構改革や定員管理計画は総務課長の努力により、スピード感をもって行われておりますが、今後の人材確保に課題を残している状況であります。本町の財政健全化に必要な人材の確保は最重要課題であり、早急に取り組まなければならない政策であると考えます。その対策案として、総務課長の役職での雇用延長や、早期退職した優秀な人材の再雇用も検討する必要があると考えます。

財政的にも厳しい中、スピード感をもって財政を健全化させるための政策につきまして、町としての基本的な考えをお示ください。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮 脇 馨 町長)

村上議員の3番目の質問についてお答えいたします。

これまで、様々な政策提案をいただきまして、ありがとうございます。

さて、今回のご質問にある「事業の廃止や縮小、それや外部委託などの検討」については、現在、来年度予算の編成にあたって、現行予算の縮減についての検討を進めているところであります。事務事業の性格や内容によって、すぐに予算削減効果の出るもの、すぐには効果の出ないものがありますが、議員の提案部分も、来年度の予算に反映されていくものがあると思います。

次に、職員関係についてですが、今まで回答したとおりでございまして、岩城橋開通を見越した定員管理計画の策定を進め、再任用制度の活用や公務員の定年制延長の動向などを注

視しつつ、適切な世代交代と人材の確保に努めて参ります。

財政を健全化させるための政策についてであります。本議会でも報告がなされますが、地方公共団体の財政健全化に関する法律により報告を義務付けられている4つの財務指標の数値上では、上島町は『健全』な状態を保っております。

しかしながら、近年、その指標は悪化傾向にありまして、基金残高も減少し、上島町の財政状況は厳しいと言わざるを得ません。財政の健全化は、それを成し遂げるには、一定の年月が必要でありまして、地道で継続的な取り組みが必要であります。財政を健全化させるための政策に特効薬はないという自覚はしております。

ちなみに、上島町では、この財政健全化を長期的に成し遂げた久万高原町、これを、後ろを追っかけるというか、それを模範とします。それで長期的な取り組みとして、目標にして取り組んでいきたい、それを考えております。そのために、去年ですかねえ、久万高原町の職員の方のご指導を、薫陶を受ける場を設けまして研修をさせていただきました。

それから、ええー、内容につきましては、例えば、歳入の確保であります。税収の大幅な増収は見込めない中で、例えば、各種使用料の見直しであるとか、そうなりますと当然、受益者の負担の適正化という、どういうふうに判断していくかという難しい問題も出て参ります。

それから、経常収支比率の改善、これは、財政構造、硬直化している中で、その解消のためにも経常収支比率の改善が必要であるという認識をしております。

それから、あと、町債残高の削減であります。現在も町債は削減皓々となっておりますが、それを加速させるためにも、単年度においても返済額よりも借り額を少なくすると、まあ当たり前の話なんです。が、「入るを任じて出を減ずる」という。これはもう一般家庭のお財布と一緒にあります。そういったことを地道にやるしかないということでもあります。

それから、先ほども申しましたように、事務事業の見直しであります。これは、愛媛県が現在、市町連携事業として取り組んでおります事務量調査、事務量の、業務量調査ですね。ごめんなさい、これを今、行っているところでございます。これは、今、職員が行っている事務事業の量が、ボリュームがどれだけのなか。今やっている仕事が、これは1週間に何時間かかる。全体で、年間でどれくらいかかる。そういった積み上げを、地道な作業であります。膨大な量であります。今、調査を進めているところでございます。それによって、その担当でどれだけの人員がいるか、そういったことが、組み立てができるようになります。ましてや、これを切り分けながら、これとこれは共通してやろうとか、これとこれを組み合わせようとか、その人員配置の元の基礎データができるという、そういったことになろうかと思っております。

それから、次には、人件費の抑制であります。今、努力の成果が実って、少しずつではあります。人員の削減に向けて進んでおります。これは、職員の適正化、定員管理計画、こちらの方をメインで着実に進めていく必要があると考えております。ただ、ここでは、先ほども申しましたが、定年延長とか、再雇用とか、それから会計年度職員とか、いろんな複雑な要因が重なって参りまして、今の町の業務をどのようにすれば一番効率よく皆さんの行政サービスがすっきりと見える形で行えるようになるのか。そういったことは、この数だけ

では簡単には割り切れない問題が残って参ります。ましてや、我が上島町は、タコ足のような支所がどうしても必要になります。分散されたところで、この業務をどうやってこなしていくかという大きな問題が残っております。岩城橋が開通しても、島ごとの体制をどうするのかという大きな問題が残っておりますので、これは本当に悩ましい問題ではありますが、少しずつ着実に進めていく必要があると考えております。

それから、公共施設のあり方の見直し、これも短期的にはいかならないと思います。各4か町村が持っていた多くの箱物施設、こういったものをどのように統廃合すれば一番効率が出るのか。この辺につきましては、出来たら、専門家の、そういった厳しい見方、ええー、大胆な発想、そういったものをどんどん取り入れていった方がいいのではないかな。そんなことも考えております。まあ、集約化、それから効率化、それからスリム化、ええー、もう一つは複合化ですかねえ、そういったことが必要になってくると思っております。

それから、こういった内容を進めるにあたって、最も大切なのは職員の意識だと思います。この意識をどのように変えていくかと。それは、先ほどの研修とか、そういったものもございしますが、一番はもうそれぞれの各個人の心掛けと言いますか、きっかけと言いますか、我々がここで、この町で、こうやってしっかりと生きていくためには、この職員の意識改革、これが一番の大元になると思っております。

以上、羅列でたくさん述べてしまいましたが、そういうことで財政健全化に向けた取り組みをしっかりと進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(宮脇町長、降壇)

○(1番・村上 要二郎 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 村上議員。

○(1番・村上 要二郎 議員)

ありがとうございます。ええー、健全化に向けて、町長、回答いろいろとありがとうございました。いくつか、私も質問があります。

まず、久万高原町、見習うということですが、やはり久万高原町は久万高原町の特徴があると思います。人口規模が近いだけではやはり久万高原町の劣化コピーになってしまうので、そこをまるまま写しても上島町で活用できるかというのは難しいと思います。

それから、事務事業量の調査についてなんですけども、個人の能力差はかなりあると思いますので、これも数字だけで測れない部分が相当あると思いますので、先ほど町長も言われたんですけど、個人の意識を変えないと、ここは中々能力が伸びてこないとは私は思っております。やはり、その、いろんなこと言われたんですけども、まずは支出を抑える努力が必要だと思うんですね。まあ、この4年間でいろいろと特別会計等について、削減求めてきました。まあ、例えば、ケーブルテレビを例に挙げますと、ケーブルテレビは加入率は80%もう今超えていますよねえ。で、その中で、今後の加入率が90%を超えたとしても赤字額がそんなに減るわけでもなく、数千万円の赤字がずっと町には掛かってきます。これを抜本的に改善するとなると、もう自主放送や施設管理を民間に委託したりしてですねえ、赤字額を大幅に削減させるしか方法はないとは私は思っています。また、ケーブルテレビ局の中に6人ぐらい職員がおると思うんですけど、この職員をですねえ、まあ一般事務に迎えたりですねえ、

することで、当面、職員の新規採用人数を抑えることもできると思います。

で、まあ、ケーブルテレビをまあ例に挙げたんですけども、他の会計も同じようなことが考えられますので、具体的にですねえ回答はないんですけども、回答は必要ないんですけども、やっぱりもう大ナタを振るっていただいてですねえ、会計の縮小とかですねえ、廃止というのは真剣に考えてもらわないとですねえ、結局、受益者に負担させるのかという話になりますので、受益者ということは町民ですよええ。町民がどう思うかというと、「あの職員が働いてないのに、何で私がお金払わにやいかんのん」て、結果そうなるんですね。そう言われないうちにですねえ、やっぱり職員もしっかり働ける環境も作るのが必要ですし、住民にも負担かけないというところで、やっぱり施設の統廃合、先ほど言われました統廃合とかですね、削減というのは、もう積極的に進めてもらいたいと思うんですけど、まあ先ほども言ったんですけど、もうちょっとですねえ、やってもらいたい。もう何か町長、具体的にこうしますというのがあれば回答もらえます。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

ええー、先ほどの例にございました、まあ例えばCATVの話なんですけど、こちらの方も、今、運営状況と言いますか、どうしても編集作業にたくさんの人員を投入している部分がございます。そういったところの改革も含めまして、管理職等については、例えば、企画情報課の方と兼務するとか、そういうことによって人員を削減したりとかですね。で、また従前から運営審議会の方で提案されている「CATVは儲けられないのか。外貨を稼げないのか」、そういった提案も出ております。ここのところは、ほとんど手つかずで残っております。例えば、町内の企業のCMとか、その、いろんな、そういう手段、手立て、まだまだ可能性はあります。そういったことも含めて、自己変革を促していく、作っていくという、そういう実績を一つずつ種を蒔いていけばどんどん広がってくると思っております。

先ほど村上議員が仰られたように、もう加入率はリミットにきています。ここから先は、中身を変えていくしかない。まあ、そういった他の施設もたくさんございます。基本は、「出を制して」という、そういうとこと、じゃあ、どうやってもっと入ってくるのを確保できるのかという、そういったことは工夫次第でまだまだ可能性はあると思っておりますので、ぜひ、前向きに取り組んでいきたいと思っております。また、良い案がありましたら、ぜひ、お願いします。以上です。

○(1番・村上 要二郎 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 村上議員。

○(1番・村上 要二郎 議員)

ありがとうございます。先ほど町長が言われた、まあケーブルテレビでCMを流すとかですねえ、もし、そういうのが可能なのであれば、例えば、生名フェリーとか、バスとかのところにも広告を載せるとか、そういう方法もあると思いますけども、まあ財政の健全化につきましては、やっぱり町民が安心できる行政運営を行ってほしいと思っております。

本日で4年間の一般質問、最後でございますが、今まで様々な提案を聞き入れていただい

た職員の方々には本当に感謝しております。ありがとうございます。また、職員の方々におかれましては、住民の生活を第一に守っていただき、地域の子供を育て、全国に誇れる上島町になれるよう職員同士が協力して上島町を運営してください。よろしくお願いいたします。以上で終わります。ありがとうございます。

(村上議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

これで村上議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第7、報告事項

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第7、報告事項第7号、「令和元年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を願います。

○(中辻 洋 総務課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中辻 洋 総務課長)

それでは、「令和元年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について」報告いたします。

本制度は、地方自治体の財政破綻が、住民の皆様の日々の生活に重大な影響を及ぼすことから、法律で議会に報告を義務付けられたものでございます。

それでは、令和元年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率について、資料に沿って報告いたしますので、資料の1ページをお願いいたします。

本様式は、財政健全化判断比率の状況を一覧で表示しております。実質赤字比率・連結実質赤字比率が『－（ハイフオン）』で表示されているのは、これは、赤字がなかったことを表しております。

実質公債費比率は12.3%、下の表に示してある早期健全化基準の25.0%や地方債を借り入れる際に、県の許可が必要な団体となる18.0%を下回っております。

将来負担比率は44.2%、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

この四つの比率について、二つの指標で赤字がないこと、残る二つの指標で基準を大きく下回っていることから、財政運営上、健全な数値であったと言えます。

2ページをお願いいたします。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況を一覧で表示しております。一般会計、特別会計、企業会計の実質収支額を表示しておりまして、左側の中段あたりの実質赤字比率がマイナス1.79%、右側の一番下段の連結実質赤字比率がマイナス17.02%とどちらも『－（マイナス）』が付いているということは、黒字であったことを表しております。

3ページをお願いします。

この表は、実質公債費比率の状況を表示したものでございます。

実質公債費比率は、3か年の平均値で示すものでございまして、平成29年度から令和元年度の3年間の平均値、中段一番右の実質公債費比率にありますとおり、上島町は12.3%と

なりました。

その左側にある単年度の実質公債費比率をご覧ください。令和元年度の単年度の実質公債費比率は、13.5%で、前年度と比較して1.4%の増となっております。これは、元利償還金等の額が増になったことが主な原因です。

4 ページをお願いします。

将来負担比率の状況を表したものです。

本町における将来負担比率は、下段の計算式によって求められます。計算式の上段、分子の額については、将来負担額 A が上段の将来負担額の合計額、充当可能財源等 B が中段の充当可能財源等の合計額になります。

分母については、令和元年度の標準財政規模から令和元年度に公債費等として参入された額を差し引いた額となります。

その結果、令和元年度の上島町の将来負担比率は、44.2%、昨年度と比較して15.1ポイントの増となっております。これは、中段の充当可能財源等、基金保有額の減少などによるものです。

将来負担比率が100%以下であるということは、将来に対する負担を現年度の歳入で賄えるという意味から、健全であると言えます。

5 ページをお願いします。

公営企業会計における資金不足額等の状況を一覧で表しております。

上島町では、法適用企業として、上水道事業、法非適用企業として、簡易水道・公共下水道・農業集落排水・浄化槽・船舶事業の各会計が該当します。

法適用の③、法非適用の⑥の列の「資金不足・剰余額」が正数であること、さらには、法適用の④、法非適用の⑦の列の「資金不足比率」がすべて『－（ハイフオン）』であることから、資金不足は発生しておりません。

6 ページをお願いします。

令和2年7月29日に監査委員の審査を受けまして、本書のとおり審査意見書をいただいております。

以上のように、令和元年度における上島町の各指標は、すべての項目において基準内であったという結果となっております。

しかしながら、普通交付税の一本算定へ移行による普通交付税の減額や基金取り崩しによる影響、元利償還金・準元利償還金の増などにより、指標が悪化してきており、今後の更なる悪化が懸念されます。現状に安心することなく、今後も、健全な指標を維持できるよう、努めて参ります。

以上で報告を終わります。

○(池本 光章 議長)

以上、報告がありました。これで報告事項を終わります。

続きまして、議案の審議に入ります。

日程第8、議案第72号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第8、議案第72号、「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上島町一般会計補正予算（第5号））」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第72号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上島町一般会計補正予算（第5号））」について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

1 事 件 令和2年度上島町一般会計補正予算(第5号)

2 処分年月日 令和2年8月7日

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急経済対策に対応するため、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的な余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

それでは、令和2年度上島町一般会計補正予算(第5号)の概要を説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億5,800万円といたします。第2項の歳入歳出予算補正につきましては、お手許の予算説明資料、「令和2年度8月補正予算（8月7日 専決処分）の概要」に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は一般会計が1億800万円、特別会計及び企業会計である上水道事業会計の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、国庫支出金、繰入金及び繰越金を財源として、新規事務事業の計上を行いました。

財源といたしましては、まず、国庫支出金1億500万円。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

繰入金200万円。これは、財政調整基金繰入金です。

繰越金100万円。これは、前年度繰越金です。

以上、1億800万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、まず1番目として、次の事務事業等を新たに計上いたしました。

(1) の移住・定住促進事業は、多様な働き方の拡大に対応するため、空き家を買い入れて施設の改修を行い、新規企業家等に貸し出し支援をするもので、金額は4,132万3千円です。

(2) の高齢者生活支援事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により敬老会が中止となったため、75歳以上の高齢者1人当たり3,000円の商品券を配布するもので、金額は586万2千円です。

(3) の観光プロモーション活動事業は、G o t o キャンペーン及び宿泊事業者応援割事業に併せてPR活動等を実施するもので、金額は1, 406万円です。

(4) の周遊コンテンツ制作事業は、新しい旅行スタイルを実現するための環境整備及び自転車観光の推進を図るもので、金額は2, 635万6千円です。

(5) の新事業応援成金事業は、新しい生活様式に対応した新ビジネス、イベント、体験プログラムの展開に挑戦する取り組みを支援するもので、金額は900万円です。

以上で、議案第72号「専決処分の承認を求めることについて」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

はい、この専決に関しましてですが、以前、議員協議会で、この内容につきまして、は理事者側から議会の方で、まあ詳細な説明を受けまして、まあ専決でOK. という状況をまあ提出して、そのうえでことですが、実はですねえ、この専決をまあ認めたというか、これが、今般はこうなんですけども、こうでない議員協議会で専決処分ですといったことがですねえ新聞報道されました。そして、その新聞報道によってですねえ、松山市辺りのまあ議員からは「上島町は議会いらんのじゃないか」といったようなことがですねえ、SNS辺り書かれているという事態があったんですよえ。

で、まあ私自身はそれを見ましてねえ、我々は説明を受けているんだということですが、やはりマスコミにですねえ、情報提供するときには、その辺りも含めてですねえ、誤解を招かないようお願いをしないと、「やはり上島町はこういうところなのか」ということになりかねないんですよえ。非常に私自身は、その書き込みを見ましてねえ、腹立ったんですが、まあ、そういうこともありますので、マスコミ等にそういう情報提供するときにはですねえ、注意喚起も含めてですねえ、本来的には今日やって専決なんですけども、その前段階で、専決でやるということは議会は了承しているわけですよ。了承しているということは、記事にならないで、そして、いきなり専決で、1億円以上の専決されたと。これは何だといったような書き方がね、やっぱりインターネットで流れる。今、そういう時代です。

ですので、情報提供に関しましてはですねえ、注意深くやっていただきたいなと、そう思います。

○(池本 光章 議長)

他に質疑はありませんか。(沈黙) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第72号、「専決処分の承認を求めることについて(令和2年度上島町一般会計補正予算(第5号))」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり

承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第72号は、原案のとおり承認することに決定しました。

監査委員の入場がありますので、5分休憩を取りたいと思います。(3時)40分から再開します。

(休 憩 : 午後 3時35分 ～ 3時40分)

(森本代表監査委員、入場)

日程第9～第24、議案第73号～第88号

○(池本 光章 議長)

再開します。

続いて、日程第9、議案第73号、「令和元年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第24、議案第88号、「令和元年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの「決算認定案16件」を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第73号、「令和元年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第24、議案第88号、「令和元年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの「決算認定案16件」を一括議題といたします。

それでは、議案第73号から議案第88号についての提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

それでは、議案第73号、「令和元年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から議案第88号、「令和元年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

なお、歳入歳出決算の内容等につきましては、池本会計管理者から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(池本 雅則 会計管理者) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 池本会計管理者。座ったまま説明してもらって結構です。

○(池本 雅則 会計管理者)

座ったままで失礼いたします。

ただ今、上程されました、議案第73号から第88号までの令和元年度上島町一般会計、特別会計合わせて16会計の歳入歳出決算についてご説明いたします。

なお、説明内容につきましては、各会計の繰入の状況と歳出の執行率及び実質収支等につ

いて説明いたします。

また、地方自治法第233条第5項の規定により、「主要な施策の成果に関する説明書」を決算書と併せて提出していますので、参考にしてください。

それでは、まず一般会計ですが、決算書の168ページをお開きください。

一般会計の歳入総額は、68億5,914万6,647円となっておりますが、この内、地方交付税が歳入の52.8%を占めております。歳出総額は67億988万4,612円で、歳出執行率は83.8%となっております。歳入歳出差引額は1億4,926万2,035円となっております、その内、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が7,754万8,000円となっております。

18ページ、19ページをお開きください。

ここには、令和元年度から令和2年度へ繰越した事業のそれぞれの事業内訳を掲載しておりますので、参考としてください。

これらの事業の財源内訳の一般財源の合計額、19ページ右下の7,754万8,000円が、翌年度へ繰り越すべき財源として計上されております。

168ページに戻ってください。

そして、実質収支額は7,171万4,035円となっております。

次に、国民健康保険事業会計ですが、190ページをお開きください。

一般会計から1億3,570万円、歳入の12.5%を繰入れ、国保財政調整基金を500万円取崩し、歳入総額は10億8,268万6,933円となっております。歳出総額は10億6,301万1,046円で、執行率は92.0%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに1,967万5,887円となっております。

続きまして、国民健康保険診療所事業会計ですが、204ページをお開きください。

一般会計から2,650万円、歳入の52.1%を繰入れ、歳入総額は5,086万268円となっております。歳出総額は4,985万2,462円で、執行率は95.7%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに100万7,806円となっております。

次に、へき地出張診療所事業会計ですが、216ページをお開きください。

一般会計から140万円、歳入の23.5%を繰入れ、歳入総額は595万7,731円となっております。歳出総額は525万7,900円で、執行率は89.1%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに69万9,831円となっております。

続きまして、後期高齢者医療事業会計ですが、228ページをお開きください。

一般会計から4,180万円、歳入の30.5%を繰入れ、歳入総額は1億3,716万1,711円となっております。歳出総額は1億3,601万2,742円で、執行率は98.1%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに114万8,969円となっております。

次に、公共下水道事業会計ですが、244ページをお開きください。

一般会計から2億5,150万円、歳入の64.8%を繰入れ、歳入総額は3億8,822万503円となっております。歳出総額は3億8,273万5,037円で、執行率は90.0%となっております。歳入歳出差引額は548万5,466円となっており、その内、翌年度に繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が440万円3,000円となっております。

少し戻っていただいて、232ページ、233ページをお開きください。

ここには、令和元年度から令和2年度へ繰り越した事業内訳を掲載しておりますので参考としてください。

この事業の財源内訳の一般財源の合計額、233ページ右下の440万円3,000円が翌年度に繰り越すべき財源として計上されております。

244ページに戻ってください。

そして、実質収支額は108万2,466円となっております。

続きまして、簡易水道事業会計ですが、254ページをお開きください。

一般会計から4,330万円、歳入の90.2%を繰入れ、歳入総額は4,798万3,948円となっております。歳出総額は4,719万7,791円で、執行率は90.4%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに78万6,157円となっております。

次に、CATV事業会計ですが、266ページをお開きください。

一般会計から6,590万円、歳入の64.5%を繰入れ、歳入総額は1億217万4,577円となっております。歳出総額は1億145万562円で、執行率は97.7%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに72万4,015円となっております。

続きまして、農業集落排水事業会計ですが、280ページをお開きください。

一般会計から4,420万円、歳入の38.6%を繰入れ、歳入総額は1億1,438万1,322円となっております。歳出総額は1億1,387万4,596円で、執行率は97.6%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに50万6,726円となっております。

次に、介護保険事業会計ですが、310ページをお開きください。

一般会計から1億2,430万円、歳入の15.0%を繰入れ、歳入総額は8億2,815万6,653円となっております。歳出総額は8億2,097万1,144円で、執行率は94.4%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに718万5,509円となっております。

続きまして、介護サービス事業会計ですが、328ページをお開きください。

一般会計から2,560万円、歳入の53.4%を繰入れ、歳入総額は4,796万5,878円となっております。歳出総額は4,718万9,468円で、執行率は92.7%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに77万6,410円となっております。

次に、浄化槽事業会計ですが、338ページをお開きください。

一般会計から2,430万円、歳入の81.0%を繰入れ、歳入総額は2,998万6,349円となっております。歳出総額は2,939万6,671円で、執行率は90.5%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに58万9,678円となっております。

続きまして、魚島船舶事業会計ですが、350ページをお開きください。

一般会計から4,250万円、歳入の30.4%を繰入れ、歳入総額は1億3,975万9,312円となっております。歳出総額は1億3,920万3,153円で、執行率は95.0%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに55万6,159円となっております。

次に、特別養護老人ホーム事業会計ですが、366ページをお開きください。

一般会計から1億6,570万円、歳入の40.0%を繰入れ、特別養護老人ホーム海光園

基金を200万円取崩し、歳入総額は4億1,426万4,102円となっております。歳出総額は4億1,194万7,337円で、執行率は98.6%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに231万6,765円となっております。

続きまして、生名船舶事業会計ですが、380ページをお開きください。

一般会計からの繰入はなく、歳入総額は3億6,159万5,698円となっております。歳出総額は2億3,351万3,166円で、執行率は34.4%となっております。歳入歳出差引額は1億2,808万2,532円となっており、その内、翌年度に繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が5,142万円となっております。

少し戻っていただいて、368ページ、369ページをお開きください。

ここには、令和元年度から令和2年度へ繰り越した事業内訳を記載しておりますので参考としてください。

この事業の財源内訳の一般財源の合計額、369ページ右下の5,142万円が翌年度に繰り越すべき財源として計上されています。

380ページに戻ってください。

そして、実質収支額は、7,666万2,532円となっております。

続きまして、上水道事業会計ですが、386ページをお開きください。

まず、収益の部は、1の営業収益と3の営業外収益で、収益総額は、2億4,428万7,425円となっております。

次に、費用の部は、2の営業費用、4の営業外費用と5の特別損失で、費用総額は2億2,528万446円、歳出執行率は91.0%となっております。

収益総額から費用総額を引いた当年度純利益は、1,900万6,979円となり、前年度繰越利益剰余金2億3,354万5,021円を加え、当年度未処分利益剰余金は2億5,255万2,000円となっております。

次に、右側の387ページをご覧ください。

4の上水道事業剰余金処分計算書についてですが、当年度末の利益剰余金処分額は、減債積立金、利益積立金ともに行っておりませんので、翌年度繰越利益剰余金は当年度未処分利益剰余金と同額の2億5,255万2,000円となっております。

以下、391ページから上水道事業報告書、395ページ以降に収益費用明細書等を添付しておりますのでご参照ください。

また、403ページ以降に、財産に関する調書及びその他の付属書類を添付しておりますので、こちらも後ほどご参照ください。

以上をもちまして決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

提案理由の説明がありました。

ここで、代表監査委員の森本委員に、監査報告をお願いしたいと思います。

(森本代表監査委員、登壇)

○(森本 英隆 代表監査委員)

それでは、令和元年度「上島町一般会計・特別会計並びに上水道事業会計」の監査の結果

を報告します。

監査意見書、地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和元年度上島町一般会計歳入歳出決算書・特別会計歳入歳出決算書及び上水道事業会計決算書を審査した結果、収支とも正当と認めます。

令和2年8月5日、上島町長 宮脇 馨 様。上島町監査委員、森本 英隆。同じく、上島町監査委員、濱田 高嘉。

次に、決算の概要について報告します。

一般会計歳入につきましては、町民税、国庫補助金及び町債等の減により、昨年対比99.7%の68億5,900万円となっております。

歳出につきましては、67億900万円、翌年度繰越明許費を除くと「実質執行率は93.8%」で適正に執行されていると認定しました。

特別会計の繰入金については、9億9,200万円で、昨年対比は横ばいとなっております。

基金につきましては、地域振興基金に1億100万円の積み立てを行ったものの、財政調整基金、減債基金及びふるさと整備基金を4億5,000万円取り崩したことなどから、全体では2億6,000万円減少しております。

全会計の決算総額は、昨年対比100.5%の102億9,100万円となっております。

財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、実質公債比率は12.3%・将来負担比率は44.2%、資金不足比率の資金不足はありません。

財政指数は、健全に保たれ推移しております。

続きまして、本決算についての所見及び改善検討事項につきましては、所見1件、改善・検討事項4件を提案しております。

所見につきましては、町税である町民税・固定資産税・国民健康保険税の徴収率は、前年度に引き続き、納税者の皆様のご協力により愛媛県下でも高い徴収率となっております。

改善・検討事項につきましては、今後、十分にご検討のうえ、ご審議していただくことを要望します。

次に、上水道事業会計につきましては、税抜き収益的収入決算額2億4,400万円で、前年度比1.98%の増収に対し、収益的支出決算額は、2億2,500万円で前年度比3.19%の増加となりました。この結果経常収支比率は、110.4%と前年度と比べ、6.1%減少しましたが、2,200万円の経常利益を得ることができました。

資本的支出は、税込み1億5,700万円で、不足する資本的収入額は、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金、長期前受金戻入金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填しています。

なお、当年度未処分利益剰余金2億3,500万円は、「公共的必要剰余金」として翌年度に繰り越されます。

また、経営健全化審査につきましては、資金不足比率は、マイナスとなっており、経営は、良好な状態と認められます。

今後とも、安心・安全そして安定的な給水の確保を図るとともに、経営を安定させ、企業

会計としての目的が達成されるよう、一層の努力をお願いします。

以上で監査報告を終わります。

○(池本 光章 議長)

提案理由の説明並びに監査報告が終わりました。

ここで、森本監査委員には、退席していただいてよろしいでしょうか。(複数の「はい、異議なし」の声あり)ありがとうございました。それでは、森本監査委員、退場お願いいたします。ありがとうございました。

(森本代表監査委員、蓼原事務局長の案内で降壇、退場)

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第73号から議案第88号については、予算決算委員会に付託して審議することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号から議案第88号については、所管の予算決算委員会に付託して審議することに決定しました。よって、本日ここでの質疑は省略いたします。

日程第25～27、議案第89号～91号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第25、議案第89号、「令和2年度上島町一般会計補正予算(第6号)」から日程第27、議案第91号、「令和2年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)」の「補正予算案3件」につきましても一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)ご異議なしと認めます。よって、日程第25、議案第89号、「令和2年度上島町一般会計補正予算(第6号)」から日程第27、議案第91号、「令和2年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)」の「補正予算案3件」につきましても一括議題といたします。

それでは、議案第89号から議案第91号の補正予算案3件について、順次説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第89号、「令和2年度上島町一般会計補正予算(第6号)」の説明をいたします。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億2,700万円といたします。第2項の歳入歳出予算補正につきましては、お手許の予算説明資料、「令和2年度9月補正予算の概要」に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は一般会計が4億6,900万円。特別会計は410万円で、その内訳は、介護サービス事業会計120万円及び特別養護老人ホーム事業会計290万円となっております。企業会計である上水道事業会計の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、

諸収入、町債及び法人事業税交付金を財源として、新規事務事業の計上及び既定の事務事業の見直しを行いました。

財源といたしましては、まず、地方交付税３億５，５７８万４千円。これは、普通交付税です。

国庫支出金１億７，５７５万５千円。これは、離島活性化交付金４，１５３万４千円、地方創生推進交付金１３６万４千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金１億２，５６５万３千円、子ども・子育て支援交付金１７０万４千円、保育対策総合支援事業費補助金２００万円及び学校保健特別対策事業費補助金３５０万円です。

県支出金３８１万７千円。これは、子ども・子育て支援交付金２０万４千円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（児童福祉施設等分）３５０万円及び消防団設備整備費補助金１１万３千円です。

繰入金マイナス４億２，０００万円。これは、財政調整基金繰入金です。

繰越金３０万４千円。これは、前年度繰越金です。

諸収入３億１，９２２万６千円。これは、後期高齢者医療療養給付費市町負担金精算金９４２万円、消防団員安全装備品整備事業助成金２１万３千円、岩城村保健福祉職員修学資金貸付金剰余金９１０万１千円及び土地開発基金剰余金３億４９万２千円です。

町債３，０２０万円。これは積善山南遊歩道整備事業債５６０万円、積善山線道路法面復旧事業債１，０００万円及び臨時財政対策債１，４６０万円です。

法人事業税交付金３９１万４千円。これは、今年度から創設された交付金です。

以上、４億６，９００万円で補正予算を編成いたしました。

「令和２年度９月補正予算の概要」の裏面の２ページをお願いいたします。

次に、補正理由と要旨ですが、まず１番目として、地方債の補正ですが、予算書の５ページ「第２表 地方債補正」をお願いいたします。

積善山南遊歩道整備工事の実施に伴い、観光施設整備事業の増額、町道積善山線道路法面復旧事業の実施に伴い、道路施設整備事業の増額及び臨時財政対策債発行予定額の確定に伴う増額をしております。

以上により、限度額の総額を、補正前８億７，２００万円から９億３００万円に変更するものです。

「令和２年度９月補正予算の概要」の裏面の２ページに戻ってください。

２番目として、次の事務事業等を新たに計上いたしました。

- （１）のWeb会議システム購入事業は、各総合支所に専用のWeb会議システムを構築するもので、金額は５８２万５千円です。
- （２）の生名デイサービスセンターエアコン改修工事は、空調設備の老朽化に伴い、施設の環境改善及び感染予防を図るもので、金額は２，５４８万７千円です。
- （３）のじん芥収集運搬車購入は、塵芥収集運搬業務の委託条件の統一を図るため、弓削地区に２台、岩城地区に１台の車両を購入するもので、金額は２，４００万円です。
- （４）の農業経営継続補助事業は、国の経営継続補助金に採択された事業者を対象に自己負担額の一部を補助するもので、金額は５００万円です。

- (5) のレンタサイクル拡充事業は、レンタサイクル用保管庫及び自転車等を整備するもので、金額は1, 353万1千円です。
- (6) の積善山南遊歩道整備工事は、平成30年7月豪雨で被災した遊歩道を整備するもので、金額は594万6千円です。
- (7) の防災倉庫整備事業は、新たに防災倉庫を整備することで、適切な管理及び物資供給体制を構築するもので、金額は746万4千円です。
- (8) の小中学校感染予防対策事業は、感染防止用の備品等を購入し、各施設に配備するもので、金額は783万円です。
- (9) の小中学校校務支援システム導入事業は、教職員の負担軽減等を図るとともに、学校におけるICT環境を整備するもので、金額は3, 366万円です。
- (10) の町道積善山線道路法面復旧事業は、平成30年7月豪雨で被災した道路法面を整備するもので、金額は1, 079万6千円です。

3番目として、次の事務事業等が一部変更等を要するに至りました。

- (1) の塵芥収集運搬処理業務は、入札減少金による減額分で、金額はマイナス2, 400万円です。
- (2) の上島町飲食店応援スタンプカード事業は、5月27日付けで専決処分いたしました当事業の追加増額分で、金額は600万円です。
- (3) の財政調整基金積立金は、岩城村保健福祉職員修学資金貸付金及び土地開発基金の廃止に伴う剰余金を積立てるもので、金額は3億959万4千円です。

4番目として、その他、経常・投資経費の変更を要するに至りました。

以上で、議案第89号、令和2年度上島町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(大本 一明 健康推進課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 大本健康推進課長。

○(大本 一明 健康推進課長)

それでは、議案第90号「令和2年度 上島町介護サービス事業会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いします。

予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ120万円追加し、総額5, 530万円とします。

今回の補正予算は、介護サービス事業所における、新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金に対応するものとなっています。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いします。歳入になります。

3款1項1目の繰越金1万4千円の減は端数調整によるものです。

6款1項1目1節、県補助金として新型コロナウイルス感染症対策緊急包括支援交付金を121万4千円増額しています。

内訳は、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターにそれぞれ14万8千円と魚島の地

域密着型通所介護事業所に３８万４千円、訪問介護事業所として５３万４千円となります。

８ページをお願いします。歳出になります。

２款１項１目１０節、居宅介護サービス事業の需用費２５万９千円は、魚島の訪問介護分となります。１７節の備品購入費２７万５千円は、オゾン発生装置の購入となります。

９ページをお願いします。

２款２項１目１０節、地域密着型サービス等事業費の需用費１０万９千円は、魚島の通所介護分となり、１７節の備品購入費２７万５千円も先ほどと同様にオゾン発生装置の購入となります。

１０ページをお願いします。

２款３項１目及び２目の居宅介護支援事業費と介護予防支援事業費の需用費それぞれ１４万８千円は対策用消耗品費となります。

１１ページをお願いします。

５款１項１目の予備費１万４千円の減は、端数調整によるものです。

簡単ではございますが、以上で議案第９０号の説明を終わります。よろしくお願いします。

○（角濱 信夫 海光園長）（挙手）議長。

○（池本 光章 議長） 角濱海光園長。

○（角濱 信夫 海光園長）

それでは、議案第９１号「令和２年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第１号）」について説明いたします。

予算書の１ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、第１条にございますように、歳入歳出それぞれ２９０万円を追加し、総額を４億４，７５０万円とします。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書で説明しますので、７ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、３款２項３目の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）２９７万４千円は、令和２年４月１日以降、感染症の対策を徹底した上で、介護サービスの提供を行うために必要なかかり増し経費分に対して県から支援金が交付されるため、これを新たに計上するものです。

続いて８款１項１目１節の前年度繰越金は、予算総額調整のため、７万４千円を減額するものです。

続いて歳出予算について説明しますので、８ページをお願いいたします。

まず、１款１項１目の一般管理費は、２５１万２千円の増額となっております。内訳として、１７節備品購入費２４８万５千円の増は、現在、特別養護老人ホームの送迎と短期入所の送迎を同じ車で行っていますが、新型コロナウイルス感染症の予防のため、特別養護老人ホームの送迎専用の車いす移動車を購入するものです。１１節役務費１万７千円の増は、この車の保険料、２６節の１万円の増は自動車重量税です。

続いて９ページをお願いいたします。

２款１項１目の介護サービス事業費の１０節、需用費１１万円の増額については、特別養

護老人ホームに係る新型コロナウイルス感染症の予防のための資材を購入するものです。

続いて10ページをお願いいたします。

2款2項1目の短期入所介護サービス事業費の10節需用費35万2千円の増額については、短期入所に係る新型コロナウイルス感染症の予防のための資材を購入するものです。

続いて、11ページをお願いいたします。

5款1項1目の予備費については、予算総額調整のために7万4千円を減額しております。

以上、簡単ですが、議案第91号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありましたが、議案第89号から議案第91号までの補正予算案3件の審査につきましても所管の予算決算委員会に付託することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。したがって、議案第89号から議案第91号までの補正予算案3件の審査につきましても、所管の予算決算委員会に付託することに決定しました。よって、ここでの質疑は省略いたします。

日程第28、議案第92号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第28、議案第92号、「工事請負契約の締結について（岩城漁港西防波堤機能保全工事）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第92号、「工事請負契約の締結について」、次のとおり請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 岩城漁港西防波堤機能保全工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 5, 445万円 |
| 4 契約の相手方 | (住 所) 愛媛県越智郡上島町岩城3803番地
(会社名) 岩城建設 株式会社
(代表者) 代表取締役 松浦 哲(まつうら さとし) |

提案理由といたしましては、岩城漁港西防波堤機能保全工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

なお、工事の内容等につきましては、山本建設課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(山本 九十九 建設課長)（挙手）議長。

○(池本 光章 議長) 山本建設課長。

○(山本 九十九 建設課長)

それでは、工事概要を説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。

なお、入札結果一覧表などは、参考資料の次のページに添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

参考資料１の「上島町全図」をお開きください。

工事個所は、岩城地区岩城漁港西防波堤で赤の引き出し線で示した位置です。

参考資料２「西防波堤計画平面図」をお開きください。

本工事の内容は、西防波堤延長５０．０メートルの内、赤色により着色した鋼管矢板式防波堤延長２７．０メートルの被覆防食工３０６．１平方メートルを施工いたします。

参考資料３「被覆防食詳細図」をお開きください。

平面図・縦断面図及び標準断面図に今年度施工部分を赤色で着色しております。

鋼管矢板の全数 N=32 本をおもに水深マイナス１．００メートルからプラス２．５０メートル間高さ３．５０メートルの被覆防食を施工いたします。

なお、本事業は今年度工事で完了する予定です。

以上で、工事概要説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）

○(11番・池本 興治 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 池本 興治議員。

○(11番・池本 興治 議員)

これ入札をこれだけの金額なんじゃけんど、業者は２社しかおらのんかな。課長、業者は２社しかおらのんか。こがいな入札があるか。

○(中 辻 洋 総務課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中 辻 洋 総務課長)

一般競争入札で、一般競争入札をして、広告により実施して応募されたのが２社という結果でございます。（池本 興治議員から「はい、分かった。いいですよ」の声あり）

○(池本 光章 議長)

他にありませんか。（「なし」の声あり）ないようですから、これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません、なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、日程第２８、議案第９２号、「工事請負契約の締結について（岩城漁港西防波堤機能保全工事）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第９２号は、原案のとおり可決されました。

日程第２９、議案第９３号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第29、議案第93号、「工事請負契約の締結について（篠塚漁港東防波堤機能保全工事）」を議題といたします。提案の理由を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）はい。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第93号、「工事請負契約の締結について」、次のとおり請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 篠塚漁港東防波堤機能保全工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札(総合評価落札方式) |
| 3 契約金額 | 2億790万円 |
| 4 契約の相手方 | (住 所) 愛媛県越智郡上島町弓削鎌田237番地
(会社名) 有限会社小川工務店
(代表者) 代表取締役 小川 俊治(おがわ しゅんじ) |

提案理由といたしましては、篠塚漁港東防波堤機能保全工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

なお、工事の内容等につきましては、山本建設課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(山本 九十九 建設課長)（挙手）議長。

○(池本 光章 議長) 山本建設課長。

○(山本 九十九 建設課長)

それでは、工事概要を説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。

尚、入札結果一覧表などは、参考資料の次のページに添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

参考資料1の「上島町全図」をお開きください。

工事個所は、魚島篠塚地区篠塚漁港東防波堤で、赤の引き出し線で示した位置です。

参考資料2「係留配置図」をお開きください。

本工事の内容は、赤色で着色してある部分で、陸側の3.5m×3.5m×2.0mのアンカーブロック4個の制作据付及び、φ73ミリメートルのアンカーチェーンを6本設置いたします。

参考資料3「係留配置図2」をお開きください。

同じく今年度施工箇所に赤で着色しています。

なお、本事業は、今年度工事で完了する予定です。

以上で、工事概要説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから

討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし、ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、日程第29、議案第93号、「工事請負契約の締結について（篠塚漁港東防波堤機能保全工事）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第94号

○（池本 光章 議長）

続いて、日程第30、議案第94号、「工事請負契約の締結について（長江港浮栈橋改修工事）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○（村上 和志 副町長）（挙手）はい、議長。

○（池本 光章 議長） 村上副町長。

○（村上 和志 副町長）

議案第94号、「工事請負契約の締結について」、次のとおり請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 長江港浮栈橋改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 1億1,554万6,319円 |
| 4 | 契約の相手方 | （住 所）愛媛県越智郡上島町岩城3803番地
（会社名）岩城建設 株式会社
（代表者）代表取締役 松浦 哲（まっうら さとし） |

提案理由といたしましては、長江港浮栈橋改修工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

なお、工事の内容等につきましては、山本建設課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○（山本 九十九 建設課長）（挙手）はい、議長。

○（池本 光章 議長） 山本建設課長。

○（山本 九十九 建設課長）

それでは、工事概要を説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。

尚、入札結果一覧表などは、参考資料の次のページに添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

参考資料1「上島町全図」をお開きください。

工事箇所につきましては、岩城長江地区長江港の浮栈橋で赤の引き出し線を示した位置です。

参考資料2の「施設位置図」をお開きください。

本工事の内容は、橋長24.0メートル有効幅員6.0メートルの渡橋の製作工及び据付工と、附属工として浮函の敷鉄板を新しいものに付け替えます。

参考資料3「渡橋一般構造図」をお開きください。

本工事で新設いたします渡橋の一般構造図を参考に添付しております。

現状の渡橋と橋長・有効幅員ともに変更はございません。

参考資料4「浮栈橋架替施工図」をお開きください。

立石港の浮函及び、長江港既設の渡橋を利用して赤で着色しています状態の仮栈橋を設置し、工事期間中に定期航路及び不定期航路の運航に支障が出ないように対応いたします。

なお、本事業は今年度工事で完了する予定です。

以上で工事概要説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(2番・林 康彦 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 林議員。

○(2番・林 康彦 議員)

すみません、これの何ページかな。ええー、入札結果一覧表なんですけども、金額ですねえ、岩城建設さん、1億504万2,108円。五島建設さん、1億504万2,130円。

(笑い声あり) 22円しか変わりません。これが真面な一般競争入札になるのでしょうか。甚だ疑問に思います。以上です。(再び笑い声あり) (寺下議員から「答弁いらんのか」の声あり) 答弁できまあ、入札じゃのに。

○(4番・藏谷 重文 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 藏谷議員。

○(4番・藏谷 重文 議員)

鉄のことで分かりますんですけど、これは係連橋とエプロンとポンツールのやり替えなんか。それとも、切り替えなんか、修理なんか、もう改修だけ、修理なんか、それとも全面やり替え。

○(山本 九十九 建設課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 山本建設課長。

○(山本 九十九 建設課長)

今回の工事は、渡橋を、今、渡橋を新設いたします。今の浮函の部分は、敷き鉄板のみ撤去して新しい物に改修いたします。

○(4番・藏谷 重文 議員)

あと、だいたいアバウトでいいんですけど、トン数はどの程度。(「そりゃあ、分からんわい」の声あり)

○(山本 九十九 建設課長) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 山本建設課長。

○(山本 九十九 建設課長)

橋の重量でよろしいですか。(藏谷議員から「はい」の声あり) 約60トンです。

○(5番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 寺下議員。

○(5番・寺下 満憲 議員)

今の工事の件の関連で、ちょっと公共交通課の方へ伺うんですけど、いわゆる生名の栈橋を移動して長江の方へ、生名港ですね、いや立石港ですね、立石港の栈橋を長江港の方へ仮移設するということですが、今、生名のフェリー2隻になっとなで、終便から後のまあ、こういった形で係船していくのか。そして、救急艇が旧生名の栈橋を活用して救急艇の発着に使っているけども、そういった点を含めて公共交通課の方ではどのように対応を考えているのか。参考だけに伺っておきます。

○(村上 和彦 公共交通課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 村上公共交通課長。

○(村上 和彦 公共交通課長)

ええー、立石港の旧栈橋が長江港の方に仮置きとして使われる期間の係船ということでございます。9月26日以降は、「ゆめしま」が主船として稼働し、そして、「いきな」が予備船という形で運航を予定しております。

ですから、この工事期間には、ドックを除けばほとんど「ゆめしま」が6時から11時くらいまで走るということになりますので、終便終了後は、「ゆめしま」が新しい栈橋に係船をするという形になります。もう1隻の「いきな」につきましては、栈橋が一つになりますので、生名港の方に係船をするという形で対応したいと思っております。

救急艇の活用につきましては、消防の方から回答していただけたと思います。

○(濱田 将典 消防長) (挙手) はい、議長。

○(池本 光章 議長) 濱田消防長。

○(濱田 将典 消防長)

救急艇の方につきましては、立石港の栈橋が一つ長江港に行きますので、まず、生名港の方に着けて、それから救急活動を行う予定としております。

○(11番・池本 興治 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 池本議員。

○(11番・池本 興治 議員)

長江港の中にね、岩城造船の台船がもういっぱい着いとるんじゃが、あれどうしようないこれから処理するんですか。どういうことか言ったら、今度、岩城橋が架かるときに、大きなクレーンが来るでしょう。ほんなら、あれ、どこへ置くんですか。あの中へ入れると言ようけど、そこら辺で岩城造船にそういうような立ち退きとか、もう相当あそこ何もかにも置きっぱなしで岩城造船の台船の置き場かなというような状態なんよ。そこへ役場も何も言わんのんですか、役所は。何も言うていかんのんですか、あれだけやりたい放題やって。他の業者じゃったら、どう言うんですか。1台置いただけで、あなたたちは「ここへ置いたらいかんじゃないか」とかいうて、生名なんかでも、弓削なんかでも言ようるじゃないですか。やりたい放題のことやらしといて、大手じゃったら何も言わんのんですか。ほで、年間あれだけ置いて35万じゃいうて、この間、言ようりました。そがいな無茶苦茶なことが通るん

ですか。行政としてはっきり、いかんことはいかん、弱い人には文句言うて、大きな強い人には何も言わんのんですか。これからどうするんですか。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

ご指摘の件につきましては、今までも、その問題で利用者の方からも再三再四要請が入っております。それで、実際に今の係留している部分については、それぞれ申請を出していたでいて、それに基づいてやっておりますが、今、定期航路、長江フェリーですね、これとか、岩城汽船さん、こちらの方の運航に支障のないよう極力港内の分は減してほしいということで調整もしながらやっております。

ええー、ただ、上島町としては、まあ造船産業の支援と言いますか、それは当然何とかして対応したいという考えがございますので、まあ狭い港内の中でやり繰りしながらやっていきたいと考えておりますし、今回、岩城橋、それから、今回の浮棧橋の架け替え、こういったことに対しても、事故のないよう適切な調整を図りながら進めていきたいと思っておりますんで、まあ中々本当にもう少し減らしたりとか、整理統合と言いますか、そういう交通整理をきっちりしながら、事故のないよう指導したいと思っておりますんで、よろしくお願いします。

○(11番・池本 興治 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 池本議員。

○(11番・池本 興治 議員)

事故がない、まあ、あそこの湾の中に油を流して、台船が沈んで油が流れて、そういうような無茶苦茶なことをやらしとってから、ほいで造船振興もあるんかも分からんけど、やっぱり大手ですけんね、それをほいで他の人が困るようなやらせ方でねえ、やっぱ行政は指導せにやあいかん。いらんことには一生懸命力入れて指導しとる、肝心な大きなところには特に言わにやいかんのんじゃないですか。そこら辺を町長、しっかりした行政指導してください。もう、それ以上は言いません、はい。指導してくださいよ、必ず。

○(4番・藏谷 重文 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 藏谷議員。

○(4番・藏谷 重文 議員)

まあ、これはさっき言ったように係連橋とランプと、いくら考えてもちょっとうとうここから節約してもらわにや金がなんぼあっても足りんから、もう1回精査していただきたいんですけど。(「入札済んどる」の声あり) まあ、細かいところ言うたら、こんなに儲けるかということになるから、まず、そちらが精査してください。(「入札終わっとるのに」の声あり) (藏谷議員から「ああ、入札終わっても、だめはだめやろう。反対するしかない」の声あり)

○(池本 光章 議長)

もう契約しとるんで。(藏谷議員から「ほじゃけん、もう反対するしかない」の声あり) 他に質疑ありませんか。

○(2番・林 康 彦 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 林議員。

○(2番・林 康 彦 議員)

すみません、ちょっと聞き忘れたんですけど入札率、何パーセントでしょうか、課長、入札率。(平山議員から「落札率じゃないんか」の声あり) ああ、落札率。

○(山本 九十九 建設課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 山本建設課長。

○(山本 九十九 建設課長)

はい、すみません、元々の予定価格が、ちょっと今、資料ありませんので、後ほどにさせていただきます。すみません、よろしくお願いします。

○(池本 光章 議長)

他に質疑ありませんか。(携帯の着信音が聞こえる、挙手なし) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、日程第30、議案第94号、「工事請負契約の締結について(長江港浮棧橋改修工事)」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：村上議員、林議員、大西議員、寺下議員、檜垣議員、平山議員、濱田議員、前田議員、池本 興治 議員、松原議員。

反対者：藏谷議員、土居議員。

起立、多数です。よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

ここでちょっと皆さんにお伺いします。議会、5時までとなっていますが、5時過ぎても延長して今日終わらしてもよろしいでしょうか。今日しなければ、次の(9月)24日にするようになりますけど、今日終了さすまでやってよろしいですか。(村上議員から「教育委員の任命は早い方がいいんじゃないですか」の声あり)

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

これが通らんかったら物が買えんとかといったものがあるんだったら今日中にやっちゃって、あと、辺地の問題なんか後でもえんじゃないかな。1件これがあるんだったら、これやったらええんじゃないの。

○(池本 光章 議長)

ギガスクールまで済ませて、その後はもう(9月)24日にしますか。(「はい、了解」の声あり) ほんならギガスクールまでで終わりということで、その後は24日の再開でやります。(「了解」の声あり)

日程第 31、議案第 95 号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第 31、議案第 95 号、「物品売買契約の締結について（ギガスクール用端末購入事業）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第 95 号、「物品売買契約の締結について」、次のとおり物品売買契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | G I G Aスクール用端末購入事業 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 1, 6 7 7 万 7, 2 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | (住 所) 愛媛県今治市南大門町 1 丁目 1 番地の 1 5
(会社名) 四国通建株式会社
(代表者) 代表取締役 高木 康弘(たかぎ やすひろ) |

提案理由といたしましては、G I G Aスクール用端末購入事業について物品売買契約に付するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案するものでございます。

なお、事業の内容等につきましては、梨木教育課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(梨木 善彦 教育課長)（挙手）議長。

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

それでは内容を説明いたします。めくっていただきまして、参考資料の 1 ページをお願いします。

ええー、この端末の購入に関しましては、県下 3 市 4 町 1 事務組合が愛媛県 GIGA スクール端末共同調達協議会に加入しまして、県がとりまとめることにより、安価で購入できるというメリットを生かしたものでございます。

次の 2 ページをお願いいたします。

これは県による入札状況となっており、次の 3 ページが県の入札執行表となっております。

この落札金額のうち、次の 4 ページが、本町分、328 台の積算内訳となっております。この内訳によりまして本町と落札業者と仮契約したものでございます。

最後の 6 ページをお願いいたします。

購入予定の端末の機種と概要資料ですが、機種は、NEC 社製のクロームブックで、ノートパソコン型やタブレット型にもなり幅広い用途に使用できます。基本的なソフトウェアに関しては、Google 社のクローム OS というソフトウェアを使用する予定です。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ事業についてじゃないんですが、確認のために伺いたいんですが、ええ一実は先般来、ゴミ収集に関しまして高額随契は要するにやるまいといったような申し入れもまあ議会の方からも出ているわけですよ。で、今般は、まあ高額随意契約でなっているということで、まあ随意契約でなった理由としては、先ほど言っておられたようにまあ県が中をもってやっているというようなことで、こうせざるを得ないという理解でいいんですかねえ。ですので、一応随意契約で高額になった場合はですねえ、一応随意契約にした理由というのを町民の皆さんに分かりやすく補足で説明してやってくれたらいいと思います。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

これは、県の方では一般競争入札で実施しております。で、そこで、この1社が応札したわけでございます。応札し、落札しました。で、そのうちの328台分に関して、その業者と我々が随意契約といった仕組みになっております。

○(7番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(池本 光章 議長) 平山議員。

○(7番・平山 和昭 議員)

まあ、だから、その仕組みは分かっているんですよ。ただ、これだけ見ますと随意契約でなにがしという高額随契になっているんで、こうなった場合はこうやらざるを得ないんだという説明はやっぱりいただきたいなと、まあ、今後のことですのでね、お願いします。

○(池本 光章 議長)

他に質疑はありませんか。（「ありません、いいですよ」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、日程第31、議案第95号、「物品売買契約の締結について（ギガスクール用端末購入事業）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

◎ 延 会

○(池本 光章 議長)

本日の審議はこれまでとし、残りの日程につきましては9月24日の再開日に上程します。予算決算委員会に付託した「令和元年度各会計歳入歳出決算認定案16件」並びに「令和2年度の補正予算案3件」については、9月24日の午前10時から会議を開いて審議を行う

こととし、議事日程は当日配布したいと思います。

お諮りいたします。本日はこれで延会とすることに、ご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

（起立、礼）

（了）

（令和2年9月10日 午後4時50分 延会）

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 池 本 光 章

署名議員 松 原 彌 一

署名議員 村 上 要二郎